

＜提出論文情報記入用紙＞	
論文タイトル フリガナ	サイエンスとテクノロジーが 社会に与える影響のシミュレーション
論文タイトル (副タイトルは不要)	財務諸表監査が保証する財務諸表の質に関する研究
著者名フリガナ	フクノ 徳
著者名	姓) 福ノ 名) 徳
学籍番号	
所属(学部・研究科名)	
提出論文 (該当論文を●にする)	<input type="radio"/> 学士論文 <input type="radio"/> 博士課程単位修得論文 <input type="radio"/> 修士論文 <input checked="" type="radio"/> 博士学位取得論文
指導教官名フリガナ	アサヒノ 義
指導教官名	姓) 阿部 名) 義
提出年(西暦)	2002年
* 提出論文は、附属図書館に寄贈後、図書館利用細則に基づき館内での利用に供されます。	

財務諸表監査が保証する
財務諸表の質に関する研究
—イギリス監査制度を主たる題材として—

福川 裕徳

はじめに

会計学の世界に足を踏み入れてから早 10 年が経とうとしている。思い起こせば、学部生時代、会計学のゼミナールに入ろうと思ったのは、公認会計士になりたいと考えていたからであった。しかし当時の私には、公認会計士が行う業務についての知識などほとんどなく、ただ漠然としたイメージがあるのみであった。

こうした理由から会計学のゼミナールを希望したのであるが、恩師安藤英義先生のゼミナールに所属させていただいたことにより、私の人生は大きく進路を変更することになった。ゼミナールで会計学を学ぶにつれて、その奥深さに触れ興味を掻き立てられたのであるが、そうなると公認会計士試験のための受験勉強が非常に表面的で退屈なものに思えてきて、とても耐えられなくなってしまった。より深く会計学を探求したい、その思いは徐々に強くなり、大学院進学を決意した。

大学院生時代から今日までを振り返ってみると、充実はしていたが決して平坦な道ではなかったように思う。会計学に興味を抱き大学院進学を決意したのであるが、いざ学究の道に入ってみると学問の厳しさに直面し、不安に駆られることが多い日々であった。ただ、雑念を振り払って純粋に研究に没頭しているときだけは心が安まり、何ものにも代え難い楽しさを感じたこともあった。

大学院に進学した当初、私の問題意識の根底には、会計を取り巻く環境、そこにおける会計実務、会計実務から帰納されまたそれを演繹する会計理論、という 3 つの関係を明らかにしたいという思いがあった。その後、この問題を扱うには会計を対象とするよりも、財務諸表監査を対象として検討したほうが有効なのではないかと考えるようになった。これが財務諸表監査の研究をはじめのきっかけとなったのであるが、研究を進めていくにつれ、そもそも監査人が監査意見を表明することによって社会において果たしている役割とは何なのかという根本的問題に関心が移っていった。これは、財務諸表が適正であるとか、真実かつ公正な概観を示しているという監査意見によって、財務諸表がいかなるものであることを監査人は保証しているのかという問題である。この問題意識から出発した研究の成果が本論文である。

この論文をまとめるにいたった今日まで、多くの方々にお世話になっている。まず、私がかここまで研究を続けることができ、そして何よりもこの論文を形にするまでにいたることができたのは、安藤先生のおかげである。安藤先生には、私が研究者になるためのきっかけを与えていただくとともに、学部生時代、大学院生時代を通じて今日まで、研究に関する細やかなご指導とご助言をしていただいた。さらには、研究者・教育者としてのあり方まで教えていただいた。安藤先生に出会わなければ、研究者になることを考えなかったであろうし、もちろんこの論文もなかったであろう。心からお礼を申し上げたい。

博士後期課程以降今日まで論文指導委員を引き受けていただいている新田忠誓先生には、大学院時代から幾度となく研究内容を報告する機会を与えていただきご指導を賜った。この論文をまとめるに際しても、報告の機会をいただき多くのご指摘をいただいた。また、大学院時代の5年間を通して新田先生の講義に出席させていただき、多くのことを学ばせていただいた。今日の私の会計学に対する考え方は、新田先生の講義から大きな影響を受けていることは確かである。ここに感謝の意を表したい。

また、万代勝信先生には、大学院時代には毎回ゼミにご出席いただき、報告のたびに貴重なご指摘をいただいた。また、今日でも、たびたび研究についてのご相談にのっていただきご助言をいただいている。この場で感謝申し上げたい。

さらに、伊藤邦雄先生、廣本敏郎先生、尾畑裕先生、佐々木隆志先生には、大学院時代には主として講義を通してお世話になった。また、今日では学会においてお世話になっている。心より感謝申し上げたい。

長崎大学経済学部の諸先生方には、日ごろからすばらしい研究環境を与えていただいている。特に、会計エリアの今田正先生、上野清貴先生、岡田裕正先生、小野哲先生、近藤隆史先生には、いろいろな面でお世話になっている。今後、この研究成果を教育に生かしていくことで、ご恩をお返ししたい。

最後になったが、今日にいたるまで、私を精神的・経済的に支えてくれた両親に対してお礼申し上げたい。また、論文の執筆に当たり不自由な生活を強いてしまっているにもかかわらず、家事と育児を一手に引き受けてくれている妻に感謝したい。さらに、妻の両親にもさまざまな形でお世話になっている。感謝申し上げたい。

この論文がかここまで私を導いてくださったこれらの多くの方々の期待に沿うものとなっているかどうかについては一抹の不安が残るが、自分としては現在もてるものをすべてだしきったつもりである。これらの皆様のご恩に報いるためにも今後ともより一層の精

進を決意する次第である。

2002年1月

長崎市片淵の研究室にて

福川 裕徳

目次

序章 問題意識と論文の構成.....	1
1. 問題意識.....	1
2. 本論文の構成.....	4

第 I 部 理論的枠組みの構築

第 1 章 財務諸表の信頼性 —その意味の多義性—	8
1. はじめに	8
2. 監査において用いられる「信頼性」という用語	10
3. 会計における財務諸表の特質と信頼性の位置づけ.....	12
(1) ASOBAT における財務諸表の特質.....	12
(2) APB ステートメント第 4 号における財務諸表の特質.....	13
(3) アメリカ概念ステートメントにおける財務諸表の特質.....	15
(4) イギリス概念ステートメントにおける財務諸表の特質.....	17
(5) まとめ.....	19
4. 財務諸表監査が保証する財務諸表の質	21
(1) Mautz and Sharaf (1961) における信頼性.....	22
(2) ASOBAC における, 財務諸表監査が保証する財務諸表の質.....	23
(3) コーエン委員会報告書における, 財務諸表監査が保証する財務諸表の質	24
(4) まとめ.....	26
5. むすび.....	26
第 2 章 監査意見の意味 —「真実かつ公正な概観」概念を中心として—	29
1. はじめに	29
2. 監査意見の意味を考えることの重要性	30

3. TFVの本質.....	32
4. TFVの具体的内容をめぐる諸議論.....	34
5. ARGYLL FOODS 事件とTFV.....	37
6. 創造的会計・実質優先志向とTFV.....	39
7. むすび.....	41
第3章 財務諸表監査による目的適合性と信頼性の保証.....	43
1. はじめに.....	43
2. 目的適合性を含めて考えることの正当性.....	44
3. 財務諸表監査による目的適合性および信頼性の保証の意味.....	45
4. 財務諸表監査による目的適合性および信頼性の保証に伴う問題.....	55
5. 監査人の判断基準としての会計基準と監査人の判断.....	57
(1) 会計基準の完全性と監査人の判断.....	57
(2) 形式主義的会計基準と実質主義的会計基準.....	60
(3) 実質主義的会計基準のもとでの監査人の対応.....	62
(4) まとめ.....	63
6. むすび.....	63

第II部 イギリス監査制度の分析

第4章 監査人の位置づけと役割.....	66
1. はじめに.....	66
2. 会社法にみるアカウンタビリティの具体的内容.....	67
3. 会社法における監査人の位置づけ.....	70
(1) 監査人の地位.....	71
(2) 監査人の適格性.....	71
(3) 監査人の選任・解任.....	73
(4) 監査人の権限.....	74
(5) 監査人の報酬.....	74
4. 会社法における監査人の役割.....	75

(1) 計算書類の監査.....	75
(2) 取締役報告書.....	81
(3) 会計記録.....	83
(4) 取締役の報酬・取締役および役員との取引.....	84
5. むすび.....	84
第5章 内部統制の評価と財務諸表の質.....	85
1. はじめに.....	85
2. 内部統制の定義.....	85
3. SAS 300における内部統制の位置づけ.....	88
4. SASにおけるリスク・アプローチの構造.....	91
(1) 重要性.....	92
(2) 監査リスク.....	93
(3) 監査証拠.....	94
5. 内部統制の評価と財務諸表の質との関係.....	96
6. 内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆し.....	103
7. むすび.....	105
第6章 不正に関する監査人の役割・責任.....	107
1. はじめに.....	107
2. SAS 110「不正と誤謬」.....	108
(1) 不正の定義.....	108
(2) 監査人の責任.....	108
(3) 不正に関する監査手続.....	109
(4) 不正の報告.....	110
3. SAS 120「法および規則の検討」.....	111
(1) 「法あるいは規則への非準拠」の定義.....	111
(2) 監査人の責任.....	111
(3) 法あるいは規則への準拠にかかる監査手続.....	112
(4) 法あるいは規則への非準拠の報告.....	112
4. 不正に関する監査人の役割および責任.....	113

(1) 不正の防止および発見に関する役割および責任	113
(2) 不正の報告に関する役割および責任.....	114
5. 財務諸表の質との関係	117
(1) 監査人の不正の防止・発見責任とリスク・アプローチ.....	118
(2) 問題に対処するための2つの方策.....	119
6. むすび.....	120
第7章 ゴーイング・コンサーン問題と財務諸表の目的適合性.....	121
1. はじめに	121
2. SAS 130 にみるゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱い	122
(1) ゴーイング・コンサーンにかかる手続および報告の目的.....	122
(2) ゴーイング・コンサーンに関して監査人の実施する手続.....	123
(3) 監査報告書における監査人の対応	125
3. SAS 130 以前の監査基準の概要と SAS 130 との比較	128
(1) APC 監査ガイドラインの概要.....	128
(2) APC 監査基準・ガイドラインと SAS 130・SAS 600 における監査報告書での 対応.....	132
(3) 監査ガイドライン 410 から SAS 130 への変化.....	136
4. ゴーイング・コンサーン問題と財務諸表の質の関係	137
5. 監査人による財務諸表の目的適合性に対する警報の提供 ー情報提供の論理ー	142
(1) SAS に規定する説明区分.....	143
(2) 説明区分に関する問題点	144
(3) 説明区分の意義とそこで提供される情報内容.....	146
6. むすび.....	148

第Ⅲ部 監査制度の新展開

第8章 財務諸表の質の保証に伴う問題への対処 ー監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与ー	152
--	-----

1. はじめに	152
2. キャドベリー委員会報告書における勧告.....	153
3. 1993年のAPBによる指針と1994年のワーキング・グループによる指針.....	155
(1) 1993年のAPBによる指針.....	155
(2) ゴーイング・コンサーンに関する取締役のための指針.....	156
(3) 内部統制に関する取締役のための指針	157
4. 1995年・1996年のAPBによる指針.....	158
(1) ゴーイング・コンサーンに関する指針	159
(2) 内部統制に関する指針.....	161
(3) 報告に関する指針.....	163
5. ハンベル委員会報告書と1998年のAPBによる指針.....	166
(1) ハンベル委員会報告書.....	166
(2) 1998年のAPBによる指針.....	168
(3) 報告に関する問題.....	170
6. 1999年のAPBによる指針.....	173
7. 財務諸表の質の保証に伴う問題とそれへの対処	175
(1) 財務諸表監査の基本的機能の遂行に伴う問題.....	176
(2) 問題への対処策としてのコーポレート・ガバナンスへの関与.....	177
8. むすび.....	179
第9章 わが国監査制度の分析.....	182
1. はじめに	182
2. わが国監査制度の現状と問題点.....	182
(1) 内部統制.....	182
(2) 不正.....	188
(3) ゴーイング・コンサーン	191
3. 「意見書（公開草案）」の概要.....	194
(1) 財務諸表監査の目的と監査意見の意義.....	195
(2) 内部統制.....	196
(3) 不正.....	198

(4) ゴーイング・コンサーン	199
4. 「意見書（公開草案）」に残された課題	201
(1) 財務諸表監査の目的と監査意見の意義	201
(2) 内部統制	203
(3) 不正	204
(4) ゴーイング・コンサーン	205
5. むすび	207

序章 問題意識と論文の構成

1. 問題意識

一般的に、職業専門家たる監査人による財務諸表監査の基本的役割あるいは機能は、企業が公表する財務諸表の質を保証することにより、財務諸表利用者が当該財務諸表によってミスリードされることを防止することであると考えられている。こうした保証は、監査人がさまざまな監査手続を実施した結果として表明される「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示している」という監査意見によって行われる。

ここで、財務諸表監査によって保証される「財務諸表の質」とはどのようなものかということが問題となるが、この点についてはこれまで必ずしも明らかにはされてこなかった。伝統的には、財務諸表監査は財務諸表の信頼性を保証するといわれてきた。しかし、ここでも財務諸表監査によって保証される財務諸表の信頼性とはいかなる質であるのかということとは明確ではない。

さらに、近年の企業活動の急速なグローバル化を背景として、会計および監査の国際化が進んでいる。こうした状況において、職業専門家による監査について、その役割、責任、有効性等さまざまな観点から多くの議論がなされている。その役割だけに限定してみても、財務諸表の質の保証という基本的役割から、内部統制の評価、不正の発見、企業継続性の評価といった新たな役割まで、多様な問題が生起している。しかし、内部統制の評価、不正の発見、企業継続性の評価といった、近年新たに監査人に求められるようになっている役割が、財務諸表の質の保証という基本的役割とどのような関係にあるのかという点は、未だ十分に説明されていないように思われる。これは、内部統制の評価、不正の発見、企業継続性の評価といった役割のどこまでが財務諸表の質の保証という基本的役割のなかに包摂され、どこからが伝統的な監査人の役割には収まらない役割なのかという問題である。

以上に述べた問題意識から、本論文では、まず、財務諸表監査が保証する財務諸表の質とはいかなるものかを明らかにする。議論を先取りしていえば、本論文では、財務諸表監

査が保証する財務諸表の質として、今日概念フレームワークにおいて財務諸表の特質として挙げられている意味での目的適合性と信頼性を指す。そして、財務諸表監査が目的適合性と信頼性を保証することの意味内容をそれぞれ検討し、それに伴う問題点を明らかにする。これらを通じて、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証する財務諸表監査の理論的枠組みを構築することを目指す。

さらに、こうして展開した枠組みに、内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を当てはめ、これらの問題のうち、財務諸表の質の保証という基本的役割のなかに収斂していく部分とそのなかには収まらず、それとは別の役割として認識しなければならない部分とを峻別する。そして、財務諸表の質の保証という基本的役割とは別の役割として認識される役割を監査人が果たさなければならない論理を、主として財務諸表の質の保証という基本的役割に内在する問題への対処という観点から議論する。

内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を考察する際、具体的には、イギリス監査制度を取り上げ、そこで展開されてきている監査基準を主たる題材とする。これらの監査問題は、アメリカにおいて最も早くに認識され、それらについての議論もアメリカにおいて最も活発であるといっても過言ではないであろうが、それにもかかわらずイギリス監査制度を題材として取り上げる理由としては、次の点が挙げられる。

まず第1に、日本との比較を念頭において考える場合、イギリスの会社法を中心とした監査制度の方がより適当であるためである。周知のとおり、イギリスでは、会計、監査を含めた企業システム全般について会社法において規定されている。もちろん、会計および監査については、会社法とは別に適切な機関によって諸基準が設定されているが、会社法は強制法規であり、その中核を構成していることは確かである。すなわち、イギリスにおける会計および監査に関する制度は、その中核を構成する会社法と、それを補完・充実するものとして設定された会計および監査に関する諸基準によって、その枠組みが設定されているといっていよいであろう。この点において、わが国との類似性が見出せるのである。

第2に、特にゴーイング・コンサーン問題に関するイギリスの監査基準には、アメリカの監査基準にはみられない規定が存在していることが挙げられる。この点は、本論文での議論、特に財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性を含めて考えようとする議論にとってきわめて重要な意味を有している。その規定とは、財務諸表の作成に当たって、

ゴーイング・コンサーンの前提が成立していないと監査人が判断した場合、ゴーイング・コンサーンの前提に立って作成された財務諸表に対しては否定意見を表明しなければならないとするものである。同様の趣旨の規定が、わが国において2001年6月に企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」のなかで提案されている。この「意見書」に沿って監査基準の改訂が行われれば、わが国でもこの規定を取り込んだ形でどのように監査理論を構築するかということは問題となろう。これに対する1つの答えを提供するものとして、先行するイギリス監査制度を取り上げることには十分な意味があろう。

第3に、これは第2に挙げた理由と関係しているが、イギリスでは1990年代を通じて、監査実務審議会（Auditing Practices Board；以下、APBとする）を中心として監査基準を再編成しようとする大きな動きがあったことが挙げられる。そこでは、監査人の役割、責任といった問題について活発な議論が行われ、その結果として、多くの監査基準が新たに設定された。そこでの問題は、わが国においてもそう遠くないうちに顕在化するものであろうし、すでに顕在化しているものも多くみられる。わが国において、そうした問題に対処する際、イギリスにおける議論を踏まえ、それを1つの手本とすることは、それらを適切かつ迅速に解決する有効な手立てとなろう。

さらに、第4に、イギリスでは、いわゆるコーポレート・ガバナンスとの関係で、新たな役割が監査人に求められるようになってきていることが挙げられる。本論文は、コーポレート・ガバナンス自体について議論することを目的とはしていない。しかし、それとの関係で新たに監査人に求められるようになってきている役割については、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能との関連で重要な意味をもち得る。特に、本論文では、これらの新たな役割を、財務諸表監査による財務諸表の質の保証についての問題に対処する1つの方策として捉えて議論する。

以上の理由から、本論文では、イギリス監査制度を取り上げ、そこで展開されてきている監査基準を主たる題材として、議論を進めていくことにする。

なお、本論文において考察の対象とする企業は、いわゆる大企業である。すなわち、イギリス会社法における大会社（正確には、小会社および中会社ではない会社）であり、証券取引所に上場されているような企業を想定している。これは、今日の監査人の役割および責任に関する議論の主たるものがそうした企業を前提としたものであるからである。このような大企業の存在および行動の社会的・経済的影響が甚大であることを考えれば、考

察の対象をこれらの企業に限定したとしても、それはきわめて当然のことといえよう。

2. 本論文の構成

以上で説明した問題意識に基づいて議論を進めていくが、具体的には、本論文は次に示す構成となっている。

本論文は、大きく3つの部分からなっている。まず、第I部は、第1章から第3章までの部分で、ここでは、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証する財務諸表監査の理論的枠組みを構築することを試みている。第II部は、第4章から第7章までの部分で、ここでは、第I部で展開した理論的枠組みに、イギリス監査制度におけるいくつかの監査問題を当てはめて考察する。第III部は、監査制度の新たな展開として、イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与を取り上げるとともに、それまでのイギリス監査制度についての考察に基づいて、わが国監査制度の現状と問題点、監査基準改訂への取り組み、今後に残された課題を明らかにしている。

第1章では、伝統的に財務諸表監査が財務諸表の信頼性を保証するといわれていることから、信頼性という概念に焦点を当てて、会計および監査の領域におけるその内容と位置づけを探る。具体的には、いくつかの著名な文献を取り上げて、会計の領域における財務諸表の信頼性について検討するとともに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質について検討する。その目的は、財務諸表監査が保証する財務諸表の信頼性が、会計の領域で説明されている財務諸表の特質としての信頼性とどのような関係があるのか、そこに違いがあるとすればどのような違いなのかを明らかにするとともに、それらの考察を通じて、本論文において検討しなければならない具体的課題を導出することである。

第2章では、職業専門家たる監査人が、財務諸表監査を実施した結果として表明する監査意見を取り上げ、特にイギリスにおいて表明される「財務諸表は、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示している」という監査意見のなかにみられる「真実かつ公正な概観」を中心として、その本質および具体的内容を検討する。まず、「真実かつ公正な概観」の本質について、それが財務諸表利用者の心的イメージとして形成されるものであるため、それについての同意の形成が困難であるということを確認する。その後財務諸表が「真実かつ公正な概観」を示すためにはどのような条件をみたせばよいのかという具体的内容について、会社法規定準拠性とみる見解、一般に認められた会計原則準拠性とみる見解、法の規定する手続・様式の上位に位置するものとみる見解を検討するとともに、

「真実かつ公正な概観」が争点となった唯一の裁判である Argyll Foods 事件における考え方を明らかにする。さらに、今日イギリスの会計基準のなかにも取り込まれている実質優先志向と「真実かつ公正な概観」の関係についても考察する。

第3章では、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として、目的適合性を含めて考えることの妥当性を検討した後、今日概念フレームワークにおいて財務諸表の特質として挙げられている意味での目的適合性と信頼性とを措定する。そして、監査人が財務諸表の目的適合性と信頼性とを保証する場合のそれぞれの内容を一般的な議論として展開する。さらに、監査人が財務諸表の目的適合性と信頼性とを保証する際に直面する問題点も説明する。ここでは、会計基準の不完全性が問題となることから、これに焦点を当てて不完全な会計基準のもとで監査人に必要とされる判断について論じ、特に会計基準の性格とそのもとでの監査人の判断について明らかにする。

第4章では、第5章から第7章までの議論の前提としてイギリス監査制度の概要を理解するため、そこにおける監査人の位置づけとそこで要求される監査人の役割について、イギリス会社法と監査基準を手がかりとして検討する。具体的には、1985年、1989年会社法の規定を概観することにより、まず取締役のアカウントビリティの内容を明らかにし、続けて監査人の位置づけに関しては、その地位、適格性、選任・解任、権限、報酬について、さらに監査人の役割に関しては、計算書類、取締役報告書、会計記録、取締役の報酬・取締役および役員との取引について、その内容をみていく。加えて、監査基準において規定されている監査人の役割についても説明する。

第5章から第7章までにおいては、イギリス監査制度の枠内で、それぞれ、内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を取り上げる。それぞれに関して公表されている監査基準を検討することにより、それぞれの問題に関連しての監査人の役割を明らかにする。そこでの考察の目的は、それぞれの問題について監査人に求められている役割が、財務諸表の目的適合性と信頼性の保証という基本的役割とどのような関係にあるのかを明らかにするとともに、財務諸表の質の保証という役割のなかに収まらない役割を識別することである。

第8章では、第7章までの議論において明らかにされた、監査人が財務諸表の目的適合性と信頼性の保証という基本的役割を果たそうとする際に困難に直面する局面、あるいは財務諸表の質の保証という役割のなかに収まらない役割に対処するために、制度全体としてどのような担保がなされているのかという点を明らかにする。ここでは、近年イギリス

において監査人に要求されている新たな役割，すなわちコーポレート・ガバナンスへの関与を取り上げて，これを財務諸表監査による財務諸表の質の保証についての問題に対処するための1つの方策として捉えて議論する。

最後に第9章では，第8章までの議論に基づきながら，わが国の監査制度の現状を分析するとともに，その問題点があればそれを指摘する。その後，現在わが国で行われつつある監査基準の改訂について，特に2001年6月に企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」を主たる題材として取り上げて，内部統制，不正，ゴーイング・コンサーンといった各監査問題に関連して，それが現行制度にどのような変化をもたらそうとしているのか，そして，それがイギリス監査制度の分析から得られた知見に照らして十分かつ適切なものといえるのかどうか，課題が残されているとすればそれはいかなる課題かを明らかにする。

第 I 部

理論的枠組みの構築

第1章 財務諸表の信頼性

－その意味の多義性－

1. はじめに

職業専門家たる監査人によって実施される財務諸表監査の機能は、企業が公表する財務諸表の質についての保証を財務諸表利用者に対して提供することであるということには異論はないであろう。しかし、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とはいかなるものであるのかということについては必ずしも明らかではない。

一般に、財務諸表監査が保証するのは財務諸表の信頼性であるといわれる。すなわち、財務諸表監査は、財務諸表が制度を通じて社会的に要求される水準の信頼性という特質を備えているという保証を提供していると考えられている。

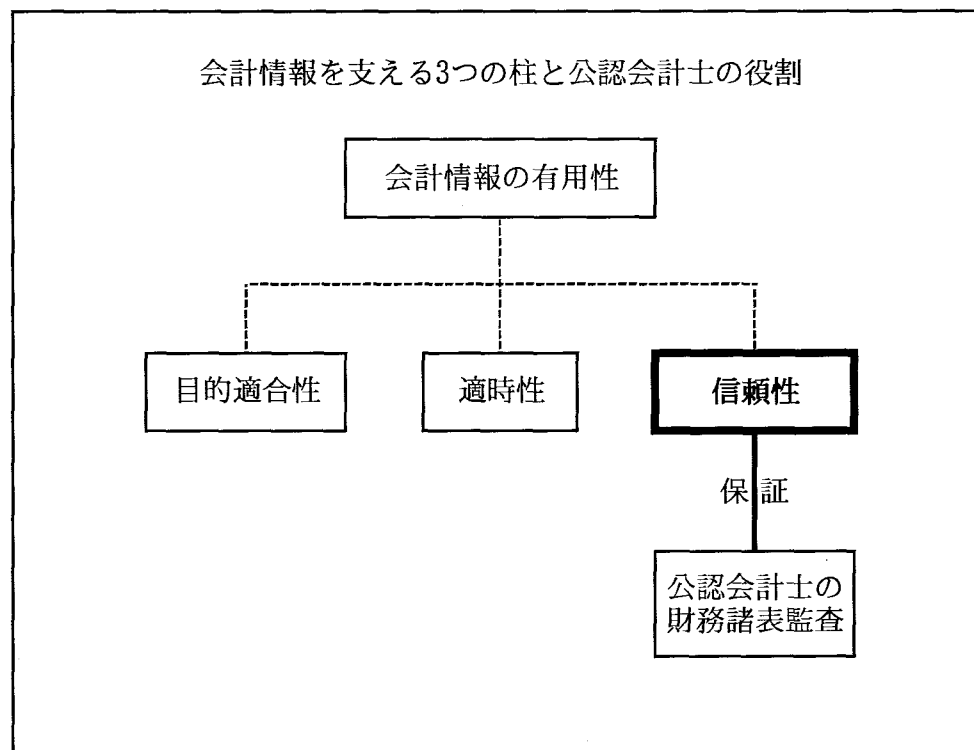
たとえば、Mautz and Sharaf (1961) は、監査の方法論的手続の最終段階の説明として、「監査人は総合的に検討を進め、財務諸表自体の信頼性 (the reliability of the financial statements) という総合的問題について、1 つの判断に達する」(p.29) と述べている。こうした考え方は、少なくとも表面的には、アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board ; 以下、FASB とする) によって公表された概念フレームワークにも共通するものである。FASB (1978, para.8) は、「財務諸表は、しばしばその信頼性に対する信頼 (confidence) を高めるために独立の監査人によって監査される」としている。

このように財務諸表監査は財務諸表の信頼性を保証するという考え方は、わが国にも共通するものと考えられる。たとえば、監査論のテキストでも、「公認会計士による財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を保証し、その情報価値を高めるものである」(脇田, 1993, p.1), 「監査人が表明する監査意見は、職業専門家が自らの信念に基づいて行うため、適正意見は財務諸表の信頼性を保証している」(友杉, 2000, p.26) といった説明がなされている。

さらに、鳥羽 (1998) は、「・・・監査は、その財務諸表の信頼性を保証する手段として導入されたものである。そして、そこでの主眼は、財務諸表の作成過程で入り込む可能性のある作成者側の意図的な操作や誤謬によって、財務諸表が歪められているかもしれな

いリスク（情報リスク）をある合理的な水準にまで引き下げることを通じて、当該財務諸表の信頼性を保証することに置かれている」（pp.127-128, 傍点-原文）と述べた上で、次のような図を示している。

図表1-1 鳥羽（1998）に示された財務諸表監査と財務諸表の特質の関係



出所：鳥羽（1998, p.128）

しかしながら、監査人によって実施される監査手続の内容、そこで必要とされる判断、その結果として表明される監査意見についての解釈を検討すると、財務諸表監査が保証する財務諸表の質と、主として会計において論じられている財務諸表の特質の1つとしての信頼性とは必ずしも一致していないように思われる。

本章の目的は、会計において論じられている財務諸表の特質としての信頼性を考察するとともに、主要な監査文献のなかで論じられている、財務諸表監査が保証する財務諸表の質について検討することにより、両者が異なっているのかどうか、異なっているとすればどのように異なっているのかを明らかにすることである。

この検討を進めるに先立って、まず監査を論じる際に用いられる「信頼性」という用語について整理しておきたい。

2. 監査において用いられる「信頼性」という用語

財務諸表監査の役割あるいは機能についての記述をみると、財務諸表監査は財務諸表の信頼性を保証するという表現がしばしば用いられている。一方で、財務諸表監査は財務諸表の信頼性を高める、あるいは財務諸表に信頼性を付与するという表現も少なからずみられる¹。

財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を保証するのであろうか、それとも財務諸表の信頼性を高めるのであろうか。このことは、財務諸表監査の役割あるいは機能についての議論を進めていく上で、非常に重大な意味をもつ問題である。というのは、財務諸表監査の役割あるいは機能をどのように規定するかによって、監査人が実施すべき手続および監査人に必要とされる判断が異なり得るからである。

さて、この問題の答えについては、英米の文献をみれば明らかとなる。財務諸表の信頼性を保証する場合の信頼性には *reliability* が用いられており、一方、信頼性を高めるとする場合の信頼性には *credibility* が用いられている。わが国においては、両者をともに信頼性と訳したところにこの用語についての混乱の原因がある。

reliability と *credibility* の違いについて、Carmichael (1999, p.40) は次のように説明している。

credibility と *reliability* の重要な区別は、その焦点が財務情報に置かれているか、その情報の利用者に置かれているかという点にある。財務情報は、重要な虚偽記載あるいは脱漏を防止し、あるいは発見・修正することによって、より *reliable* になる。財務情報は、当該情報が *reliable* であるという利用者の信頼 (*confidence*) を増大することによって、より *credible* になる。・・・*Reliability* は財務情報の特質である。財務情報の監査は、当該情報が *reliable* であるという重要な保証を与え、それによって当該情報の *credibility* を高める。

また文脈は異なるが、山岸 (1998, p.49) は、信頼と信頼性との区別を強調して、次の

¹ たとえば、高田 (1979, p.13, 15), 河合 (1981, p.4), 友杉 (2000, p.26) を参照。

ように説明している（強調－原文）。

・・・信頼性は信頼される側の特性であるのに対して、信頼は信頼する側の特性である。多くの場合、信頼性の高い人間、つまり人格高潔で利他的な行動をとる傾向の強い人間は、まわりの人たちから信頼されるだろう。そこで、もし、まわり人間が特定の人間を信頼するかどうかの判断に、その相手の人間性（信頼性）が正確に反映されているとすると、信頼は、結局は、相手の人間性ないし信頼性の単純な反映にすぎないことになる。・・・

これに対して、信頼は対象の信頼性の単なる反映ではないとする考え方も可能である。筆者はむしろこちらの観点を採用しているが、その理由は、相手が信頼できるかどうかの客観的評価にもとづかないでする相手の意図の期待に、信頼の本質があると考えからである。別の言い方をすれば、同じ相手に対する信頼の程度に個人差があるとすれば、その個人差はたんなるエラーとして処理されるべきではないというのが筆者の立場である。同じ相手に対する信頼の個人差はたんなる偶然のエラーとしてではなく、また相手の信頼性を正確に理解できない愚かさによるものでもなく、不完全な情報をもとに相手の人間性についての評価を下す際の人々の特性を反映するものであると筆者は考えている。

この説明は人の信頼性と人に対する信頼の区別を強調したものではあるが、これを財務諸表の信頼性と財務諸表に対する信頼とに読みかえれば、内容はここでの議論に当てはまるものである。

本論文では以下、信頼性という用語を財務諸表の特質としての reliability の意味に限定して使用する。この意味に限定するかぎり、財務諸表監査によって財務諸表の信頼性が高まることはない。すなわち、財務諸表監査は、財務諸表の「信頼性」の程度を明らかにすることによって、財務諸表利用者の当該財務諸表に対する「信頼」を高めるのである。

もちろん、財務諸表監査の本質がいわゆる指導的機能にあるとする立場²からすれば、

² 財務諸表監査の本質がその「批判性」にあるのか、「指導性」にあるのかということについては古くから多くの議論がなされている。この問題について、佐々木（1998）は、1つの完成した企業会計システムのもとでは監査の「批判的」機能で事足りるのに対して、企業会計の変

財務諸表監査が財務諸表の信頼性を高めるということにもなるが、本論文ではそうした立場はとっていない。たとい、何らかの事項について不適切な会計処理が行われており、監査人が監査報告書において当該事項を限定事項とし、適切な会計処理を行った場合の内容を記載したとしても、それは当該財務諸表の瑕疵を補うものであるが、財務諸表自体の信頼性を高めるものではない。

3. 会計における財務諸表の特質と信頼性の位置づけ

ここでは、会計の領域において、財務諸表の特質としてどのようなものが挙げられ、そのなかで財務諸表の信頼性はどのような意味をもつものとして論じられ、また他の特質との関係においてどのように位置づけられてきたのかを検討する。財務諸表の特質を扱った文献として、ここでは ASOBAT(AAA, 1966), APB ステートメント第 4 号(APB, 1970), FASB によって公表された概念ステートメント (FASB, 1980) およびイギリス会計基準審議会 (Accounting Standards Board ; 以下, ASB とする) によって公表された概念ステートメント (ASB, 1999b) の 4 つを取り上げることとする³。

(1) ASOBAT における財務諸表の特質

ASOBAT は、会計を情報と捉え、会計情報の利用者の立場を重視した利用者志向のアプローチをとったはじめての文献であると一般に位置づけられている。

そこでは、会計は「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセス」(p.1) と定義されている。そして、潜在的な会計情報を評価する際に用いられるべき規準を提供するものとして、目的適合性 (Relevance), 検証可能性 (Verifiability), 不偏性 (Freedom of bias), 量的表現

容期には「指導性」を発揮する監査が必然的に必要とされるという興味深い結論を示している。³ 厳密に言えば、これらのステートメントが扱っているのは、財務諸表の特質ではなく、会計情報あるいは財務情報の特質である。イギリスにおける概念フレームワークにおける財務情報とは、財務諸表によって提供される情報を指す (ASB, 1999, Ch.3)。一方、アメリカにおける概念ステートメントでは、会計情報とは財務報告によって提供される情報と同義とされ (FASB, 1980, footnote.1), 財務報告には財務諸表以外の手段による情報の提供も含まれている (FASB, 1978, para.5)。しかし、ここで考察の対象としているのは、あくまでも財務諸表であるので、以下では会計情報あるいは財務情報を財務諸表によって提供される情報に限定する。そして、財務諸表によって提供される情報の特質を財務諸表の特質とした上で議論を進める。このことは、財務諸表監査の点から言えば、財務諸表の質の保証とは、財務諸表によって提供される情報の質の保証であることを意味する。

可能性 (Quantifiability) の 4 つの基本的基準 (basic standards) が挙げられている。それぞれについて簡単に述べたい。

目的適合性・・・情報がこの基準をみたすためには、それは、促進することが意図されている活動または生じることが期待されている結果と関連をもつか、あるいはそれらと有効に結びついていなければならない (p.9)。

検証可能性・・・検証可能性は、適格者であれば、相互に独立して仕事をして、同じ証拠、資料または記録の検討からは、本質的に類似した数値または結論が出てくるという情報の属性である。これは、基本的には問題となる資料の妥当性を証明する証拠の有効性と適切性に関係している (p.10)。

不偏性・・・他の 3 つの基準を同程度に満足させ、しかも偏向した情報と偏向していない情報との選択を迫られた場合には、偏向のない情報が望ましい (p.11)。

量的表現可能性・・・会計は、歴史的側面からみると、元来、経済活動を貨幣額によって表現するために考案されたものであり、会計人の主要な関心は数量化と数量化された資料にある (pp.11-12)。

これら 4 つの基準のうち、ASOBAT は、目的適合性を最重要の基準として位置づけるとともに (p.9)、4 つの基準間にトレード・オフ関係があることを指摘しているが、それらの基準の関係についてそれ以上の説明はない。また、以上から明らかなように、ASOBAT においては、財務諸表の特質として信頼性は識別されていない。財務諸表監査がここで挙げられている特質にどのように関係しているのかについては後述する。

(2) APB ステートメント第 4 号における財務諸表の特質

APB ステートメント第 4 号は、財務会計についての幅広い基礎についての理解を高め、財務会計の将来の発展を導くための基礎を提供することを意図している。そして、その性格については、規範的なものではなく説明的なものであり、ほとんどがすでに認められている諸概念を識別し体系化するものであると説明している (pp.1-2)。

APB ステートメント第 4 号においては、財務会計および財務諸表の基本的な目的 (purpose) は、財務諸表利用者、特に所有主および債権者が経済的意思決定を行うに際して有用な (useful)、企業についての数量的財務情報を提供することであるとする (p.32)。そして、その一般的目的 (general objectives) として、企業の経済的資源および経済的責務について信頼できる (reliable) 財務情報を提供すること、企業の正味資源の変動について信頼できる (reliable) 情報を提供することが挙げられている (pp.33-34)。すなわち、ここでは財務諸表の有用性という特質と信頼性という特質が(次元が異なるとしても)非常に近い意味で用いられていることがわかる。

この報告書では、財務会計が有している質的目的 (qualitative objectives) として、次の 7つを挙げている。

目的適合性・・・目的適合的な財務会計情報は、それが用いられる経済的意思決定と関係を有している (p.36)。

理解可能性・・・理解可能な財務情報は、情報利用者に理解可能なデータを表示しており、利用者の理解の範囲内の形式と用語で表現される (p.37)。

検証可能性・・・検証可能な財務会計情報は、同じ測定方法を用いる独立の測定者によって実質的に複製される結果を提供する (p.37)。

中立性・・・中立な財務会計情報は、利用者の共通のニーズに向けられており、特定の情報利用者の特定のニーズおよび願望についての推測からは独立している (p.37)。

適時性・・・適時な財務会計情報は、それが影響を与えるであろう経済的意思決定に用いられるのに十分間に合うように速やかに伝達され、そうした意思決定を行うのに手遅れにならないほど速やかに伝達される (pp.37-38)。

比較可能性・・・比較可能な財務会計情報は、単に財務会計上の処理の違いではなく、企業およびその取引の基本的な類似点および相違点から生じる類似点および相違点を表示する (p.38)。

完全性・・・完全な財務会計情報は、その他の質的目的の要求を合

理的にみたしたすべての財務会計データを含んでい
る (p.38)。

ここでも ASOBAT と同様に、目的適合性が最重要の質的目的と位置づけられるとともに (p.36)、それぞれの質的目的間のトレード・オフ関係が示されている。

また、中立性は目的適合性を高めるものとして位置づけられているが、これは「財務会計情報の利用者は、対立する利害をもつ者を犠牲にして少数の利用者に対する情報の役立ちを高めようとすべきでない」(p.37) という説明からもわかるように、ASOBAT でいうところの不偏性に当たるものである。

注意すべきは信頼性についてである。信頼性は質的目的のなかには挙げられていない。しかし、信頼性は「財務会計の質的目的を達成することにより、財務諸表の信頼性は高められる」(p.41) と説明されている。前述した財務会計および財務諸表の一般的目的についての説明とあわせて考えると、信頼性はここに挙げた 7 つの質的目的の上位に位置づけられ、それらの質的目的がみたされることによってみたされるものであると解釈できる。すなわち、信頼性とは 7 つの質的目的を包括する総合的概念と捉えられるのである。ここでの解釈を図示すると、次頁の図表 1-2 のようになる。

もう 1 点、後の議論との関係で注意を要するのが、適切な開示 (adequate disclosure) についての説明である。適切な開示については、次のように説明されている。すなわち、「財務会計の質的目的をみたす財務情報はまた、適切な開示という報告にかかる基準をみたす。適切な開示は特に、目的適合性、中立性、完全性および理解可能性の目的と関係している」(p.41, 下線-福川) と。この点についても後述する。

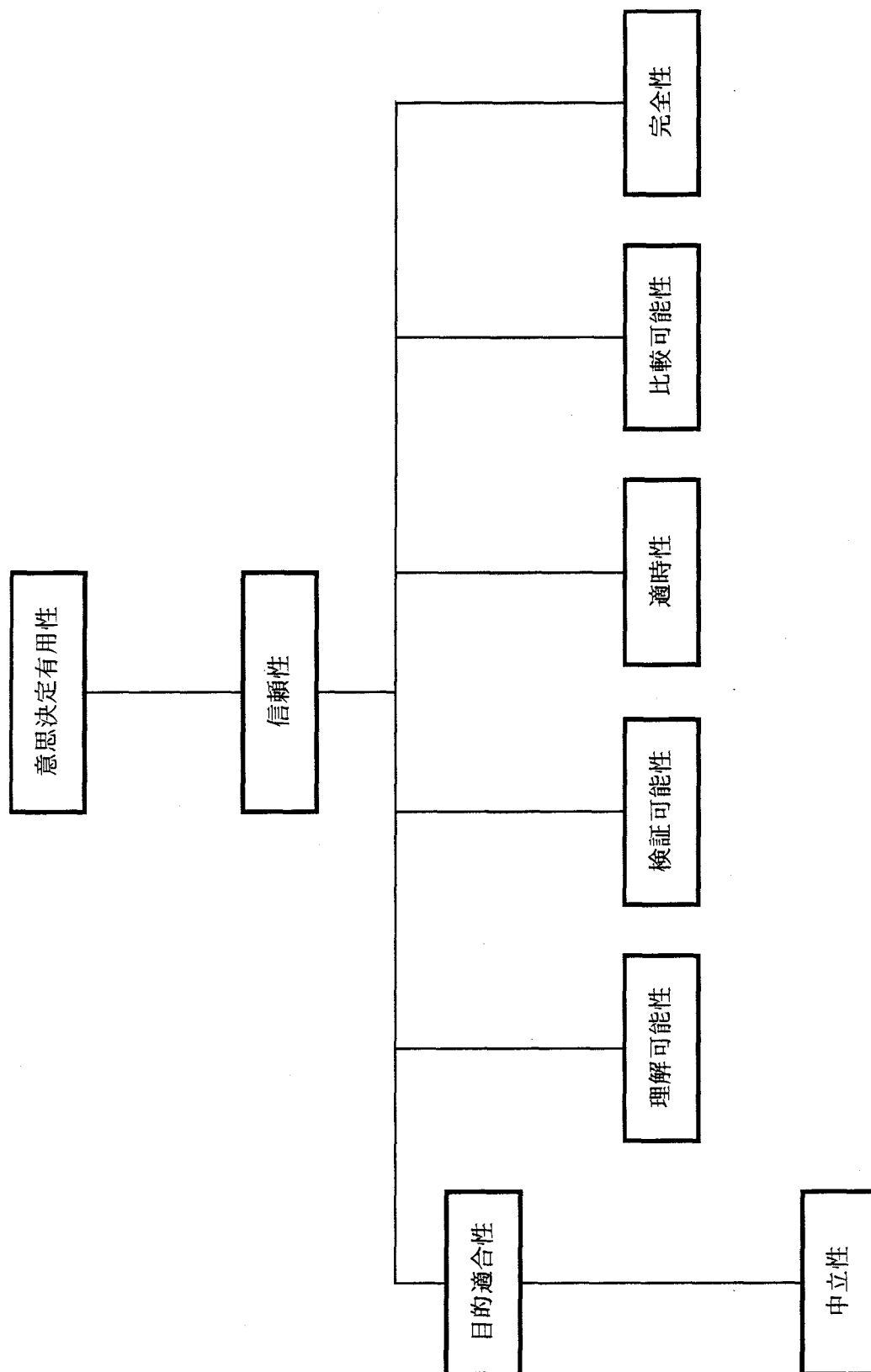
(3) アメリカ概念ステートメントにおける財務諸表の特質

FASB (1980) は、会計情報を有用なものにする当該会計情報の特質を検討することを目的としている。そこでは、信頼性は、目的適合性と並列的に、財務諸表の主要な特質の 1 つとして位置づけられている。

ここで、目的適合性は、意思決定に影響を及ぼす情報の能力とされ、その要素としてフィードバック価値と予測価値が挙げられるとともに、その補完的側面として適時性が挙げられている。

一方、信頼性については、「ある測定値の信頼性は、それが表現しようとするものを忠実に表現することにかかっている」(para.59) として、表現の忠実性をその中心的構成要

図1-2 APB ステートメント第4号における財務諸表の特質の関係



出所：APB ステートメント第4号の内容をもとに福川が作成

素とする。表現の忠実性とは、ある測定値または記述と、それらが表現しようとする現象とが対応または一致することをいう (para.92)。信頼性のこの他の要素として検証可能性と中立性が挙げられているが、これらの説明のなかで重要な意味をもつのが偏向である。

測定上の偏向とは、ある測定値が、それが表現しようとするものの両側に等しく向けられず、しばしば一方の側よりも他方の側に偏って向けられる測定値の傾向をいう (para.77)。測定上の偏向がある場合には、その結果生じる測定値は、本来表現しようとするものを表現しない (para.78)。また、検証は、こうした測定上の偏向 (特に、測定者の偏向) を最小限に抑えることに役立つ (para.81)。そして、偏向が存在しないことによって中立性もたらされるのである (para.80)。

以上説明した会計情報の特質について、これを図示すると次頁の図表 1-3 のとおりである。なお、この図においては示されていないが、FASB (1980) においても完全性が特質の 1 つとして挙げられている。完全性は、情報を有用なものにするための 2 つの基本的特質 (目的適合性と信頼性) のいずれにとっても必要なものとして位置づけられている (para.80)。

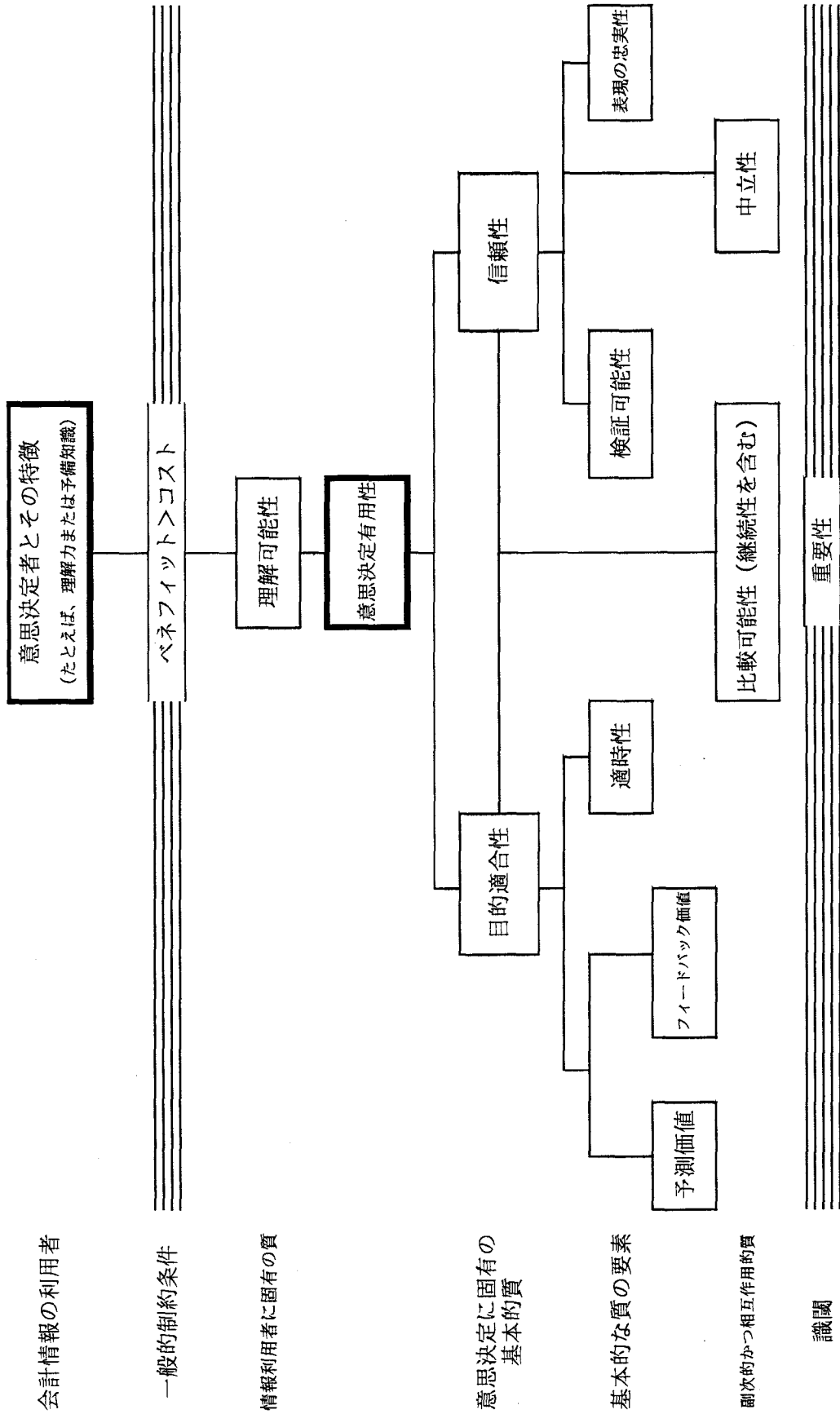
(4) イギリス概念ステートメントにおける財務諸表の特質

ASB (1999b) もまた、財務諸表の目的を経済的意思決定に有用な情報の提供という観点から捉え、財務諸表を有用なものとするためにそれが有することが求められる特質を説明している。ここでは、目的適合性、信頼性、比較可能性、理解可能性の 4 つが並列的に挙げられている。

目的適合性とは、財務報告プロセスのすべての段階における選択規準 (selection criterion) であり、情報はそれが利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす能力を有しているときに目的適合的であるとされる (paras.3.1, 3.2)。目的適合性を構成する要素として、予測価値と確認価値の 2 つが挙げられているが、内容的には FASB (1980) における目的適合性と一致する。

次に信頼性であるが、これを構成する要素として、表現の忠実性、中立性、重要な誤謬の不存在 (free from material error)、完全性、慎重性 (prudence) の 5 つが挙げられている。表現の忠実性とは、取引その他の事象が、それがもたらす結果と一致するような方法で認識、測定、表示されていることを意味しているが (para.3.10)、注意すべきはこの表現の忠実性のなかに、実質優先志向が取り入れられていることである (para.3.13)。す

図1-3 FASB (1980) における会計の特質の階層構造



会計情報の利用者

一般的制約条件

情報利用者に固有の質

意思決定に固有の
基本的質

基本的な質の要素

副次的かつ相互作用の質

識関

出所：FASB (1980)

なわち、忠実な表現とは言い換えると、取引その他の事象の実質を反映したものであることになる。ただし、ここでは取引その他の事象の実質とは何か、そしてその実質をどのように決定するのか、という問題については触れられていない。実質の決定自体は選択規準としての目的適合性の問題であろうと思われる。表現の忠実性が要求するのは、決定された実質が反映されていることである。

信頼性を構成するその他の要素のうち、中立性は偏向と関係しており、内容的には FASB (1980) と一致する。他方、完全性は、FASB (1980) では目的適合性と信頼性の両方に関係づけられていた。ASB (1999b) でも、完全性を欠く、あるいは重要な誤謬を含む情報は、信頼性がなく目的適合性の点からも欠陥があると説明されている (para.3.16) ことから、FASB (1980) と本質的な相違はないと考えられる。

ASB (1999b) では、財務情報に要求される特質として、目的適合性、信頼性と並んで、比較可能性と理解可能性が挙げられている。FASB (1980) では、比較可能性は目的適合性と信頼性の両者との関係において位置づけられており、理解可能性は情報利用者固有の質として会計情報の有用性とは異なる次元に置かれている。ただし、ASB (1999b) においても、目的適合性と信頼性は「財務情報の質に関する主要な指標」(para.13) と説明されていることからわかるとおり、目的適合性と信頼性が財務情報の特質の中心となっており、その意味において FASB (1980) との間に本質的な相違はないと思われる。

ASB (1999b) において挙げられている財務情報の諸特質を図示したものが次頁の図表 1-4 である。これまでの説明において明らかにしたように、いくつかの要素の位置づけについては ASB (1999b) と FASB (1980) との間に相違が見られるが、それらは本論文での議論に関するかぎりにおいては本質的な相違ではないと考えた上で以下の議論を進めることにする。

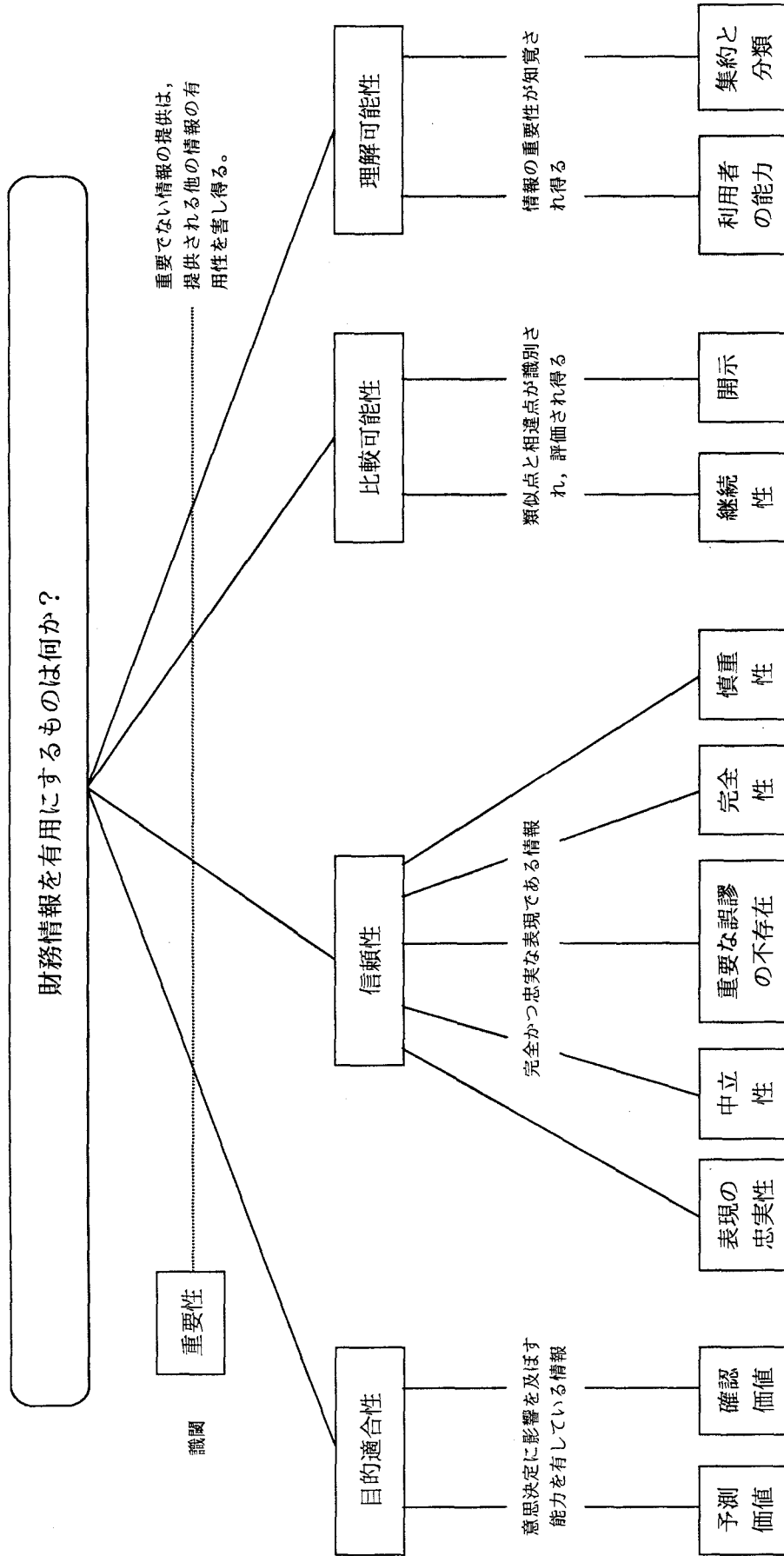
(5) まとめ

以上において、ASOBAT, APB ステートメント第 4 号, アメリカおよびイギリスの概念ステートメントを取り上げて、財務諸表の特質について検討してきた。そこでは、財務諸表の特質として挙げられている要素、信頼性の位置づけ、それを構成する諸要素に大きな変化があることがわかる。特に、次の点に注意しなければならない。

- ・ ASOBAT においては、財務諸表の特質としての信頼性は識別されていなかった。

また、APB ステートメント第 4 号では、目的適合性を含む 7 つの財務諸表の質

図1-4 APB (1999b) における財務情報の質的特性



出所：APB (1999b)

的目的の上位に(それらを包括するものとして)信頼性が位置づけられていたが、FASB (1980) では、信頼性は目的適合性と並んで会計情報の基本的特質の 1 つと位置づけられている。

- ・ ASOBAT における不偏性は、APB ステートメント第 4 号においては、中立性として目的適合性の下位に位置づけられ、FASB (1980) においては、信頼性を構成する諸要素すなわち表現の忠実性、検証可能性および中立性に関係づけられている。
- ・ APB ステートメント第 4 号において挙げられている完全性は、FASB (1980) では、信頼性と目的適合性の両方に関係づけられている。
- ・ APB ステートメント第 4 号において、適度な開示は、目的適合性、中立性、完全性および理解可能性に関係づけられている。
- ・ 中立性は、APB ステートメント第 4 号においては目的適合性の下位に位置づけられていたが、FASB (1980) および ASB (1999b) では信頼性を構成する 1 要素として位置づけられている。
- ・ ASB (1999b) と FASB (1980) との間には、財務諸表の諸特質のうちのいくつかについて、その位置づけに相違が見られるが、それらは本論文での議論を進める上では本質的な相違ではない。

こうした点を念頭におきながら、次に財務諸表監査が保証する財務諸表の質について検討する。

4. 財務諸表監査が保証する財務諸表の質

財務諸表監査の役割あるいは機能は、財務諸表の信頼性についての保証を提供することであると一般にいわれている。しかしながら、財務諸表監査が保証する財務諸表の信頼性とはいかなるものであるのかということについては必ずしも明らかではない。

以下では、財務諸表監査に関する代表的な文献と評価されているものとして、Mautz and Sharaf(1961), ASOBAC(AAA, 1973), コーエン委員会報告書(Cohen Report, 1978) の 3 つを取り上げ、それぞれにおいて、財務諸表監査が保証するとされている財務諸表の質の内容について検討する。

(1) Mautz and Sharaf (1961) における信頼性

まずはじめに、財務諸表監査が保証する財務諸表の信頼性についての記述を確認しておきたい。

Mautz and Sharaf (1961) によれば、監査上の検証を実施することにより証拠が収集され、監査人はその証拠を評価し、各個別命題についての判断を行う。そしてこれらの判断に基づいて、「監査人は総合的に検討を進め、財務諸表自体の信頼性という総合的問題について、1つの判断に達する」(p.29) という。すなわち、「監査人は、被監査財務諸表の信頼性に関して意見を表明するための基礎を得るために」(p.43) さまざまな手続を実施する。「監査人は、さまざまな重要な意思決定に不可欠な財務データの信頼性に関して何らかの程度の保証を提供することによって、企業のさまざまな利害関係者に有益なサービスを提供している」(p.44)。

ここで、財務諸表監査によって保証される財務諸表の信頼性とはいかなるものなのかが問題となるが、財務諸表の信頼性自体についての考察はなされていない。「監査は、財務諸表の読者を保護することに関心があり、その目的は、正確性、明瞭性および完全性についてのある種の基準がみたされていることを財務諸表の読者に保証することである」(p.101) という記述から、信頼性は、正確性、明瞭性、完全性の3要素から構成されると解釈できなくはないとしても、これら3要素の意味が検討されておらず、結局のところ信頼性の内容はわからない。

そこで、財務諸表監査による財務諸表の信頼性の保証は、(アメリカの場合には)財務諸表の適正表示に関する監査意見の表明を通じて行われるということを含め、適正表示の概念を取り上げる。Mautz and Sharaf (1961) は「一般に認められた会計原則の継続的な適用によって、財政状態および経営成績が適正に表示される」ということを監査公準の1つに挙げている。すなわち、財務諸表の表示の適正性を判断するためには、監査人は何らかの基準をもたなければならないが、この基準が一般に認められた会計原則によって提供されるのである (p.47)。

そうはいうものの、一般に認められた会計原則を適用することが常に適正表示をもたらすわけではない。Mautz and Sharaf (1961) は、適正表示概念が、会計上の妥当性の概念、適度の開示の概念、監査上の職責の概念の3つの下位概念からなるとしている。これらのうち、会計上の妥当性に関して、一般に認められた会計原則の体系の不完全性を指摘した上で、「監査人は会計学から一般に認められた会計原則を借用しているが、それは条

件つきで認められているだけである。もし、この会計原則が当面する問題のニーズをみたさない場合には、監査人はそれを拒否し、適切な解決であると監査人が判断するものを考え出さなければならない」(p.160)と述べている。この場合においては、個々の監査人の判断に委ねられるが、そこでの問題は、会計原則が監査人の考える真実 (truth) を達成するデータを提供するかどうかという問題である (p.166)。ここでの真実とは、「監査人がその検査時において入手可能な証拠によって決定されるような実体との一致 (conformity with reality)」(p.85) である。会計上の妥当性を考える上で最も重要なのは、報告データがこうした真実を反映しているかどうかなのである。

また、適正表示概念の下位概念に挙げられている適度な開示の概念とは、財務データがどこまで報告されるべきであるのかという範囲を取り扱うものであり、開示されるべき情報の質と量の問題を内容とするものである (p.169)。

以上から、財務諸表が信頼性を有しているとは、言い換えると、財務諸表が真実を反映しており (実体に一致しており)、適度な開示がなされているということであるといえよう。財務データに実体が一致しているかどうかの判断には、当然のことながら実体の識別とその識別された実体と財務データとの比較を伴う。ここで実体の識別は (少なくともその一部は)、アメリカおよびイギリスの概念ステートメントにおける (表現の忠実性を核とした) 信頼性の範疇には入らない問題であろう。また、適度な開示についても、APB ステートメント第 4 号においては目的適合性、中立性、完全性および理解可能性と関係づけられていることに注意しなければならない。

(2) ASOBAC における、財務諸表監査が保証する財務諸表の質

ASOBAC では、監査を「経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程」(p.2) と定義する。

監査の目的は、利用者が受け取る情報の質を決定するのを助けることであるが、「情報の質は、情報の利用者から直接、間接に引き出された規準の観点から定義されなければならない」(p.12)。この場合の「情報の質」とはいかなるものかが問題となる。

監査に対する需要を創出する条件の 1 つに、影響の重大性 (consequence) が挙げられているが、その説明のなかで、「これらの (情報の利用者が行う一福川) 意思決定が利用者にとって重大な結果をもたらすならば、すなわち、偏向のある、ミスリーディングな、

目的適合的ではない、あるいは不完全な情報が、利用者あるいはその意思決定によって重大な影響を受ける者にとって有害な正しくない意思決定を導き得るならば、利用者は伝達プロセスにおいて受け取る情報の質について確かめることを重要視するであろう」(p.10)と指摘されている。この記述からすれば、財務諸表監査は不偏性、ミスリーディング性、目的適合性、完全性と関係するようと思われる。しかし、具体的な説明となると、財務諸表監査が関係する財務諸表の質を限定する。

ASOBACは、前述したASOBATで挙げられている4つの基準、すなわち目的適合性、検証可能性、不偏性、量的表現可能性の4つの基準を挙げて説明しているが、それらのうち、監査機能が最も関心があるのは不偏性であるという(p.3)。検証可能性と量的表現可能性については、監査を行うことが可能であるための前提として捉えている。また、目的適合性については、誰のどのような目的にとって有用かを考えなければならず、これらはシステムの出力要件として情報作成者の会計システムに組み込まれているという。

各論に進むと、もっぱら経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の観点から議論が行われている。そして、そこでの確立された規準は、監査済データの利用者のニーズに目的適合的であるということが仮定されている。そして、規準が十分に確立されていない場合には、当該規準の目的適合性に関する説明を監査報告書において提供することが要求されるとしている(pp.43-44)。

以上から、ASOBACでは、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質は不偏性であり、それは経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめることにより保証されると考えられていることが明らかとなる。目的適合性の問題は、確立された規準と情報作成者の会計システムに組み込まれており、監査人にとっては与件とされる。一方、規準が確立されていない場合には、監査報告書における説明が求められているが、この場合において監査人にどのような観点からの、どのような判断が行われるのかについてはまったく説明がない。目的適合性の問題を所与とするなかでは、こうした判断を説明することは難しいように思われる。

(3) コーエン委員会報告書における、財務諸表監査が保証する財務諸表の質

コーエン委員会報告書は、まず、財務諸表監査が必要とされるのは、企業の経営者と財務諸表利用者との間に、本質的な潜在的利害対立が存在しており、経営者が業績の測定に偏向を加えようとする場合があるためであると説明する(p.5)。この説明からは、財務諸

表監査が財務諸表の特質としての不偏性と関係を有していると解釈できる。

経営者は、基礎的な事象や取引を反映する財務諸表を一般に認められた会計原則に準拠して作成することに対して責任を負っており、監査人は経営者が会計原則を適切に選択・適用しているか否かを評定する。ここで一般に認められた会計原則とは、ある特定時点において認められた会計実務を定義する上で必要な慣行、規則および手続を総称したものとされる (p.15)。しかし、このことは会計原則の機械的適用を認めるものではない。

「監査人は経営者の判断の適切性を確かめる責任を負っている。このことは、監査人に対して、特定の会計ルールの機械的な適用以上のことを求めるものである。たとえば、会計基準書 (accounting pronouncements) に規定されている要件をその実質ではなく、その字句を満足させるように、取引が組み立てられているように思われる場合には、監査人はかかる取引に異議を唱え、財務諸表の修正を要求し、さもなくば監査意見の限定を行うべきである」 (p.16)。

ここでは形式よりも実質優先の志向が示されているのであるが、監査人がこれを行おうとすれば、当然「実質が何か」という問題についての判断が要求される。すなわち、実質を判断するということは、「表現しようとするものが何か」を判断することである。この判断は、「表現しようとするものが表現されているか」という表現の忠実性を中心としたアメリカおよびイギリスの概念ステートメントにおける信頼性には含まれないものであり、むしろ表現すべき属性を決定することを内容とする目的適合性の範疇に入るものではないだろうか。

さらに、開示の十分性についても、「開示が十分に行われているかどうかは、現在の権威ある会計基準書もしくは将来に公表されるであろう権威ある会計基準書のなかで示されるであろう細目の会計原則だけでもって評定することはできない」と述べている (p.17)。しかし、ここでは会計原則を超えて、いかなる判断が必要とされるのかについては触れられていない。

そして、以上に関連して、細目の会計原則がない場合の会計の適切性の評定、選択可能な会計原則が存在している場合の会計の適切性の評定ならびに財務諸表が全体として歪められて作成されていないかどうか、また、そうでなくても、誤解を生ぜしめるようなものでないかどうかの評定という 3 つの領域における監査基準の改善を勧告している (pp.17-21)。

コーエン委員会報告書では、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として信頼性を取り

上げてはいない。むしろ、「適正に表示している」という文言を監査報告書から削除することを勧告するなど、財務諸表の会計原則への準拠性を確かめることに財務諸表監査を純化しようという方向性がみてとれる。ただし、ここでの会計原則への準拠は、機械的、形式的なものを超えて、実質的なものであることが要求されるのである。とするならば、先にも述べたように、少なくともアメリカおよびイギリスの概念ステートメントにおける信頼性の範囲には収まらない判断が監査人には求められているように思われる。

(4) まとめ

以上において、Mautz and Sharaf (1961), ASOBAC およびコーエン委員会報告書を取り上げて、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質について検討してきた。

その結果、いずれもが財務諸表の会計原則への準拠を確かめることを財務諸表監査機能の中心に据えながらも、それ以外の判断も監査人に要求されていることが示された。そして、それらを財務諸表の特質の観点から捉えると、少なくともアメリカおよびイギリスの概念ステートメントでいうところの信頼性の範疇には収まらないものであることが明らかとなった。

こうした結論が認められるとするならば、検証可能性を信頼性の下位概念として位置づけるとともに、それについて「検証は、情報が意思決定にとって有用であるとされているとしても、当該情報を測定するのに用いられた測定尺度が当該意思決定に適合していることを保証するにはほとんど役に立たないか、まったく役に立たない」(FASB, 1980, para.81), そして「財務諸表は、しばしばその信頼性に対する信頼を高めるために独立の監査人によって監査される」(FASB, 1978, para.8) という FASB の認識は妥当なものではない。同じく、「伝統的な監査および証明業務は主として信頼性の評価を通じて情報の質を改善することに焦点が当てられてきた。対照的に目的適合性に関する問題は制度レベルで扱われてきた」(AICPA, 1996, Relevance Enhancement Assurance Service) というアメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants ; 以下, AICPA とする) の認識も妥当なものではない。

5. むすび

財務諸表監査の役割あるいは機能は、財務諸表の質を保証することであるということに疑いの余地はない。そして、この場合の財務諸表の質として、一般的には財務諸表の信頼

性が挙げられる。しかし、財務諸表監査が保証する財務諸表の信頼性とはどのようなものかということについてはほとんど明らかにされていない。

こうした状況にあることを示すために、本章では、いくつかの著名な文献を取り上げて、会計の領域における財務諸表の信頼性について検討するとともに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質について考察した。その結果、会計の領域において、財務諸表の特質として挙げられている諸要素、それらの意味および位置づけには大きな変化があり、そのなかにおいて信頼性についても同様の変化がみられることが明らかとなった。また、監査が保証する財務諸表の質としての信頼性は、現行の概念フレームワークが規定する信頼性を含みながら、それよりも広い内容をもつものであることが明らかとなった。

財務諸表監査が財務諸表の質を保証するというからには、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とはいかなるものかを明らかにすることは、財務諸表監査の役割および機能さらには監査人の責任の観点からみて、きわめて重要な問題である。財務諸表監査が保証する財務諸表の質を明確にするには2つのアプローチがあろう。1つは、財務諸表監査が財務諸表の信頼性を保証するという場合の「信頼性」の概念規定を会計とは別に、監査独自の立場から行うことである。いま1つは、現行の概念フレームワークに列挙された財務諸表の諸特質の概念を受け入れるとともに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質が、信頼性を含めたこれら諸特質とどのような関係にあるのかを明らかにすることである。この場合、財務諸表監査が概念フレームワークに列挙された財務諸表の諸特質のうちのいずれを保証しているのかが問題となる。

本論文では、これら2つのアプローチのうち、後者を採用する。財務諸表監査が会計の一領域として一般に認識されている、あるいは少なくとも会計と密接な関係にある領域と認識されている現状において、会計と監査において同じ「財務諸表の信頼性」という用語が用いられるにもかかわらず、両者が異なる意味をもつことは適切ではないと考えるからである。

さて、本章での検討を通じて、今から明らかにしていかなければならないいくつかの課題が明確になっている。それらを挙げると以下のとおりである。

- ・ 今日、会計基準設定主体から公表されている会計基準書において規定されている会計基準が一般に認められた会計原則の一部を構成していると考えられる場合に、財務諸表監査によって会計基準への準拠を確かめることが、財務諸表の特質との関係で何を意味しているのか。

- ・ 会計基準の性格が、より形式主義的であったり実質主義的であったりする場合に、それぞれの会計基準への準拠は同じことを意味しているのでしょうか。また、それぞれにおいて監査人に要求される判断は同一のものであるのか。
- ・ 会計原則（より限定していえば会計基準）からの離脱が必要であると判断する場合あるいは会計原則（会計基準）が存在しない状況において判断しなければならない場合に、監査人は財務諸表の特質との関係でいかなる判断を行っているのか。

これらの課題を念頭におきながら、次章以降の議論を進めていく。

第2章 監査意見の意味

－「真実かつ公正な概観」概念を中心として－

1. はじめに

職業専門家たる監査人が、財務諸表監査を実施した結果として最終的に表明するのは、アメリカにおいては「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」という監査意見であり、イギリスにおいては「財務諸表は、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示している」という監査意見である。しかし、ここでいう「適正表示」あるいは「真実かつ公正な概観」が何を意味しているのか、言い換えると、こうした監査意見を表明することにより、監査人は財務諸表がいかなる状態にあり、いかなる質を有していると表明しているのかは必ずしも明らかではない。前章においては、伝統的に財務諸表監査は財務諸表の信頼性を保証するといわれるものの、そこでいう財務諸表の信頼性は会計の領域でいう信頼性とは異なっており、その内容が明らかではないことを示した。

本章では、次章で展開する議論すなわち財務諸表監査が保証する財務諸表の質についての議論の前提として、こうした監査意見の意味についての諸議論を概観するとともに、それらを整理する。その際、特にイギリスにおける監査意見のなかで示されている「真実かつ公正な概観 (a true and fair view ; 以下、TFVとする)」概念を中心とする。TFV概念を考察の中心とするのには、2つの理由がある。まず1つは、本論文が特に第4章以下においてイギリス監査制度を主たる題材としているからであり、もう1つは、イギリス監査制度におけるTFVの位置づけにある。

2つ目の理由についてもう少し詳しく説明する。イギリスにおいて1985年会社法は、監査人に財務諸表がTFVを示しているかどうかについての監査意見を表明することを求めているが(第235条)、TFVの定義はまったく示されていない¹。また、1985年会社法は、会社法規定に準拠することによってTFVを示すことができない場合には、法規定か

¹ もちろん、アメリカにおける「適正表示」についても、明確な定義が確立されているわけではなく、その意味ではTFVと同じ状態にあるともいえるが、監査基準のレベルでは適正表示の意味についての指針が提供されている(AICPA, 1992)。

らの離脱を要求している（第 226 条(5)、第 227 条(6)）²。TFV がこうした状態にあるために、その意義、内容、要件等についてこれまでに非常に多くの議論がなされているのである。したがって、これらの議論を概観、整理することが本論文の議論を進めていく上で不可欠なのである。

本章では、まずはじめに監査意見の意味を考えることの重要性を指摘した上で、TFV についてその本質、内容に関する議論をみていくことにする。

2. 監査意見の意味を考えることの重要性

ここでは、なぜ監査意見の意味を考える必要性があるのかということ、財務諸表監査の理論的構造の観点から示したい。鳥羽（2000, pp.88-100）は、財務諸表監査の理論的構造に次の 4 つの類型があることを指摘している。以下では、まず、それぞれの類型の内容について、簡単にみておきたい。

第 1 類型・・・会計的言明（会計命題）を直接監査人の認識の対象とする監査

第 2 類型・・・会計的言明（会計命題）を監査人の認識対象として置きながら、監査意見を固定化する監査

第 3 類型・・・「財務諸表の適正表示命題」を財務諸表との関連で意味づけた監査

第 4 類型・・・「財務諸表の適正表示命題」を独立的な監査命題として認識する監査

まず、第 1 類型は、財務諸表を監査人の認識の対象として直接位置づけ、財務諸表に表示されている科目ごとに立証命題を識別し、それに関連する証拠を形成することによって、監査意見を表明する方式である。この類型のもとでは、財務諸表に対する監査意見は単に個々の会計処理業務に対する監査人の意見を要約したものであり、それが「財務諸表は、・・・適正に表示している」あるいは「財務諸表は、・・・TFV を示している」というものである必然性はない。すなわち、監査の結果を伝達する監査意見は監査人によって異なる余地がある。

第 2 類型は、第 1 類型と同様、財務諸表を監査人の直接的な認識対象としながらも、監査意見を固定化することによって、第 1 類型において生じる伝達上の問題を解決しようと

² アメリカにおいても、AICPA の倫理規則（Ethical Rulings）において会計原則からの離脱が認められている（AICPA, 1994, p.4581）。しかし、これは AICPA がそのメンバーに対して示した規則である。この点において、会社法のなかで法規定からの離脱を求めているイギリスとは、離脱規定自体の位置づけが大きく異なる。また、アメリカの場合には離脱を「認めている」のに対し、イギリス会社法では離脱を「強制している」という点でも大きな違いがある。

する方式である。

第3類型は、「監査意見が求められている対象は『財務諸表の適正表示』なる基本命題である、との明確な認識に立ち」（鳥羽, 2000, p.94）、その基本命題を財務諸表に表示された勘定科目ごとに細分化し、それを個々に裏づけるという立証方式をとるものである。

第4類型は、「『財務諸表の適正表示命題』の意味を財務諸表にそのまま連動して理解するのではなく、財務諸表の適正表示を内容とする監査意見を監査報告書の読者がどのように解釈するかを踏まえながら、監査人の立場で意味づけ、それを監査命題として認識する監査である」（鳥羽, 2000, p.98）。

本論文で採用する立場は、これらのうち第4類型として示されているものである。この立場に立つのは、まず第1に、前述したように、イギリスにおいてはTFVを最優先規定とするとともに、離脱規定を置いているからである。すなわち、イギリスにおける監査意見を法規定準拠性あるいは会計基準準拠性と同義に考えることはできないからである。このことは、TFVの意味を法規定および会計基準とは独立して考える必要があることを示唆している。第2に、後に第7章で論じるが、イギリス監査制度におけるゴーイング・コンサーン問題の取り扱いを考えると、たとえば第3類型において示されているような、基本命題を財務諸表に表示された勘定科目ごとに細分化するという体系では説明できないからである³。

鳥羽（2000, pp.98-99）は、第4類型の理論構造が備えていなければならない要件として、次の3点を挙げている。

- ① 監査人が従事する財務諸表監査における立証構造の「始点」は「財務諸表の適正表示命題」であること。
- ② 「財務諸表の適正表示命題」の意味が「一般に認められた会計原則への準拠性」に限定されておらず、他の解明命題の存在やその可能性を認める枠組みを示すものであること。
- ③ 「財務諸表の適正表示命題」が価値的言明であることを踏まえ、その意味の大部分は共有できても、確定（固定ないし定義）されないことを示す命題相互の規定関

³ 第3類型において、ゴーイング・コンサーン問題を取り込むことが不可能であるとの指摘は鳥羽（2000, p.95）においてもなされている。ただし、アメリカのこの問題についての監査基準書（AICPA, 1988b）において示されている対応は、必ずしも第3類型において説明することが不可能ではないように思われる。

係が示されていること。

本論文の採用する立場は、次章で示すように、これらの要件をみたしている。この立場に立つ場合には、監査意見の意味を考えることがきわめて重要であるとともに不可欠であることは明らかであろう。すなわち、監査人が「財務諸表は、・・・TFVを示している」を最初の段階で基本命題として認識し、それを立証するためには、この基本命題をどのように翻訳するかということが決定的に重要である。そして、基本命題をどのように翻訳するかということは、監査意見にどのような意味をもたせるかという問題である。この点を議論するためには、まず監査意見の意味について考察しておくことが必要なのである。

以下では、イギリスにおいて表明される「財務諸表は、・・・TFVを示している」という監査意見に含まれるTFV概念に焦点を絞って、その本質、内容等に関する議論をみていきたい。

3. TFVの本質

TFVという概念は、1947年会社法においてはじめて導入されたものである⁴。その導入以後今日まで、TFVに関して数多くの議論がなされている。しかしながら、その大部分がTFVの具体的内容を論じたものであり、TFVの本質に関する議論はきわめて少ない。TFVの本質に関する議論とは、すなわちTFVとは何かという問題を扱うものである。以下では、この問題を扱ったMcGee (1991)を取り上げて、その内容を考察する。

TFVは主として会計人の間で議論されているが、McGee (1991)は法学者の立場からTFVとは何かという問題について論じている。まず、会社法において貸借対照表のTFVと損益計算書のTFVを別々に規定しており、両者の間では幾分異なった問題が生じることを指摘して、両者を分けて扱っている。

貸借対照表のTFVの問題に関しては、McGee (1991)は資産評価を例に挙げている。すなわち、一般に固定資産の評価については取得原価が採用されているが、再評価の実施によって現在の評価額が付されている場合や過去のある時点において再評価が実施されたことによりその時点の評価額が付されている場合もある⁵。それらについていずれも

⁴ TFVをめぐる導入の経緯については、たとえば山浦(1993, 第5章)を参照。また、TFVにいたるまでの歴史および背景については、Chastney(1975)およびChambers and Wolnizer(1991)を参照。

⁵ イギリスにおいては、資産の取得原価評価を原則としながらも、次のような代替的会計規則(Alternative accounting rules)も認められている(1985年会社法第4附則 para.31)。

TFV を示しているという監査意見が表明されている。ここでの問題は、代替的な評価方法のうちのいずれが採用されるべきかについてまったく明らかではないということであるが、これはさらにいえば、貸借対照表が果たそうとしている役割についての同意がないということである。また、開示レベルでどの程度の情報が特定の場合において開示されるべきかということについても問題があると指摘している。また、損益計算書の TFV に関する問題としては、損益計算書における情報のなかで最も重要な利益 (profit) の金額が、目的によって異なるということを挙げている。

注意しなければならないことは、McGee (1991) がこれらの問題を利用者の期待の観点から捉えていることである。すなわち、「重要なことは、計算書類が TFV を示さなければならないということではなく、計算書類の利用者が当該会社の状態についての真実かつ公正な印象 (a true and fair impression) を受けなければならないということである。したがって、法的なテストは、会社あるいは監査人の立場からものごとをみるのではなく、計算書類の利用者に対する影響に焦点を当てなければならない。もちろん、この議論は利用者が誰か (あるいは、誰だと想定するか) について何らかの観点を採用してはじめて重要な意味をもつ」(p.882 ; 下線-福川) と主張している。

つまり、McGee (1991) は、TFV の本質を、財務諸表を利用することによって利用者のなかに形成される印象の観点から捉えているのである。

McGee (1991) ほど明確ではないにしても、このように財務諸表利用者の観点から TFV を捉えているもう 1 つの論文として Flint (1978) がある。

Flint (1978) は、財務諸表が TFV を示しているかどうかの最終的なテストは、「提供される情報について学習したことのある勤勉で知識のある読者による利益および財政状態の知覚 (perception) が真実かつ公正なものであること」(p.490) であると述べている。ここでも TFV が財務諸表利用者の知覚の観点から考察されているのである。ただし、Flint (1978) は、最終的なテストにいたるまでの段階で、通常の会計実務 (normal accounting

-
- ・ 暖簾以外の無形固定資産を、カレント・コストで評価すること
 - ・ 有形固定資産を、最終評価日時点で決定される市場価値 (market value) あるいはカレント・コストで評価すること
 - ・ 固定資産に含められる投資を、最終評価日時点で決定される市場価値あるいは取締役が当該状況において適切であると考えられる基準に基づいて決定された価値で評価すること
 - ・ 当座資産に含められる投資を、カレント・コストで評価すること
 - ・ 棚卸資産を、カレント・コストで評価すること

practice) および標準会計実務書 (Statements of Standard Accounting Practice ; 以下, SSAP とする) への準拠を TFV のための手段として重視しており, その意味では, 次節で検討する TFV の具体的内容を扱う議論に分類することもできる。したがって, Flint の見解については, 次節でより詳しくみることにする。

以上のように TFV の本質を財務諸表利用者の印象ないし知覚として捉える場合, TFV の内容を明確に定義することが著しく困難であることは明らかである。このことは, 監査人が「財務諸表は, . . . TFV を示している」という基本命題の立証に際して, 常に TFV とは何かを, 社会的合意を意識しながら考え続ける必要があることを意味している。そして, 鳥羽・秋月 (2001, p.64) によれば, このことが, 経営者の言明である財務諸表を直接監査人の認識の対象に置く監査から, 監査人の立証すべき基本命題を認識の対象とする監査への思考の進展をもたらしたのである。

しかし, TFV の本質が利用者志向のものであり, その明確な定義が不可能であるとしても, それについての社会的合意の内容を探るためには, 何をもって TFV とするかという TFV の具体的な内容についての議論を確認しておく必要がある。そこで, 次節では TFV の具体的内容を扱った議論を検討することにする。

4. TFV の具体的内容をめぐる諸議論

TFV の具体的内容に関する諸議論は, McGee (1991) によれば, 大きく次の 3 つに分類できる。

- ① 会計がすべての規定されたルールに準拠して行われることをもって TFV の内容とする議論
- ② 会計基準よりも一般的かつより高次の一般に認められた会計原則 (GAAP) に準拠することをもって TFV の内容とする議論
- ③ TFV を, 会社法の定めた基本的手続および様式よりも上位に位置づけようとする議論

これらのうち, 第 1 の考え方は, さらに会社法によって規定されたすべての個別的ルールに準拠することが唯一の要求であるとする考え方とさらに SSAP および財務報告基準書 (Financial Reporting Standards ; 以下, FRS とする) も含めてそれらへの準拠を求める考え方とに細分される。しかし, これらの考え方はいずれも, 前述した会社法における離脱規定, すなわち法規定に準拠することによって TFV を示すことができない場合に

は法規定からの離脱を必要とするという規定とは矛盾している。この点において、TFVの内容に関するこの考え方は妥当性を有さない。

第2の考え方および第3の考え方は、Parker and Nobes (1994, p.14) がいうところの「ボトム・アップ」アプローチおよび「トップ・ダウン」アプローチにそれぞれ対応するものである⁶。これら2つの考え方について、もう少し詳しく検討する。

TFVの具体的内容をGAAP準拠性とする見解としては、たとえば、GAAPを体現するものとしてSSAPを捉えた上で「会計士は、職業専門的にSSAPに準拠することが義務づけられており、このことが読者に計算書類は規定された基準と合致しているという期待を生み出す」とするHoffmann and Arden (1983, para.10)⁷や「会社法が要求しているところの会計帳簿および会計報告書は真実かつ公正な概観を示さなければならない」という原則は、要するに会計原則にしたがうべしという意味に解さなければならない」とする中村 (1962, p.166) が挙げられる。

また、Rutherford (1985) は、実務においてどのような規準が用いられているのかが財務諸表の受け手にとってより明確であるという理由から、「ボトム・アップ」アプローチを支持している。Rutherford (1985) は、GAAPへの準拠を公表財務諸表のテストとして採用する方法には、TFVをGAAPに置き換えてしまう方法とTFVの解釈としてGAAPへの準拠性を採用するという方法の2つがあり、明確性の観点からは前者が好ましいとしている⁸。そして、GAAPと会計基準との関係について、Rutherford (1985) は、

⁶ Rutherford (1985) は、次の2つのTFVに関する説明を対照的に示している。

まず1つは、G. A. Leeの次の説明である。

「それは通常、次のような計算書類の表示 (presentation) を意味するものと一般に理解される。すなわち、認められた会計原則にしたがって作成され、可能なかぎり正確な数値を用い、そうでなければ合理的な見積りを用い、現行の会計実務の制約のなかでそれらをできるだけ客観的な像を示すように配列し、意図的な偏向、歪曲、操作あるいは重要な事実の隠蔽がない計算書類を意味するものと解されている。」

もう1つは、T. A. Leeの次の説明である。

「真実とは、財務諸表に含まれている会計情報が、・・・描写しようとしている経済的事象、活動および取引と一致するような方法で数量化され、伝達されていることを意味する。公正とは、会計情報が、客観的かつ企業におけるいかなる特定の利害を損なうものでもないような方法で測定され開示されていることを意味する。」

前者が「ボトム・アップ」アプローチ、後者が「トップ・ダウン」アプローチである。

⁷ これは、一法律家の見解として公表されているものではあるが、会計基準委員会 (Accounting Standards Committee) との共同意見書として出されたものであることに注意しなければならない。

⁸ アメリカにおける「適正表示」に関しても同様の見解がみられる。たとえば、Carmichael

「GAAP と会計基準の間の関係は、十分注意して定義する必要があるが、基準は会計実務を形作るために用いられる。基準からの離脱は、離脱される基準よりも高い地位にある会計原則を参照することによって正当化されなければならないということに基づいて正当化され得る」(p.492) としている。

しかし、これらの見解には常に GAAP とは何かという問題がつきまとう。たとえば、会計基準からの離脱はより高次の会計原則を参照することによって認められるとする前述の Rutherford (1985) の見解に対しては、TFV の最優先性を否定することと首尾一貫しないとの批判がみられる (Stewart, 1988)。

次に、TFV の内容に関する第 3 の見解、すなわち TFV を会社法の定めた基本的手続および様式の上に位置づけようとする考え方について検討する。この立場をとっている代表的見解として Flint (1982) が挙げられる。

Flint (1982) はまず、企業およびその経営者の行為が株主、その他の利害関係者および社会に受容されるものであるかどうかについての判断を可能にする十分な開示 (full disclosure) をする取締役は、計算書類の報告についての主要な責任があることを示している。そして、法は、取締役の責任を明らかにするのではなく、報告に際して取締役によって観察されるべき一般原則を規定し、この一般原則を支え一般的状況において必要とされるであろう情報を作成するために必要な程度の要求を特定するというアプローチをとっていると。確かに、このアプローチにおいて、TFV 概念の有効性は取締役および監査人の能力、技術、判断の十分性に依存するものではあるが、これは取締役に対してアカウントビリティに関する法的・社会的義務をみたすために開示する情報を考えることを要求するというメリットを有する (pp.3-5)。

法は、まず第一義的に、株主資本の受託責任について株主に説明することを取締役に求めているのであり、そのために、アカウントビリティを負う者として株主に対して開示しなければならない情報は何かを考えることを取締役に要求しているのである。しかし、Flint (1982) は、法の規定において公衆の期待の変化は明示的に認識されていないが、社会的条件における企業とその取締役のアカウントビリティの義務は疑いなく株主より

(1974) は、「財務諸表が GAAP に準拠して適正に表示されているという監査意見の本質的意味は、会社の採用する会計原則が、適用された当該状況において適切であることである」(p.86) と述べており、また、コーエン委員会報告書 (Cohen Report, 1978, p.14) では、「適正表示」自体を監査報告書から削除することを提案している。

も広い範囲を含んでいるとして、計算書類の目的は株主その他の計算書類の利用者にとり締役の行為の誠実性と正規性についておよびその経済的・社会的パフォーマンスについて意見を形成することを可能にすることであるという (pp.10-11, 16)。

そして、TFV の内容を規定するものとして通常の会計実務および SSAP の存在を挙げているが、これらについても「目的に対する手段ではあるが目的自体ではない」(p.22)、「非常に説得的ではあるが決定的ではない」(p.24)としている。すなわち、TFV は、特定の普遍的・具体的な内容を有するものではなく、特定の経済的・社会的な文脈において専門的判断を行使することによって決定されるものであるとするのである。

また、Lee (1993) は、概念フレームワーク (ASB, 1991) において財務諸表の主要な特質として目的適合性と信頼性が挙げられていることから、財務諸表がこれらの特質を有しているかどうかを確かめることが監査人の役割であるとしているが、ここでも「報告される企業財務諸表の会計的内容に関してこれらの質が存在していなければ、最も重要なアカウントビリティ規準 (TFV-福川) はみたされないということは確かである」(p.10)として、あくまでも目的適合性と信頼性が TFV の必要条件であることが示されている。さらに、目的適合性と信頼性についてもそれを操作化するには困難が伴うことが指摘されている (pp.148-150)。

ただし、Parker and Nobes (1994, p.14) によれば、「トップ・ダウン」アプローチのたいていの支持者もまた、真実かつ公正な計算書類は会社法規定および会計基準に準拠していると考えている。「ボトム・アップ」アプローチとの違いは、TFV の理解が、その達成に貢献することが意図されている法規定、会計原則および会計基準を作り出す前に必要であるということである。これらは、目的に対する手段であって、目的自体ではないのである。

以上において、TFV の内容に関する代表的な諸見解についてみてきた。TFV の内容に関する主たる問題は、TFV と法規定準拠性、会計原則準拠性、会計基準準拠性との関係であるが、この問題に関していくつかの考え方があることを明らかにした。しかしながら、いずれの考え方に立ったとしても、TFV が具体的に何を意味するのかについては、必ずしも明確な答えは示されていないのである。

5. Argyll Foods 事件と TFV

上述したように TFV に関する議論は非常に多くなされているが、こうした議論が特に

盛んになったのは、1981年のArgyll Foods事件以後のことである⁹。これは、財務諸表がTFVを示しているかどうかが法的に直接争われた唯一の事件である。

Argyll Foods社は、1979年12月期に、この時点で法的には子会社ではないMorgan Edwards社の貸借対照表を連結した。その時、両社は合併を協議しており、1980年3月に出資資本に対する提案がArgyll Foods社によってなされた（そして、後に受け入れられた）。両社は同一人物によって経営され有効にコントロールされており、合併交渉は広くみれば、形式的手続にすぎないとみなされたのである。問題は、1948年会社法の規定（第150条および第154条）とSSAP 14の規定に反した計算書類がTFVを示しているのかどうかであった¹⁰。

ここでは、当該計算書類はTFVを示していないという判断が下されたが、下級裁判所においてのみ審問されたため、法的に拘束力のある判例とはなっておらず、したがって、そこでの問題についての詳細な報告あるいは包括的な分析はない。

この事件における問題は、法規定準拠性ないし会計基準準拠性とTFVとの関係である。この問題については、むしろ、事件後に通商省（Department of Trade）によって公表されたステートメント（DOT, 1982）が重要である。ここでは、1981年会社法が、TFVに対する要求が最優先される性質のものであることを示すとともに、それがどのようにして満たされるべきかについての明示的な指針を提供していることを指摘した上で、形式よりも実質の強調が法への準拠を犠牲にしてはならないことは自明であるという一見矛盾した結論を示している。ここでは、法規定への準拠がTFVの前提条件であると考えられているのである。

また、Bird（1982a, 1982b, 1984）は、法の特定の要求から離脱することなくTFVが与えられるならば、この方法は、これらの要求から離脱することによってTFVを与える方法よりも優先されなければならないとしている。

TFVに直接関係するものではないが、Radcliffe（1990）は、ここで取り上げたArgyll Foods事件を含めて会計基準に関して争われた判例を検討し、SSAPが現在の適切な会計実務の証拠としてかなり説得的な価値を有しているとの結論を示している。

⁹ Argyll Foods事件の詳細については、Ashton（1986）を参照。

¹⁰ アーサー・アンダーセン会計事務所による当該期間の監査報告書は、その会計処理が1948年会社法の第150条と第154条およびSSAP 14に反していることを認めているが、一方で、当該計算書類がTFVを示しているという監査意見を表明している。

6. 創造的会計・実質優先志向と TFV

会計基準と TFV の関係を考えるに際して、もう 1 点留意しなければならないことは、創造的会計 (creative accounting) ないし実質優先志向と TFV との関係である。

1980 年代以降、規則の精神を破るために規則の字句を利用する創造的会計が会計基準設定者にとっての大きな問題となっている。こうした創造的会計の問題に取り組む 1 つの方法が、法規則への「創造的従順 (creative compliance)」に対する防御として TFV 概念を用いることである (Parker and Nobes, 1994, p.8)。

Tweedie (1988, pp.2-3) は、創造的会計に対する防止策として TFV を用いようとする場合、それは前進的形態 (progressive form) と後退的形態 (regressive form) の両方をとり得るといふ。TFV は、その前進的形態において、時代遅れとなった法規定および会計基準を置き換えるための手段として機能する。これは、Hoffmann and Arden (1983, para.11) が指摘しているように、TFV の意味は不変であるがその内容は変化するという認識である。後退的形態においては、ある会計事務所が、ある会計実務を不適切であると考えた場合であっても、その会計実務が他の会計事務所によって認められてしまうと、当該会計事務所もそれを認めざるを得なくなる、すなわちその会計実務が TFV に取り込まれてしまうという現象がもたらされる。もちろん、Tweedie (1988) は前者を支持している。

こうした創造的会計に対する批判の根底には、財務諸表は生起する取引の法的形式ではなく経済的実質を反映するものでなければならないという考えがある。いわゆる実質優先志向 (leconomic] substance over [legal] form) である。形式よりも実質を重視するという実質優先志向がはじめて文献上現れるのは、アメリカの APB ステートメント第 4 号 (APB, 1970) においてである¹¹。

ここでは、財務会計の基本的特徴 (basic features) の 1 つとして実質優先志向が挙げられ、事象の法的形式が経済的実質と異なっており、異なった処理を要求する場合には財務会計は経済的実質を強調する (para.25) と説明されている。さらに、「通常、説明されるべき事象の経済的実質は法的形式と一致している。しかしながら、時として、実質と形式は異なる。会計人は、提供される情報が表示される経済的活動をよりよく反映するよう

¹¹ 実質優先志向の起源およびその後の展開、また形式と実質との相違が問題となる具体例については、Rutherford (1988) を参照。

に、事象の形式よりも実質を強調する」(para.127)と述べられている。

今日、この実質優先志向は、イギリスにおいても会計基準のなかに取り込まれている。FRS 5号 (ASB, 1994) は、エンティティの取引の実質が財務諸表において報告されることを確実にすることを目的として設定されたものである (para.1)。そこでは、取引の実質を決定する際には、当該取引に関するすべての側面およびインプリケーションが認識され、実際に経済的影響 (commercial effect) をもたらす可能性が高いものにより大きなウェイトが置かれなければならないとされている (para.14)。

FRS 5号における実質優先志向の特徴は、それを資産および負債の観点から捉えていることである。すなわち、取引の実質を決定するためには、当該取引が報告エンティティにとって新たな資産あるいは負債を生じさせるかどうかおよび当該エンティティの既存の資産あるいは負債に変化をもたらしているかどうかを識別しなければならないとする (para.16)。

また、開示面については、財務諸表における取引の開示は、それが資産あるいは負債の認識をもたらすものであれ、認識をやめることを要求するものであれ、財務諸表利用者がその経済的影響を理解できるほど十分なものでなければならないという (para.30)。

そして、この FRS 5号は、適用指針 (application note) としていくつかの具体的項目についてのかなり詳細な指針を提供しているが、実質優先志向における「実質」という用語が何を意味しているのかが明らかではないという従来からなされてきた批判 (Rutherford, 1988, Ch.3) に対しては FRS 5号も答えていない。

しかしながら、いずれにしても、実質優先志向が会計基準のなかに取り込まれたことによって、一般的には TFV の内容に実質優先志向が含まれると考えることは正当化されるであろう。

最後に、実質優先志向に関連して、もう1点注意しなければならないことがある。それは、会計基準設定主体にとっての規制アプローチの問題である。McBarnet and Whelan (1991) によれば、規制アプローチには、形式主義と実質主義 (アンチ形式主義) の2つがある。形式主義的規制アプローチが、明確に定義されたルールを用いて、法的な形式および逐語的な解釈を重視するアプローチであるのに対して、実質主義的規制アプローチは、取引および関係の実質を強調し、規制の目的および精神を重視する、よりフレキシブルで政策志向的なものである。会計基準設定主体がいずれのアプローチを採用するかにより、そのもとで設定された会計基準を判断基準として財務諸表監査を行う監査人の判断は

異なってくるかもしれない。この問題については、次章において詳しく論じることとする。

7. むすび

本章では、イギリスにおいて表明される「財務諸表は、・・・TFVを示している」という監査意見に含まれるTFV概念に焦点を当てて考察してきた。まず、会社法においてTFVについての定義が存在せず、TFVを示すためにはその他の会社法規定から離脱しなければならないとする離脱規定が存在するという会社法におけるTFVの状態からTFV概念について考察することの必要性を指摘した。

そして、監査意見の意味を考えることの重要性を財務諸表監査の理論的構造の観点から議論し、そこでは本論文が採用する立場についても明らかにした。すなわち、本論文では、財務諸表監査を、財務諸表のTFVに関する命題を独立的な監査命題として認識する監査として捉える立場から議論を進めるが、それは、1つには、イギリス会社法はTFVを最優先規定とするとともに、離脱規定を置いているからであり、もう1つは、後に議論するゴーイング・コンサーン問題に関する監査上の取り扱いが、ここで採用する立場以外の立場からは説明できないためである。

また、本章では、TFVの本質を財務諸表利用者の印象ないし知覚として捉えた。これは、上述した本論文で採用する財務諸表監査の理論的構造とも整合する考え方である。TFVの本質をこのように捉える場合にはTFVの内容を一意的に決定することは不可能であるが、実務において監査人が監査意見を表明するためには、TFVについての社会的合意の内容を探る必要がある。そのために、何をもってTFVとするかというTFVの具体的な内容についての議論を確認した。そこでは、TFVの内容に関する諸議論が大きく3つないし2つに分類されることが示されたが、全体としての合意には至っていないことが示された。こうした状況は、TFVの本質が財務諸表利用者の印象ないし知覚であることを考えると、いたってあたりまえのことである。つまり、TFVに関しての論者も、それぞれがTFVについてそれぞれの印象ないし知覚を有しているというだけのことである。

さらに、TFVに関する議論を誘発したArgyll Foods事件について検討することにより、TFVに関する公式の見解のいくつかを確認した。

最後に、1980年代以降問題となってきた創造的会計とTFVの関係を検討した。そこでは、創造的会計への防御手段としてTFVが考えられていること、またその根底には、実質優先志向があることを指摘した。実質優先志向は、今日イギリスにおける会計基準のな

かにも取り込まれており、その意味においては、TFV の内容の一部を構成すると考えられるのである。

TFV に関する以上の理解を前提として、次章では、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質について検討し、理論的な枠組みを提示することを試みる。

第3章 財務諸表監査による

目的適合性と信頼性の保証

1. はじめに

アメリカおよびイギリスにおいて公表されている概念フレームワークにおいては、会計情報あるいは財務情報が有すべき主要な特質として、目的適合性と信頼性が挙げられていることについては前述したとおりである (FASB, 1980, paras.42-90; ASB, 1999b, Ch.3)。

第1章において説明したように、アメリカにおいて FASB および AICPA は、これらの特質のうち財務諸表監査機能をもつばら信頼性のみと結びつけ、目的適合性とは切り離そうとしてきた。FASB は、検証可能性を信頼性の下位概念として位置づけるとともに、それについて「検証は、情報が意思決定にとって有用であるとされているとしても、当該情報を測定するのに用いられた測定尺度が当該意思決定に適合していることを保証するにはほとんど役に立たないか、まったく役に立たない」(FASB, 1980, para.81) と説明し、さらに「財務諸表は、しばしばその信頼性に対する信頼を高めるために独立の監査人によって監査される」と述べている。また AICPA は、「伝統的な監査および証明業務は主として信頼性の評価を通じて情報の質を改善することに焦点が当てられてきた。対照的に目的適合性に関する問題は制度レベルで扱われてきた」(AICPA, 1996, Relevance Enhancement Assurance Service) という認識を示している。

しかし、第2章における TFV をめぐる諸議論からも推測されるように、イギリスにおける考え方は若干異なっているものと思われる。本章では、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として、信頼性だけでなく目的適合性も含めた監査立証構造の構築を試みている。まずはじめに、財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性を含めることの正当性を確認し、その後、目的適合性を財務諸表監査が保証する財務諸表の質に含めた場合の立証構造がどのようなものになるのかについて論じる。そして、その際、目的適合性を保証する場合に生じる問題点も指摘する。

2. 目的適合性を含めて考えることの正当性

イギリスでは、監査人は、財務諸表が TFV を示しているかどうかについての意見を監査報告書において表明しなければならないが（1985 年会社法第 235 条）、この TFV に関してイギリスの概念フレームワークでは、「このステートメントは、・・・TFV 概念をその基礎に有している。財務情報の質の主要な指標として目的適合性と信頼性を強調しているのは、このことの一例である」（ASB, 1999, para.13）と述べている¹。このことは、財務諸表が TFV を示すためには、当該財務諸表は目的適合性と信頼性の両方の特質を有していなければならないことを意味し、監査人にとってみれば、財務諸表が TFV を示しているかどうかについての監査意見を表明するに当たって、信頼性だけではなく目的適合性も含めた特質を財務諸表が有しているかどうかを確かめることが求められていると解される。この点は、この概念フレームワークの公開草案においてはより明確であった。そこでは、「主要な特質の適用、ならびに法および適切な会計基準の適用は、すべての正常な状況において、一般に TFV と理解されているものを伝達する財務諸表をもたらす」（ASB, 1991, para.43, 下線-福川）と述べられている。少なくともこうした文脈においては、監査によって保証されるべき財務諸表の質には、信頼性だけではなく目的適合性も含まれなければならないであろう。

財務諸表監査が保証するのは信頼性だけではなく、目的適合性も含まれると考える監査論者も存在する。たとえば、Lee (1993) は、「報告される企業財務諸表の会計的内容に関してこれらの質（目的適合性と信頼性-福川）が存在していなければ、最も重要なアカウントビリティ基準（TFV-福川）はみたされないということは確かである」（p.10）と述べ、この立場から監査理論を展開している。また、わが国においても、高田（1980）は、「監査における適正性判断は、まず第一義的な個人投資家への有用性の観点から行使される」（p.25）、「特定の投資家向きに構成された財務諸表とその監査が中心となることから、財務諸表監査も、まずその利用者の投資家としての意思決定に影響する要因に着目する必要がある」（p.26）と述べている。今日、財務諸表の有用性が目的適合性と信頼性

¹ 安藤（2000）は、真実性の原則との関係において、「・・・この概念（TFV 概念-福川）を、イギリスの ASB（会計基準審議会）が昨年 12 月に公表した概念フレームワーク（SP）においては扱い兼ねている。すなわち、その序説でこの概念について丁寧に触れて、十分な敬意を払いながら、本論では扱うことを避けている」と述べている。確かにそのとおりである。しかし、ここでは、それでも TFV と主要な特質（目的適合性と信頼性）の関係を断ち切れなかったことを評価したい。

からなっていることを考えると、これは、財務諸表の適正性に関する判断に財務諸表の目的適合性についての判断が含まれていることを意味している。さらに、内藤（2001）は、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題との関係において、財務諸表の適正性についての意見が財務諸表の特質としての信頼性だけでなく目的適合性をも含んだ財務諸表の投資意思決定有用性を担保するとの解釈が存在し得ることを示している²。

さらに、目的適合性と信頼性がトレード・オフ関係にあり（FASB, 1980, para.90; ASB, 1999b, paras.3.34-3.35）、近年の会計実務の激変のさなかにおいて、投資情報の提供を重視した考え方がとられている関係上、情報の目的適合性にウエイトが置かれ、信頼性の側面はある程度の許容範囲の犠牲が強いられているという認識（内藤, 1998）を前提として考えると、財務諸表監査機能を信頼性のみと関係づけ目的適合性とは切り離すという立場を固持することは、社会における監査の重要性を失わせることにつながりかねない³。

ただし、本論文において示している目的適合性の保証とは、監査人に対して新たな役割を求めようとするものではないことには注意が必要である。すなわち、その目的は、既存の監査人の役割を財務諸表の目的適合性と信頼性のもとに整理して理解することである。その意味では、これまで意識されることなく行われてきた監査人の役割を明示的に認識することによって、それを再構築することを目指すものである。

次に、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として信頼性と目的適合性の両者を含めて考える場合の立証構造について検討する。

3. 財務諸表監査による目的適合性および信頼性の保証の意味

監査人は、財務諸表監査を実施した結果として、最終的に「財務諸表は、財政状態およ

² 財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性をも含めて考える必要があるのは、まさにゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の存在ゆえであるといっても過言ではない。後に論じるように本論文もまさにこの問題意識から出発している。ただし、内藤（2001）は、財務諸表監査が保証する信頼性を、財務諸表の特質としての信頼性と目的適合性を含んだ財務諸表の有用性と同義に解釈することを示唆している。この立場は、第1章で説明した、財務諸表監査が保証する財務諸表の質を明確にするための2つのアプローチのうち、財務諸表監査が財務諸表の信頼性を保証するという場合の「信頼性」の概念規定を会計とは別に、監査独自の立場から行おうとするものに属する考え方であり、この点において本論文の立場とは異なっている。

³ 本論文とは直接関係を有さないものの、近年アメリカを中心に盛んに議論されている公認会計士の保証業務（assurance service）においては、情報の目的適合性の強化（enhancement）に関する公認会計士の役割が認識されている。AICPA（1996）の Relevance Enhancement Assurance Service の項を参照。

び経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という監査意見を表明する。しかし、監査実施過程においては、まず出発点においてこれらの言明を立証命題（基本命題）として認識し、それを直接に立証可能な諸命題に翻訳（解明）し、それらを立証することを通じて、最終的に基本命題に対する判断を形成する⁴。

その際、「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という基本命題をいかに翻訳するかが問題となる。すなわち、監査意見にいかなる意味をもたせるかということである。ここでは、財務諸表監査によって財務諸表が有していることを保証すべき質として、目的適合性と信頼性を想定している。したがって、この基本命題は、「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の目的適合性を有している」という命題と「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の信頼性を有している」という命題の2つの命題に翻訳されることになる。この2つの命題がいかなる意味および内容を有するものであるのかを次に検討する。

ここで、「監査人は、企業エンティティによってその株主およびその他の利害関係者に毎年開示される財務情報の『目的適合性』と『信頼性』を検証し、それについて報告することに関心がある」(p.9)として、これらの特質が報告される財務諸表の会計的内容に関して存在しなければ、財務諸表はTFVを示さない(p.10)という立場から監査理論を展開しているLee(1993)の見解をみてみたい。

彼は、まず、企業の財務報告を、企業組織の事業活動を構成する特定の経験的事象の状態と結果の抽象を構築し表示することを意図した情報システムであるとした上で(p.138)、これとの関係において、監査について次のように説明している。すなわち、「企業監査は、受託責任の目的のために会計によって目にみえるようにされた過去の企業活動の側面が、株主およびその他の外部利害関係者にとって目的適合的なものであるかどうか、および不適切な経済的行動を導かないような方法で信頼できるように計算され表示されているかどうかを検証する専門的機能である。逆に、企業監査人は、潜在的に目的適合的であり、信頼できるように表示され得る過去の企業活動の側面が、企業経営者による会計上の選択と判断のプロセスによって、不可視のままにされていないかどうかを決定する責任を有し

⁴ 基本命題の翻訳についての考え方および基本命題の立証プロセスについては、鳥羽(2000)、特に第II部を参照。

ている」(p.139) と。

ここでは、監査人の役割に関して、2つの側面が含まれていることに注意しなければならない。1つは、会計プロセスによって企業活動のどの側面が認識され、またどの側面が認識されないのかということに関する問題であり、いま1つは、認識された企業活動の側面が会計プロセスを通じてどのように報告されているかに関する問題である。前者が目的適合性に関する問題であり、後者が信頼性に関する問題である。

財務諸表監査が財務諸表の目的適合性と信頼性とを保証すると考える場合において、それぞれの質の保証の具体的内容は、すべての監査対象について一様ではない。この問題についてさらに詳しく考察したい⁵。

たとえば、ある取引ないし事象 t が生じたとする。この場合、 t に関して採用し得る属性として $A(t)$ 、 $B(t)$ 、 $C(t)$ 、 \dots が存在している。これらの属性のそれぞれについて、信頼し得る測定値 $a(t)$ 、 $b(t)$ 、 $c(t)$ 、 \dots が存在している。この関係を図示すると次のとおりである。

⁵ 目的適合性および信頼性それぞれの保証の具体的内容に関するここからの議論は、Hatherly (1982) からヒントを得ている。

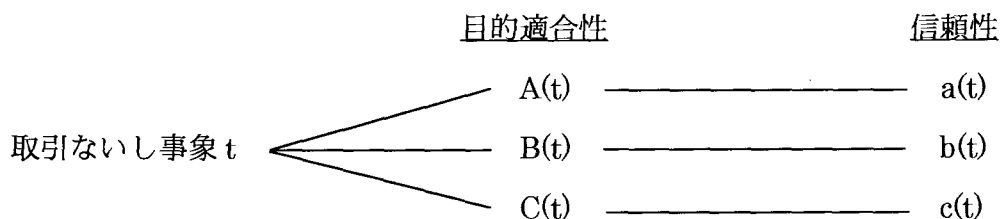
Hatherly (1982) は、財務諸表の質として目的適合性と信頼性を識別し、それらの質を互いに独立なものとして捉えている。さらに、ここでは信頼性は測定にかかる問題とされている。そして、財務諸表の質を Q 、測定問題の結果として財務諸表に付随する不確実性を U 、目的適合性の測定を R とし、たとえば、低い Q の値は高い U の値か低い R の値と関係していると説明している。これをいくつかの具体的な会計基準に適用した後、監査人が一組の財務諸表についての意見を形成し伝達するアプローチが4つあり得ることを、次の図を示しながら説明している。

	Qを評価	UとRを個々に評価
全般的基準値に対して評価	A	C
個別的基準値に対して評価	B	D

出所：Hatherly (1982, p.139)

そして、これら4つのアプローチのうち、会計基準が想定しているのはBであるのに対して、監査基準が求めているのはCであり得ることを示している。そして、ここに会計基準と監査基準が首尾一貫しない原因があると結論づけている。

図表 3-1 取引ないし事象 t についての目的適合性と信頼性



目的適合性についての判断とは、t に対して A(t)、B(t)、C(t)、・・・のうち、いずれを採用することが財務諸表利用者の情報ニーズに合致するののかという判断であり、他方、信頼性の判断とは、採用された属性についてそれを忠実に表示したのになっているかどうかの判断である。これらの目的適合性と信頼性についての判断は、監査対象によって異なっている。ここでは特に目的適合性に注目して検討する。目的適合性についての判断は次の 3 つのレベルにわけて考えることが可能であろう。

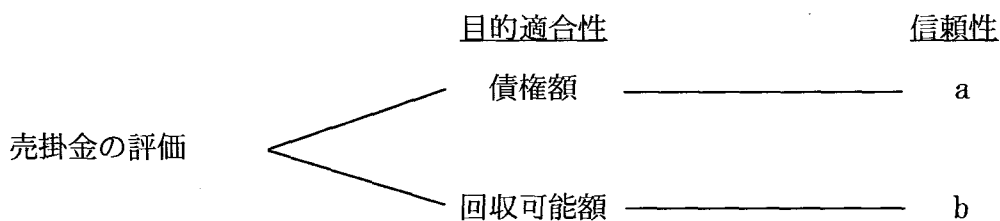
- ① 目的適合性についての判断が必要とされない場合
- ② 目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合
- ③ 目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合

以下では、これら 3 つの場合について具体例を挙げながら説明する。

① 目的適合性についての判断が問題とならない場合

この場合の具体例として売掛金を挙げて説明する。売掛金を貸借対照表に計上する場合、その評価にかかる属性として採用可能なものとして、債権額としての側面と回収可能額としての側面が挙げられよう。そして、債権額として信頼性のある測定値 a と回収可能額として信頼性のある測定値 b とが存在する。この目的適合性と信頼性の関係を図示すると次のとおりである。

図表 3-2 売掛金についての目的適合性と信頼性



しかし、売掛金の評価に関して、いかなる側面を採用すべきかという目的適合性に関する判断が問題になることはない。それは、売掛金は回収可能額で評価することが目的適合的であると一般に考えられ、それについて財務諸表利用者の合意が得られていると考えられるからである。この場合には、回収可能額としての側面が忠実に表現されているかどうかという信頼性についての判断のみが問題となるのである。

② 目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合

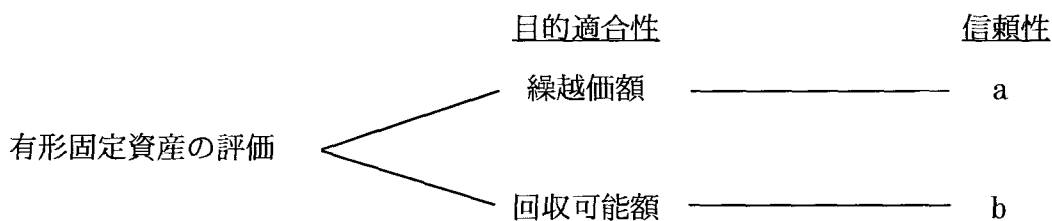
次に、目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合の例として、有形固定資産を取り上げる。有形固定資産は、一般に取得原価マイナス減価償却累計額で評価される。すなわち、取得原価マイナス残存価額を要償却額とし、これを耐用年数にわたって正規の減価償却の手続によって費用化するのである⁶。

しかし、いかなる場合においても有形固定資産を取得原価マイナス減価償却累計額で評価するのかといえば、そうではない。ある条件をみたと、有形固定資産の評価について、取得原価マイナス減価償却累計額以外の側面が採用されることになる。減損会計の適用がそれである。

イギリスでは、FRS 11号 (ASB, 1998) で減損会計について規定している。そこでは、まず事象あるいは状況の変化によって固定資産の繰越価額 (carrying amount) が回収可能 (recoverable) ではないかもしれない場合には減損のためのレビューを行うことを要求している (para.8)。そして、このレビューにおいて固定資産の繰越価額とその回収可能額 (正味実現可能額 [net realisable value] と使用価値 [value in use] の高い方) とを比較し、繰越価額が回収可能額を超える場合には、それを回収可能額まで評価減しなければならないとする (para.14)。すなわち、この場合には、固定資産の評価としては、回収可能額としての側面が採用されることになるのである。そして、ここでも繰越価額として信頼性のある測定値 a と回収可能額として信頼性のある測定値 b が存在する。この関係を図示すると次のとおりである。

⁶ イギリスにおける減価償却に関する規定としては、FRS 15号 (ASB, 1999a) を参照。

図表 3-3 有形固定資産についての目的適合性と信頼性



このようにある条件をみたすか否かによって目的適合的な側面が違ってくる場合においては、採用すべき目的適合的な側面がいかなるものかを監査人は判断する必要があるが、その判断が定量的なものであるため、定性的判断が求められる場合ほど問題とはならない。特に、その判断基準が会計基準等において明示されている場合にはさほど問題とはならない。

ここで挙げた有形固定資産の評価のほかにも多くの項目がこの部類に含まれ得るが、この部類に関係して特に留意しなければならないのは、重要性 (materiality) である。重要性とは、前述した概念フレームワーク (ASB, 1999b) によれば、「特定の一組の財務諸表においてどのような情報が提供されるべきかの最終的なテスト」(para.3.28) であり、「財務諸表において提供されるすべての情報に要求される識閾 (threshold) という質」(para.3.29) である。また、監査基準では、重要性について「財務諸表全体の文脈における特定の事項の相対的な重要度 (significance or importance) の表現である。ある事項は、その脱漏が監査報告書の名宛人の意思決定に合理的に影響を与える場合に重要である」(SAS 220, para.3) と説明している。すなわち、重要性は、ある取引ないし事象が生じた場合に、それを会計上の認識の対象とするか否かの判断基準であり、ここでの文脈に即していえば、当該取引ないし事象についての目的適合的な側面が存在しているかどうかの判断基準である。

一般的に、重要性には、量的側面と質的側面の2つがあるといわれるが、ここで関係するのは量的側面である。量的側面に限定して述べると、ある項目の重要性は、財務諸表全体の文脈および利用者にとって利用可能なその他の情報のうち財務諸表の評価に影響を与えるものの文脈で判断される (ASB, 1999b, para.3.31)。この判断は、有形固定資産の評価にかかる判断と本質的には同じである。すなわち、この判断のための基準が確立されていれば、それほど問題とはならない。

たとえば、かつて量的重要性の具体的判断基準として日本公認会計士協会が検討したよ

うな判断指標（総資本額の年 0.5%、資本金額の年 4%、税引後利益の 20%）といったようなものが存在し⁷、それについて社会的な合意が得られていれば、量的重要性についての判断はまったく問題とはならない。しかし、今日の判断基準に関しては、このような画一化された具体的基準を模索するよりもその判断に当たって留意すべき事項を示すという流れにあり⁸、また重要性についての判断を行う際には、その量的側面だけではなく質的側面をも検討する必要があるため、それほど単純ではない。

③ 目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合

最後に、目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合について検討する。ここでは、財務諸表作成の前提の問題を取り上げて説明する。

財務諸表は、一般にゴーイング・コンサーンの前提に基づいて作成される。イギリス会社法第 4 附則では、「会社はゴーイング・コンサーンとして事業を営むものと推認されなければならない」(para.10) とされ、さらに、FRS 18 号 (ASB, 2000) では、「エンティティは、(a)清算中であるか、営業をやめてしまっている場合、あるいは(b)その取締役には、当該エンティティを清算するか、営業をやめてしまうしか現実的な選択肢がない場合を除いて、ゴーイング・コンサーン基準で財務諸表を作成しなければならない。(a)、(b)に該当する場合には、当該エンティティは、適切ならば財務諸表をゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成するかもしれない」(para.21) としている。

このように財務諸表を作成する際にゴーイング・コンサーンの前提を採用するのは、そうした前提を採用し、その観点からみた企業活動の諸側面を採用することが目的適合的であるからである。イギリスにおける概念フレームワーク (ASB, 1999b) では、この点を次のように説明している。

エンティティの財務的パフォーマンスおよび財政状態をみる際には多くの異なった観点 (perspectives) がある。そして、採用される観点は、認識される資産および負債そしてその金額に重大な影響を与え得る。財務諸表の目的に照らすと、通常最も目的適合的な観点は、当該エンティティは予見可能

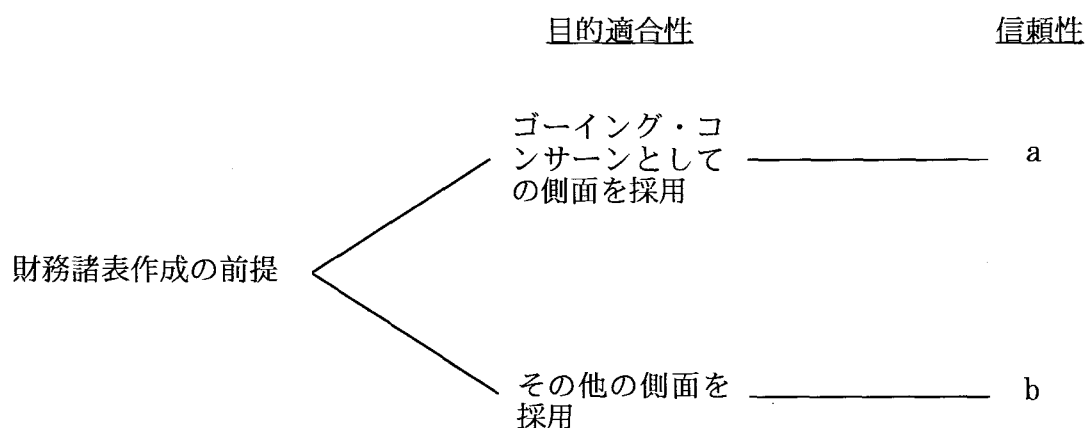
⁷ この点については、日本公認会計士協会 (1974) の解説を参照。

⁸ イギリスにおいてイングランド・ウェールズ勅許会計士協会によって公表されている重要性についての解釈指針 (ICAEW, 1997) もこの立場をとっている。

な将来において営業を行う存在として継続するという仮定に基づいている。
この観点は通常ゴーイング・コンサーンの仮定といわれる (para.3.6)。

この説明から、特定の状況において、ゴーイング・コンサーンの前提を採用するか否かの判断は目的適合性についての判断であることがわかる。すなわち、特定の状況においてゴーイング・コンサーンとしての側面を採用することが目的適合的ではないと判断される場合には、その他の何らかの前提が採用されなければならないのである。この関係を図示すると次のとおりである。

図表 3-4 財務諸表作成の前提についての目的適合性と信頼性



この場合の目的適合性にかかる判断は定性的なものである。すなわち、財務諸表の作成に際していかなる前提を採用するかという判断は、ビジネス・リスクの評価、倒産リスクの評価と関係している。そして、これらのリスクは、単独のリスクとして存在しているのではなく、たとえば、追加的な資金調達にかかるリスク、デフォルトのリスク、営業活動からのキャッシュ・フローを創出する能力にかかるリスクといったさまざまなリスクから構成される複合的リスクである。そしてこれらのリスクを評価するためには、定性的な判断が要求される場合が多い。

このように目的適合性について定性的判断が求められるケースは、②において説明した定量的判断が求められる場合のように会計基準等で具体的判断基準を示しそれについての社会的合意を得ることが難しく、その意味において、この判断は最も複雑で困難なものである。財務諸表監査におけるゴーイング・コンサーン問題については、第7章で詳しく議論することにする。

また、重要性の質的側面についての判断もこの範疇に入る。概念フレームワークでは、質的重要性についての考察は、(i)当該項目を生じさせた取引その他の事象、(ii)その事象あるいは取引の合法性、感応性、正規性、潜在的帰結、(iii)関与する主体の識別、(iv)影響を受ける特定の項目名と開示、と関連すると説明されている(ASB, 1999b, para.3.31)。また、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会による指針(ICAEW, 1997)では、重要性の決定要素の1つとして、状況(circumstances)が挙げられている。これについては、「情報の重要性は、利用者に対する最終的な影響あるいは潜在的な影響との関係においてのみ判断することができる。その結果、特定の大きさの特定の項目の重要性は、利用者が入手可能な会計情報およびその他の情報に依存する」(para.23)と説明されている。しかし、質的重要性に関するこれ以上の具体的な判断基準は、概念フレームワークにおいてもICAEWによる指針においても示されていない。

この範疇に含まれる判断に伴う困難が、財務諸表監査の実施過程において具体的にどのような形となって現れてくるのかということについては、後の章で詳細に検討する。

ところで、前述したアメリカおよびイギリスにおける概念フレームワークの目的は、将来の会計基準の設定および既存の会計基準の検討に役立てること、すなわち、会計基準に基づくところの基礎を提供することであり(FASB, 1978, 序文; ASB, 1999, paras.1-4)、それは「首尾一貫した会計基準を導き出すと考えられる・・・基本目的および根本原理の整合的な体系」(FASB, 1980, 序文)である。こうした目的が有効に果たされているとすれば、そのもとで展開された会計基準の体系は、概念フレームワークで要求されている目的適合性と信頼性を体現したものとなっているはずである。

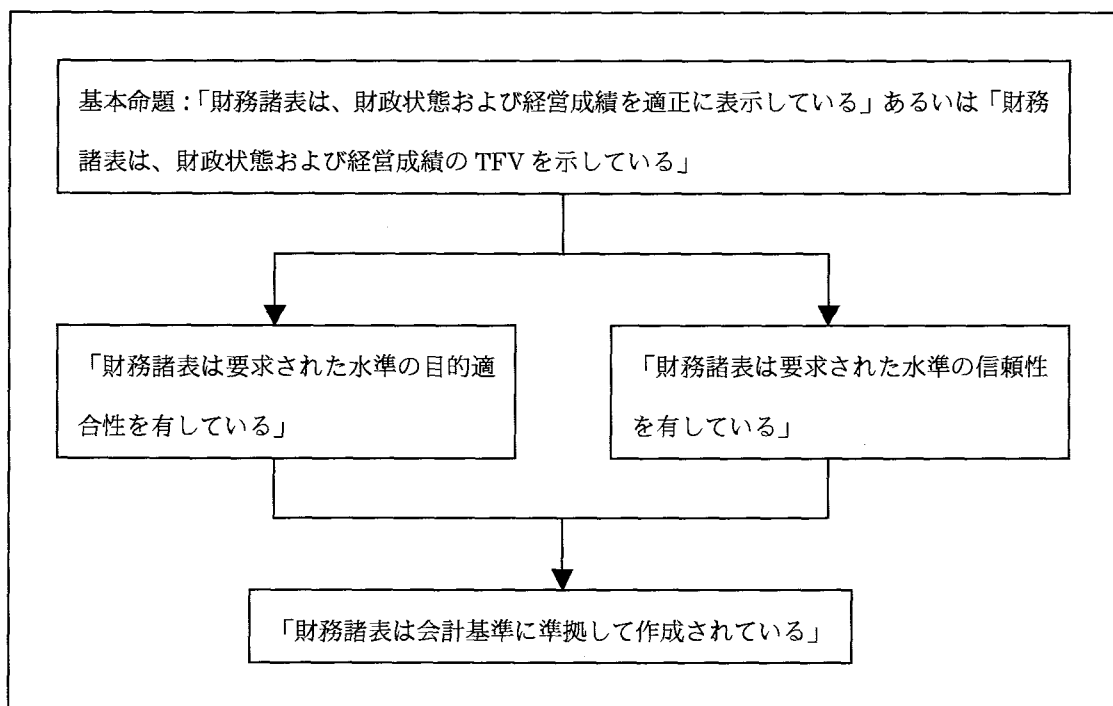
この場合には、財務諸表を作成する際に会計基準に準拠していれば、当該財務諸表は社会的あるいは制度的に要求される目的適合性と信頼性とを有していることになる。財務諸表監査の立場からいえば、このことは、「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という基本命題を翻訳した2つの命題、すなわち、「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の目的適合性を有している」という命題と「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の信頼性を有している」という命題が、「財務諸表は、会計基準に準拠している」という命題に統合されることを意味している。

つまり、上述の概念フレームワークの目的が有効に機能し、そのもとで会計基準が首尾

一貫しあらゆる意味で完全な形で展開されていれば、監査人は財務諸表の会計基準への準拠のみを確かめればよいことになる。この場合、「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という監査意見は、財務諸表の会計基準準拠性と同義になるが、ここで仮定した会計基準の性格からすると、それで十分なのである。

以上の関係を図示すると、次のとおりである。

図表 3-5 財務諸表監査が財務諸表の目的適合性と信頼性を保証する場合の基本命題の翻訳関係



しかしながら、こうした状況が実現されているとはいいがたい。たとえば、Milburn (1991) は、既存の概念フレームワークは不完全なものであり、会計基準の設定においては限られた価値しか有していないことを指摘している。また、Horngren (1981) は、会計上の政策決定が社会的選択の問題であるとし、概念フレームワークの作成者は、個々にそれぞれのフレームワークを有しており、最終的な決定は必然的に個々のフレームワークの集合のうち両立する部分を反映したものとなると論じている。

これらの議論はいずれも概念フレームワークの有効性に疑問を呈したものであるが、それらが的を射ていると考えた場合、図表 3-5 で示した基本命題の翻訳関係は成立しないことになる。すなわち、「財務諸表が会計基準に準拠して作成されている」ということが、即座に「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績の TFV を示している」ということにならないのである。財務諸表監査が財務諸表の目的適合性と信頼性とを保証する場合に、このことが具体的にどのような形の問題として現れてくるのかを次に検討する。

4. 財務諸表監査による目的適合性および信頼性の保証に伴う問題

ここでは、財務諸表監査によって、財務諸表が目的適合性および信頼性を有していることを保証するに際して、どのような問題が存在しているのかを明らかにする。財務諸表が目的適合性あるいは信頼性を有していることを保証するためには、当然のことながら、その前提として、監査人は財務諸表がそれらの質を有していることを検証しなければならない。以下では目的適合性と信頼性のそれぞれの検証についての特有の問題を論じる。

まず、目的適合性についてみる。ここで、目的適合性の検証とは、会計プロセスによって認識された企業活動の側面が目的適合性規準にしたがって適切なものであるかどうかということの検証である。

イギリスにおける概念フレームワーク (ASB, 1999b) では⁹、財務諸表の目的は、幅広い利用者が報告エンティティの経営者の受託責任を評価し経済的意思決定を行うのに有用な報告エンティティの業績および財政状態についての情報を提供することであるとされている (Ch.1, Principles)。そして、その利用者としては、投資家、貸付者、仕入先およびその他の取引業者、従業員、得意先、政府および監督官庁、公衆が挙げられているが (para.1.3)、その意思決定モデルについては、ほとんど説明がなされていない¹⁰。これが第 1 の問題点である。すなわち、監査人は、目的適合性の検証を行うに際して、目的適合性規準を操作化する手段をほとんど有していない。監査人は、情報利用者の意思決定に対する影響の観点から会計における認識を評価することが必要である。しかし、特定の状況

⁹ アメリカの概念フレームワークによっても、同様の問題が挙げられる。

¹⁰ 確かに、ASB (1999b) では、投資家はエンティティの現金創出能力 (cash-generation abilities) および財務的適合性 (financial adaptability) を評価するのに役立つ情報を必要としていると説明されているが (para.1.3)、この説明だけでは投資家の意思決定モデルを特定するには不十分である。

においてこれらの意思決定についての公式な指針あるいは知識を有さないため、監査人はそのような影響を推測することしかできない (Lee, 1993, p.144)。

また、会計情報が目的適合性規準をみたしているかどうかを検証する際には、観察された取引あるいは事象がその法的形式ではなく経済的実質にしたがって処理されているかどうかを考慮しなければならない¹¹。しかし、今日、経営者の行った認識に関する判断が適切なものであるかどうかを判断するのに十分なほど詳細で首尾一貫した会計基準は存在しない。これは、同意された会計基準がない状況において、会計の報告対象となる資産、負債、持分、収益、費用とは何かということを明確に認識する際に伴う困難である (Lee, 1993, pp.145-146)。この問題については、次節で詳しく論じる。

ところで、アメリカにおいて FASB によって公表された概念フレームワークでは、会計情報の質の検証および保証という財務諸表監査機能は、信頼性のみと関係づけられ、目的適合性とは切り離されていることはすでに指摘したとおりである。Lee (1993, p.171) によれば、FASB がこうした態度をとっているのは、財務諸表が意思決定に適合的かどうかを監査人が実証し (substantiate)、判断し、報告することができないという本質的な問題を会計および監査の政策決定者が避けるためである。

次に信頼性にかかる問題をみる。信頼性は、認識された目的適合的な企業活動の側面が会計プロセスを通じてどのように報告されているかに関するものであり、企業の事業活動を観察し、その選択された側面を会計の形式に翻訳する会計プロセスの有効性に依存する。これには、(その完全性を維持するための十分な内部統制手続の存在を含めた) データ処理システムに関する問題と、(適用可能であるばかりでなく適用されるだけの十分な権威を有する基準を伴った) 処理されたデータを報告可能な形式で表現するための会計基準の適用に関する側面とがある (Lee, 1993, p.150)。

前者の側面は、目的適合的な取引および事象がデータ処理システムによって捕捉されているかどうかからはじまり、それらのデータが適切に処理されているかどうかにまで及ぶ。そこでは、これらの手続を監視する会計統制および内部統制が問題となるが、これに関しては、今日、監査基準書をはじめとして、さまざまな指針が提供されている。この詳しい

¹¹ 前述したように、ASB (1999b) では、実質優先志向が信頼性の説明のなかに現れているが、これは、識別された実質が忠実に表現されていることを要求しているものであって、実質をどのように識別するかという問題は含まれていない。これは目的適合性の範疇の問題である。現に、公開草案の段階ではそのように位置づけられていた (ASB, 1991, para.30)。

内容については、第5章において議論する。他方、後者の側面、すなわち処理されたデータを報告可能な形式で表現するための会計基準の適用に関する側面については、目的適合性に関して指摘したのと同様に、会計基準の不完全性の問題がある。

以上、目的適合性と信頼性のそれぞれの検証についての特有の問題をみてきたが、ここでは、会計基準の不完全性が非常に大きな問題となっていることがわかる。そこで、次にこの問題をさらに深く掘り下げて検討することにしたい。

5. 監査人の判断基準としての会計基準と監査人の判断

本章第3節で明らかにしたように、前述した概念フレームワークの目的が有効に機能し、そのもとで会計基準が首尾一貫しあらゆる意味で完全な形で展開されていれば、監査人が表明する監査意見（「財務諸表は、財政状態および経営成績を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」）は、財務諸表の会計基準準拠性についての意見と同義となる。

しかしながら、現状ではそうはなっていない。概念フレームワークの有効性に疑問が呈され、会計基準の不完全性が指摘されている。ここでは、まず、この会計基準の完全性の問題に焦点を当てて監査人の判断との関係を検討し、続いて異なる性格の会計基準とそのもとでの監査人の判断の問題を議論する¹²。

(1) 会計基準の完全性と監査人の判断

Brown *et al.* (1993) は、会計基準の完全性の1つとして、判断手続完全性 (decision-procedure completeness) を挙げている。判断手続完全性とは、すべての起こり得る状況の報告方法を会計人に示唆する判断手続を提供するという意味における完全性である¹³。この完全性を有する会計基準のもとでは、会計人は、すべての事象について、それをいかに取り扱うかを明白に知ることができる。

しかし、完全性を達成するためのコストを考えると、完全な会計基準というものは存在

¹² 本節の内容は、福川 (1997) の一部をもとに修正加筆したものである。

¹³ Brown *et al.* (1993) では、会計基準のもう1つの完全性として、代替的なすべての組の会計基準に対してすべての人が、あるものが他に対して好ましいあるいはそれらが無差別であるということに同意する意味での完全性、すなわち社会的選好完全性 (social-preference completeness) も挙げられているが、この完全性はここでの議論に直接関係しないため考察の対象とはしない。

し得ないことがわかる。すなわち、判断手続完全性を有するためには、会計基準は、すべての状況を想定し状況の複雑さと同程度に細かい規定を設けるか、すべての状況が事前に規定した何らかの部類に入るほど曖昧なものでなければならない。会計基準が完全性を達成するためには、過度に簡略化されるか、過度に複雑なものとならざるを得ず、したがって、完全なる会計基準というものは存在しないことになる。

それでは、会計基準が不可避免的に不完全なものであるとすると、人々はそれをどのように論理的に用いるのであろうか。この問題を、Brown *et al.* (1993) は FASB の資産の定義を例に挙げて説明している¹⁴。

FASB は、ある対象が資産としての資格を有するためには、次の 3 つの特質を有さなければならないとしている。ここで注意しなければならないのは、これらは正確には資産の必要条件であって、十分条件ではなく、その意味で定義とはいえないものであるという点である。

T：過去の取引という特質－資産は、過去の取引、すなわちすでに発生したある会計主体による取引から生じたものでなければならない。

B：経済的便益という特質－資産は発生の可能性の高い経済的便益でなければならない。

C：支配という特質－資産は当該主体の支配のもとにななければならない。

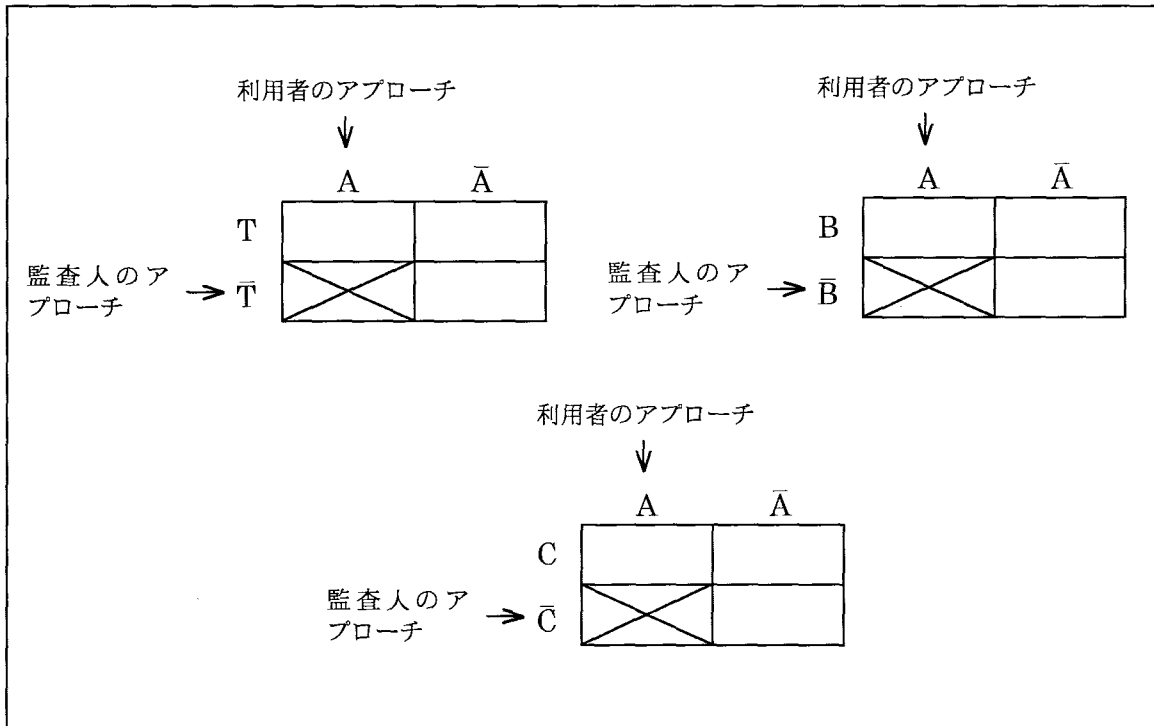
この FASB の挙げる資産の特質に関連して、監査人による会計基準の用いられ方を、財務諸表利用者によるそれと対比する形で図示すると、次頁の図表 3-6 のようになる。

この図において、A は資産にあたる項目の集合を、 \bar{A} は資産ではない項目の集合を示している。さらに、T, B, C はそれぞれ上述の特質を備えていること、 \bar{T} , \bar{B} , \bar{C} はそれらの特質を有していないことを意味している。

この図は、会計基準が 2 通りに用いられることを意味している。すなわち、1 つは、資産は特質 T, B, C を備えていると推論できること、もう 1 つは、 \bar{T} , \bar{B} , \bar{C} に属する項目は資産ではないと推論できることである。しかし、たとえば、「過去の取引から生じた項目が資産であるか」、「ある項目が資産でなければ、それは過去の取引から生じたものでは

¹⁴ Brown *et al.* (1993) は、FASB が 1977 年に公表した公開草案に基づいて資産の特質を挙げており、その 1 つとして「資産は当該エンティティによる現金に対する請求権を伴わなければならない」という特質が挙げられているが、現行の概念フレームワークでは、これは「資産は発生の可能性の高い将来の経済的便益でなければならない」という特質に置き換えられている。したがって、以下においては、現行の資産の特質に基づいて論を進める。

図表 3-6 会計基準の用いられ方



出所：Brown et al. (1993, p.279) を一部修正

ないのか」という問いには答えることができない。

この2通りの会計基準の用い方は、それぞれ財務諸表の利用者および監査人の会計基準の用い方に対応するものである¹⁵。すなわち、利用者は、財務諸表の資産をみてその項目が特質 T, B, C を備えていると推論することができる。他方、監査人については問題が残る。すなわち、監査人は、 \bar{T} , \bar{B} , \bar{C} に属する項目は資産ではないと推論できるが、特質 T, B, C を備えている項目が資産であるとはいえない¹⁶。会計基準は特質 T, B, C を備えている項目を資産とすることを認めてはいるが、要求してはいないのである。

会計基準の適用が必要条件に基づいて行われる論理は明らかにされたが、「取引」、「経済的便益」、「支配」、「資産」といった用語を実際に適用しようとする問題が生じる。こ

¹⁵ もちろん、財務諸表の作成者の基準の用い方は、監査人のそれと一致するが、ここでは財務諸表の作成者の判断は考察の対象とはしていないため、監査人の会計基準の用い方に限定して論を進める。

¹⁶ Brown et al. (1993) は、この例として、研究開発のための支出を挙げている。

これらの概念に対する定義を特定するためにはその本質（essence）を決定しなければならないが、これらの概念はそれを生み出す人間の理由、関心によって不可避免的に影響を受ける。さらにそれらは文化的あるいは個人的な変数に影響される。つまり、これらの用語に対する本質は存在しないのであって、その定義を決定することはできないのである。

以上の議論を整理すると、監査人が不完全な会計基準を適用する際には、少なくとも2種類の判断が必要とされることがわかる。すなわち、まず第1に、監査人は、「取引」、「経済的便益」、「支配」といった会計上の概念が本来的に曖昧であるために、それらを適用する際に意味論的判断（semantic judgment）を行使する必要がある。言い換えると、判断の対象が会計基準の規定するところの属性を有するか否かの判断つまり実態の把握に関する判断が必要とされる。

さらに、ある項目が特質 T, B, C を備えていると判断された場合においても、会計基準はこの項目を資産とすることを認めているだけであって、そうすることを要求しているのではない。ここで、もう1つの判断として語用論的判断（pragmatic judgment）が必要とされる。すなわち、必要条件をみたした項目のうち何を資産として開示すべきかについての判断が必要とされるのである。これは、判断の対象が会計基準の規定するところの属性をすべて有する場合に、それを会計基準に適合するものと認めるか否かの判断であり、会計基準が判断手続完全性を有するものであれば不必要となる判断であるが、前述したように、そのような完全性を有する基準は存在し得ないため、この判断は不可避免的なものである。

（2）形式主義的会計基準と実質主義的会計基準

以上において、監査人が会計基準を判断基準として用いる場合に要求される2つの判断が特定された。次にここでは、2つの規制アプローチを考察し、それぞれのもとでの会計基準と、意味論的判断および語用論的判断との関係について考える。

規制アプローチには、形式主義と実質主義（アンチ形式主義）の2つがあるといわれる¹⁷。形式主義的規制アプローチとは、明確に定義されたルールを用いて、統一性、首尾一貫性、予測可能性を強調し、法的な形式および逐語的な解釈を重視するアプローチである。

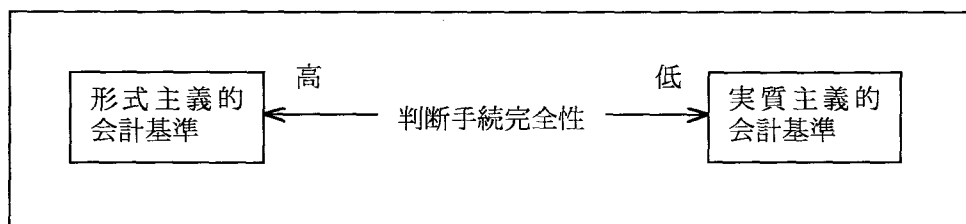
¹⁷ ここでの2つの規制アプローチについての記述は、McBarnet and Whelan (1991) によった。また、このフレームワークを用いて会計制度を論じたわが国の研究としては、松浦 (1996) を参照。

それに対して、実質主義的規制アプローチは、取引および関係の実質を強調し、規制の目的および精神を重視する、よりフレキシブルで政策志向的なものである。これら2つの規制アプローチは、ともに固有の利点と欠点を有するため、現実の規制方法においては、両方のアプローチを折衷したものとなる（松浦, 1998）。

この2つの規制アプローチ、すなわち形式主義的規制アプローチおよび実質主義的規制アプローチのもとでの会計基準を、ここではそれぞれ形式主義的会計基準および実質主義的会計基準と呼ぶことにする。この場合、会計基準は、2つの規制アプローチが折衷されるのに対応して、形式主義的会計基準としての性格と実質主義的会計基準としての性格の両方を有することになる。したがって、たとえば、特定の会計基準書を取り上げて、それが形式主義的会計基準であるとか実質主義的会計基準であるということとはできないという点に注意しなければならない。

それでは、これらの会計基準と上で説明した2つの判断とはどのような関係にあるのだろうか。まず、判断手続完全性との関係で考えると、形式主義的会計基準は前述したように明確に定義されたルールとしての性格を強く有し、その逐語的な解釈と遵守が要求される。このような会計基準は、当然のことながら、判断手続完全性が高いと考えられる。他方、実質主義的会計基準は、規制の精神を重視するフレキシブルで政策志向的な規定であり、形式主義的会計基準に比して判断手続完全性は低いといえる。

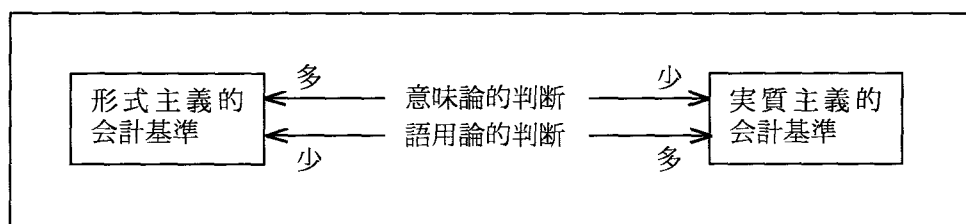
図表 3-7 会計基準の性格と判断手続完全性



会計基準の性格と判断手続完全性とのこのような関係を前提とすると、まず、形式主義的会計基準のもとでは意味論的判断が非常に重要な意味をもつ。この形式主義的会計基準が判断手続完全性をもつところまで達すれば、語用論的判断は必要とされないということになる。しかしながら、そのような完全性を達成することは不可能であるため、現実には語用論的判断も必要とされることになる。一方、実質主義的会計基準のもとでは、語用論的判断に重点が置かれる。また、実質主義的会計基準も会計基準である以上、会計上の概

念から完全に開放されることはありえず、実態の把握に関する判断は不可欠である。したがって、ここでも最低限の意味論的判断は必要とされる。しかし、会計基準の実質主義的傾向が弱まる（形式主義的傾向が強まる）につれ、意味論的判断の量は増加することになる。すなわち、形式主義的会計基準および実質主義的会計基準と、意味論的判断および語用論的判断との間には、ある種のトレード・オフ関係が成立しているといえる。この関係を図示したものが図表 3-8 である。

図表 3-8 会計基準の性格とそのもとで要求される判断



福川（1997）では、監査人の判断に関する既存の実証研究の結果をこの関係に当てはめて検討し、監査人は意味論的判断については適切に行うことができるが語用論的判断については適切に行うことができないことを示し、したがって、監査人は形式主義的会計基準のもとでは適切な判断を行うことができるが、実質主義的会計基準のもとでは適切な判断を行えないという結論を導いている。

（3）実質主義的会計基準のもとでの監査人の対応

監査人が実質主義的会計基準のもとでは適切な判断が行えないとすると、現実にもそうした判断を要求された場合に、それにどのように対応するのであろうか。

McBarnet and Whelan（1991）によれば、実質主義的規制アプローチが実際に適用される際には、オペレーショナルなレベルにおいて、より厳格なルールによって実質的な規制は補完されるという現象が起きる。規制の実施段階において、多くのメカニズムが厳格なルールへの揺れ戻しを引き起こすのである。言い換えれば、実質的な規定は形式的な規定に置き換えられていくのである。

これらの規定の明確化（clarification）のメカニズムのうち、監査人にとって特に重要

な意味をもつのは指針 (guidelines) であろう¹⁸。すなわち、実質主義的基準に対して、その細目規定という形で指針を設けることによって、監査人はより明確な判断の拠り所を得ることになる。これは、要求される判断が語用論的判断から意味論的判断へと変換されることを意味する。また、Mason and Gibbins (1991) が指摘するように、今日、こうした判断の指針は監査基準のなかで提供される傾向がみられる。

(4) まとめ

本節では、会計基準の不完全性の問題を取り上げて、会計基準が不完全であるとはいかなることなのかを明らかにするとともに、そうした不完全な会計基準を監査人が判断基準として用いる場合に必要とされる判断について考察した。

この考察において、判断手続完全性という観点から不完全な会計基準を判断基準として監査人が用いる場合、監査人には意味論的判断と語用論的判断という2種類の判断が要求され、これらと形式主義的会計基準および実質主義的会計基準との関係から、形式主義的会計基準のもとでは監査人は適切に判断を行うことができるが実質主義的会計基準のもとでは適切に判断を行うことができないという福川 (1997) の結論を示すとともに、現実には監査人に実質主義的会計基準のもとでの判断が要求される場合には、指針の提供による実質的な規定から形式的な規定への置き換えが生じることを指摘した。

6. むすび

本章では、財務諸表監査の役割あるいは機能は、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証することであるとの立場から、目的適合性および信頼性の保証の内容およびそれらを行うに際しての問題を一般的な観点から論じてきた。

第II部では、第1章から第3章までで展開してきた枠組みを、イギリス監査制度に当てはめて議論する。そこでは、近年、監査理論および監査実務において大きな問題となっている内部統制、不正、ゴーイング・コンサーンに関する監査問題を取り上げ、それらの監査問題が、財務諸表監査は財務諸表の目的適合性と信頼性を保証すると考える枠組みのなかでどのような意味をもつのか、そしてそれに伴ってどのような問題が生じるのか、さら

¹⁸ 監査人が求められる判断を適切に行えないことが示される場合に、その指針の設定を求め主張は数多くみられる。たとえば、Holmes (1973), Arsdell (1975), Firth (1979), Kida (1980) を参照。

にそれらの問題に対処するためにどのような方策がとられているのかということについて検討する。

第II部

イギリス監査制度の分析

第4章 監査人の位置づけと役割

1. はじめに

第1章から第3章までにおいて、本論文の理論的な枠組みを示してきた。第5章以下では、イギリス監査制度を題材として、第3章までで展開した一般的な議論が、内部統制、不正、ゴーイング・コンサーンといった今日多くの注目を集めている論点において、いかなる具体的な内容を持ち、またどのような問題が存在し、そしてそれに対処するためにどのような方策が考えられているのかを検討する。

そこで本章では、前章までの理論的枠組みと次章以降のイギリス監査制度への適用との橋渡しとして、イギリス監査制度における監査人¹の位置づけと役割について概説する。イギリス監査制度を考察しようとする際には、会社法の規定がその中核をなす。また、今日、APBによって公表されている監査基準書(Statements of Auditing Standards;以下、SAS とする)も、イギリス監査制度を構成する重要な要素となっている。したがって、これらを題材として、イギリス監査制度における監査人の位置づけおよび役割を明らかにする。

まず、会社法に規定されている取締役のアカウンタビリティの具体的内容について説明した上で、監査人に関する規定を概観することによって、会社法における監査人の位置づけを明確にする。会社法における監査人に関連する規定は、EC会社法指令の影響を受けて大きく変更されている。特に、監査人の資格についてはEC会社法第8指令が1989年会社法に取り入れられている。

具体的には、監査人の地位、適格性、選任・解任、権限、報酬について順を追って見て

¹ 本論文では、auditorの訳語として「監査人」を当てている。ここで意味するものは、職業専門会計士であり、イギリスの場合には勅許会計士、アメリカおよびわが国の場合には公認会計士を指す。イギリスにおけるauditorの訳語の問題について、たとえば山浦(1993, p.535)では、その歴史性と機能性の観点から「監査役」と訳している。また、加藤(1998b, p.161)は、職務権限上わが国の監査役よりも会計監査人に近いことから「会計監査人」と訳している。これらの議論を踏まえた上で、本論文では必ずしも会社法の枠組みにおける立場に限定せずに職業専門会計士として果たしている役割の全体像を明らかにするという観点から、敢えて「監査人」と訳している。

いくことにする。なお、ここでの目的はあくまでも会社法における現行制度上の監査人の位置づけを明確にすることであって、その変遷および意義を問うものではない。

次に、会社法に規定される監査人の役割を検討する。計算書類、取締役報告書、会計記録、取締役の報酬・取締役および役員との取引のそれぞれに関する監査人の役割について、順にみていくことにする。

続いて、監査人の中心的役割をさらに詳しく検討するために、SAS を取り上げて、そこで求められている監査人の役割を考察するとともに、その結果としての監査報告書の内容をみることにする。

2. 会社法にみるアカウントビリティの具体的内容²

ここでは、1985 年会社法における取締役のアカウントビリティの具体的内容をみていくことにする。

まず、会計記録に関して、会社法は次のように規定する。

第 221 条 会計記録を行う義務

- (1) すべての会社は、会社の取引を示し説明するのに十分であり、かつ、次に掲げるような会計記録を保持しなければならない。
 - (a) 合理的な正確性をもって、何時でも、その時点における会社の財政状態を開示する。
 - (b) 本篇のもとで作成される貸借対照表および損益計算書が、この法の規定に準拠することを取締役に可能にする。
- (2) 会計記録は特に次のものを含まなければならない。
 - (a) 会社が受け取り、支払った現金合計の日々の記帳および収入および支出を生じさせた事項。
 - (b) 会社の資産および負債の記録。

そして、貸借対照表および損益計算書の作成にかかる取締役の義務については、次のように規定する。

² ここでの内容は、主として、山浦（1990, 1993）、KPMG（1998）を参考にした。

第 226 条 個別会社計算書類を作成する義務

- (1) すべての会社の取締役は、会社の各財務年度に次のものを作成しなければならない。
 - (a) 財務年度の最終日における貸借対照表
 - (b) 損益計算書

さらに、従属会社を有する場合には連結貸借対照表および連結損益計算書からなるグループ計算書類を作成しなければならない（第 227 条(1)）。

そして、これらは取締役会によって承認され、取締役会を代表して会社の 1 名の取締役によって署名されることが必要である（第 233 条(1)）。

貸借対照表および損益計算書は、会社の財政状態および経営成績に関して TFV を示すように作成されなければならない。

第 226 条 個別会社計算書類を作成する義務

- (2) 貸借対照表は、財務年度末における会社の財政状態の真実かつ公正な概観を示さなければならない。そして、損益計算書は、当該財務年度の会社の損益の真実かつ公正な概観を示さなければならない。

グループ計算書類についても同様の規定が存在する（第 227 条(3)）。

会社法の規定するすべての要件に準拠して作成される計算書類が、TFV を示すに足る十分な情報を提供しない場合には、計算書類またはそれに対する注記において必要な情報を提供し（第 226 条(4)、第 227 条(4)）、特定の状況下で法規定に準拠することが TFV を示さないのであれば、当該規定から離脱することが要求される（第 226 条(5)、第 227 条(5)）。この場合には、離脱の内容、理由およびその影響を注記において示さなければならない。

また、これ以外の開示事項のうち主要なものとして、取締役の報酬の開示および取締役との取引等の開示が挙げられ³、計算書類とあわせてこれらの開示事項については監査人

³ これらの開示事項の具体的内容については、山浦（1990, pp.57-60）を参照。

の監査を受けることが要求されている⁴。

それでは、これらの計算書類およびさまざまな開示事項の向けられている対象として、会社法が予定しているのはいかなる集団なのであろうか。

計算書類の開示に関して、会社法では、法定型計算書類 (statutory accounts) と非法定型計算書類 (non-statutory accounts) を区別している。法定型計算書類とは、会社登記所への提出が要求されている個別計算書類あるいはグループ計算書類を指し、一方、非法定型計算書類とは、その他の目的を有する会社あるいはグループの貸借対照表あるいは損益計算書を指す (第 240 条(5))⁵。以下においては、法定型計算書類に限定して議論を進める。

まず、計算書類を受け取る資格のある者について次のように規定する。

第 238 条 計算書類および報告書の写しを受け取る資格のある者

- (1) 会社の年次計算書類の写しは、当該財務年度の取締役報告書およびこれらの計算書類についての監査報告書とともに、その文書が提示される株主総会の会日より 21 日前までに、次の者に送付されなければならない。

(a) 会社のすべての株主

⁴ 山浦 (1990) は、監査人の職務が伝統的な計算書類の監査から拡大している傾向を指摘し、その例として、取締役の報酬、取締役との取引等の監査を挙げ、これらを「『業務監査』的な職務」と位置づけている。そして、このような監査業務の拡張のねらいは、「開示原則こそ会社ならびに取締役の責任ある行動を保証する第一の原則であるべき、という現代英国会社法の基本的思想」に基づいて、「会社機構の欠陥の補完、それも英国のような一元機構のもとでは特に生じやすい欠陥」を補完し、「会計監査の可能な限りでの機能の拡張によって取締役のチェックを実質的にサポートすること」にあるとしている。

⁵ 会社が法定型計算書類を公表する場合、それには監査報告書が添付されていなければならない (第 240 条(1))。一方、非法定型計算書類を公表する場合には、次のことを示したステートメントを添付しなければならない (第 240 条(3))。

- (a)それが会社の法定型計算書類ではないこと
(b)非法定型計算書類が対象にしようとしている財務年度を対象とする法定型計算書類が会社登記所に提出されているかどうか
(c)その財務年度の法定型計算書類に対して、監査人が報告書を作成しているかどうか (作成していない場合には、監査免除規定の資格があることについて会社の報告担当者の報告書があるかどうか)
(d)監査報告書が限定されているかどうか、または、会計記録あるいは回答が不適切であるか、計算書類が会計記録および回答と一致していないか、必要な情報および説明を入手できていないか、に関する説明を含んでいるかどうか

- (b) 会社のすべての社債権者
- (c) 株主総会の通知を受け取る資格のあるすべての者

加えて、会社のすべての株主および社債権者は、最新の計算書類の写しを、要求に応じて無料で入手する権利を認められている（第 239 条）。

さらに、法定型計算書類は、株主総会に提示される。

第 241 条 株主総会に提示される計算書類および報告書

- (1) 会社の取締役は、各財務年度において、会社の年次計算書類、取締役報告書、その計算書類に対する監査報告書の写しを株主総会に提示しなければならない。

また、年次計算書類および報告書の写しは、会社登記所に提出されなければならない（第 242 条(1)）。

これらの規定から明らかなように、会社法は、計算書類等の開示事項の向けられる対象として既存の株主および社債権者をその中心に据えているといえる⁶。

さらに、監査人が誰に対して責任を負うかという問題に関連して、1990 年の Caparo 事件の判決では、監査の主要な役割は、株主が企業経営者のパフォーマンスを評価できるように取締役の財務諸表を株主のために検討することであるとされた（O'Sullivan, 1993）。すなわち、ここでは法定監査の目的は集団としての株主が会社の受託責任を評価する手段であると解釈されているのである。このことから、間接的にはあるが、会社法におけるアカウンタビリティの対象が株主を中心としていることがわかる。

3. 会社法における監査人の位置づけ

それでは、前節で述べたような取締役のアカウンタビリティを前提として、それとのかかわりにおいて、監査人は会社法においてどのように位置づけられているのであろうか。

⁶ こうした理解は、たとえば Flint (1978) にも示されている。なお、Gower (1992, p.464) は、計算書類の開示に関して、会社登記所への提出が法定型計算書類を一般大衆に利用可能なものとするため、最も重要であると位置づけている。確かに、一般大衆の観点からすれば、会社登記所への提出が最も重要であるといえるが、このことと、会社法において主たる開示対象として誰を想定しているかは別問題である。

(1) 監査人の地位

会社法においては、監査人の地位について次のように規定している。まず、1989 年会社法第 27 条(1)では、監査人の独立性に関する規定を置いている。

第 27 条 独立性の欠如による不適格性

(1) 次の者は会社の監査人としての任命に不適格である。

(a) 会社の役員 (officer) あるいはその従業員である者

(b) パートナーあるいはそのような人の従業員、ないしそのような人が
パートナーであるパートナーシップ

この規定からすると、監査人は「会社の役員あるいは従業員」ではないということになる。さらに、1985 年会社法第 744 条においては、「役員」を「法人 (body corporate) と関連して、取締役 (directors)、経営者 (manager) あるいは秘書役 (secretary) を含む」と定義している。この定義からしても、監査人は役員には含まれないと思われる。

しかし、一方で、1986 年支払不能法 (Insolvency Act) 第 212 条 (義務不履行の取締役、清算人等に対する略式救済) およびこれに関連する判例では、監査人は役員であると考えられている (Gower, 1992, p.479)。また、歴史的には、監査人は「もともと取締役の会計責任を監査するために株主の代表として株主の中から選んだ、あるいは株主がとくに指名した『役員 (officer)』」(山浦, 1993, p.525) であるとされる。今日では、監査人は役員であると解するのが通説となっている。(Woolf, 1997, pp.311-312 ; 加藤, 1998b, p.163)。

(2) 監査人の適格性

監査人の適格要件について、1989 年会社法⁷は、次のように定めている。

⁷ 1989 年会社法における監査人の任命の適格性についての規定の主な目的は、適切に監督され資格を有するものだけが会社の監査人に任命されることを保証し、そのように任命された者による監査が、高潔性 (integrity) と適切な程度の独立性をもって実施されることを保証することである (1989 年会社法第 24 条)。

第 25 条 任命の適格性

(1) 会社の監査人として適格である者は次の者に限る。

- (a) 公認監督団体 (recognised supervisory body) のメンバーである者
- (b) そのような団体の規制のもとで任命のための適格性を有する者

ここでの公認監督団体とは、具体的には次の 5 団体を指す (KPMG, 1998, p.207; 加藤, 1998b, pp.148-149)。

- ・ イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in England and Wales; ICAEW)
- ・ スコットランド勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants of Scotland; ICAS)
- ・ 公認会計士勅許協会 (The Chartered Association of Certified Accountants)
- ・ アイルランド勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in Ireland)
- ・ 公認会計士協会 (The Association of Authorised Public Accountants)

また、会社の監査人として任命されるのは個人または事務所 (firm) であり (1989 年会社法第 25 条(2)), 事務所とは法人またはパートナーシップを意味する (1989 年会社法第 53 条(1))。この規定は 1989 年会社法において新設されたものであって、以前においては法人が会社法のもとで組織された会社の監査人に任命されることは認められていなかった (KPMG, 1998, p.207)。

独立性が欠如するために監査人としての適格性を欠く場合としては、前述したように、まず当該会社の役員もしくは従業員である場合が挙げられる。加えて、その者あるいはその者の関係者 (associate)⁸と、会社あるいはその会社の関係企業 (associated

⁸ 「関係 (associate)」とは、次のように定義される (1989 年会社法第 52 条)。

- ・ 個人との関係においては、「関係」は次のものを意味する。
 - (a) その個人の配偶者、未成年の子供、継子
 - (b) その個人が取締役である法人
 - (c) その個人の従業員あるいはパートナー
- ・ 法人との関係においては、「関係」は次のものを意味する。
 - (a) その法人が取締役である法人
 - (b) その法人と同じグループに属する法人
 - (c) その法人あるいは同じグループの法人の従業員あるいはパートナー

undertaking)⁹の間に命令 (statutory instrument) によって特定されるような関係がある場合が挙げられる (1989 年会社法第 27 条(2))。

(3) 監査人の選任・解任

特定の小会社および休眠会社 (dormant companies) を除いて、すべての会社は監査人を選任しなければならない (第 384 条(1))。計算書類の株主総会への提出を省略することを選択した私会社 (private company) の場合を除いて、監査人は計算書類が提示される各株主総会において、計算書類が提示される次の株主総会の終了のときまでを任期として選任される (第 384 条(2), 第 385 条(2))。会社の最初の監査人は、計算書類が提示される会社の最初の株主総会までの何時でも取締役によって選任される。この場合の任期は、その株主総会終了のときまでである (第 385 条(3))。

計算書類の株主総会への提示を省略する私会社の場合には、前財務年度の会社の年次計算書類の写しが株主総会に送付される日から起算して 28 日以内に、監査人は株主総会において会社によって指名されなければならない。また、株主総会への計算書類の提示を求める通知が株主あるいは監査人によって出される場合 (第 253 条(2)) には、その総会の終了までに、監査人は株主総会において会社によって指名されなければならない (第 385A 条(2))。

一方、会社は、監査人との契約内容にかかわらず、何時でも通常決議によって監査人を解任できる (第 391 条(1))。監査人を解任する決議を行った場合、会社は 14 日以内にその事実を会社登記所に通知しなければならない (同条(2))。この場合、株主総会での解任のためには特別の通知が要求され、会社はその通知を解任の提案がなされた監査人に対して送付しなければならない (第 391A 条(1)(2))。さらに、解任の提案がなされた監査人は、その意図された解任について、会社に対して書面で言明をなし、株主に対してそれを伝え

-
- ・ スコットランドの事務所 (firm), あるいはパートナーシップが法人格を有する他国の法律のもとで組織されたパートナーシップとの関係においては、「関係」は次のものを意味する。
 - (a) その従業員が取締役である法人
 - (b) その事務所の従業員あるいはパートナー
 - (c) その事務所のパートナーの関係者 (associate)

⁹ 会社との関係における関係企業とは、次のものを意味する。

- ・ その会社の親企業および従属企業
- ・ その会社の親企業の従属企業

ることを要求することができる（同条(3)）。

また、監査人は会社の登録された事務所に辞任する旨の書面での通知を預けることによって辞任することができる（第 392 条(1)）。この場合、監査人が株主あるいは債権者の注意を喚起するべきであると考え辞任に係る状況についての説明、あるいはこのような状況がないと考える場合にはその旨の説明を含まなければならない（第 394 条(1)）。

（４）監査人の権限

監査人は、何時でも、会社の帳簿、勘定類（accounts）および証憑類を閲覧し、監査人としての義務の遂行のために必要と考える情報および説明を会社の役員から入手する権利を有している（第 389A 条(1)）¹⁰。

また、連合王国内で設立された法人である従属企業およびその監査人は、親会社の監査人に対して、その会社の監査人としての義務のために合理的に要求する情報および説明を提供しなければならない（同条(3)）。さらに、連合王国内で設立された法人でない従属企業を有する親会社は、監査人に求められた場合、その会社の監査人としての義務のために合理的に要求する情報および説明を従属会社から入手するために合理的に可能なすべての手段を講じなければならない（同条(4)）。

監査人は、株主が受け取る権利を有する株主総会のすべての通知およびそれに関連するすべての情報を受け取り、株主総会に出席し、監査業務に関する事項を出席する株主総会で開陳する権利を有する（第 390 条(1)）。監査人が法人あるいはパートナーシップである場合、これらの権利は、当該法人あるいはパートナーシップによって書面で代表として行動すると指定された者によって行使される（同条(3)）。

（５）監査人の報酬

株主総会で選任された監査人の報酬は、会社によって株主総会で決定されなければならない（第 390A 条(1)）。取締役あるいは所轄大臣によって選任された監査人の報酬は、それぞれ取締役あるいは所轄大臣によって決定されなければならない（同条(2)）。そして、監査人の報酬の額は、年次計算書類に注記されなければならない（同条(3)）。

¹⁰ その知識と信念のかぎりにおいて、監査のために必要なすべての情報および説明が入手できない場合には、監査人はこの事実を監査報告書において述べなければならない（第 237 条(3)）。

監査業務以外の業務に関する報酬の開示については、所轄大臣によって規則が定められており（第 390B 条）、ここでは、会社および関係企業に対して提供された監査業務以外の業務についての、監査人である年およびその前年の報酬額を年次計算書類の注記で開示すべきことが規定されている¹¹。

4. 会社法における監査人の役割

次に、会社法において規定されている監査人の役割についてみることにする。ここでは、会社法規定を中心として議論を進めるが、今日、APB によって公表されている SAS 等を無視して監査人の役割を考えることはできない。そこで、これらも含めて検討することにする。

なお、本節で取り上げる役割以外にも、会社法においては、小会社、休眠会社における監査等に関する規定が置かれているが、最初にも述べたように、本論文において考察の対象としているのは、上場企業を代表とする大会社における通常の場合の監査人の役割についてであるため、ここでは扱っていない¹²。

（1）計算書類の監査

監査人の基本的役割がその任期中に株主総会に提示される会社の計算書類に関して株主に対して報告することであることはあらためて指摘するまでもないであろう。これを規定しているのが第 235 条である。この規定の内容をまず確認しておきたい。

第 235 条 監査報告書

- (1) 会社の監査人は、その任期中に、その写しが株主総会において会社に提示されるところの会社の年次計算書類のすべてについて株主に対し

¹¹ Companies Act 1985 (Disclosure of Remuneration for Non-Audit Work) Regulation 1991 (SI 1991/2128)

¹² 会社は、当年度もしくは前年度に次に挙げる条件をみたした場合に、小会社あるいは中会社と認められる（第 247 条）。

その条件とは、次の 3 つの制約のうち 2 つ以上をみたしていることである。

	小会社	中会社
売上高	£ 2,800,000 以下	£ 11,200,000 以下
貸借対照表総額（総資産額）	£ 1,400,000 以下	£ 5,600,000 以下
平均従業員数	50 人以下	250 人以下

て報告しなければならない。

- (2) 監査報告書は、監査人の意見において年次計算書類がこの法律にしたがって適切に作成されているかどうか、特に、次の事項の真実かつ公正な概観が示されているかどうかについて述べなければならない。
 - (a) 個別貸借対照表の場合、財務年度末における会社の財政状態
 - (b) 個別損益計算書の場合、財務年度の会社の損益
 - (c) グループ計算書類の場合、株主に関係するかぎり、全体としての連結に含まれる企業のその財務年度末における財政状態とその財務年度の損益
- (3) (省略)

この条文において注目すべきことは、まず、計算書類が会社法に準拠しているかどうかの意見とそれがTFVを示しているかどうかについての意見とがわけて規定されているという点である。

TFVについては、前述したように、計算書類を作成する取締役の責任を規定する条文(第226条、第227条)においてみられる。取締役には、TFVを示し会社法規定に準拠した計算書類を作成する責任が課されている(第226条(2)(3)、第227条(3)(4))。そこでは会社法規定に準拠することによっても計算書類がTFVを示すのに十分ではない場合には、計算書類あるいはそれに対する注記において必要な追加的情報が提供されなければならない(第226条(4)、第227条(5))とされ、さらに、会社法規定への準拠がTFVを示す要求と矛盾する場合には会社法規定からの離脱を要求している(第226条(5)、第227条(6))。

しかしながら、TFVの具体的内容については、会社法は何らの規定をしていない。さらに、会社法においては具体的にどのように監査を実施するのかについても触れられていない。このことから、監査人が計算書類の監査を行うに当たって、何をもってそれがTFVを示しているという意見を表明するのかという問題が生じるが、この問題は本論文の主要なテーマの1つであり、本論文を通して明らかにしていく。

なお、この監査報告書は株主に対して報告されるものであるが、計算書類に添付されて、株主、債権者および株主総会の通知を受け取る権利のある者に送付され(第238条(1))、株主総会に提示され(第241条(1))、会社登記所に届け出られる(第242条(1))。このこ

とから、「監査報告書には株主にかぎらず、会社に利害を有する人びとのために財務情報の信頼性の質を証すという重要な役割が期待されている」(山浦, 1993, p.482)ともいえるのである。ただし、監査報告書は、第 235 条(1)にも規定されているように、あくまでも株主に対して報告されるものであるという点に注意しなければならない。すなわち、監査報告書が、誰に向けられたものかということと、誰にとって有用なものであるかということは、区別して考える必要がある。

ここで、今日のイギリス監査制度において作成される監査報告書のうち、上場企業を対象としたものの様式を示すと、次頁以降の図表 4-1 のとおりである。これは 2001 年に APB によって公表された指針 (APB, 2001) において示されたものである。この監査報告書は、本論文においては第 8 章で扱う、監査人によるコーポレート・ガバナンスへの関与についての言明を含んでおり、その点において、たとえば監査報告を扱った SAS 600 「財務諸表に対する監査人の報告書 (Auditors' reports on financial statements)」(以下、SAS 600 とする) において例示されているような監査報告書と比べると大きな違いがみられる¹³。この違いの詳細についての議論は後に譲ることとして、ここでは監査報告書の各区分について簡単にみておく。

SAS 600 によれば、監査報告書の構成は次のとおりである (SAS 600.2, para.14)。

(a) 監査報告書の名宛人を識別するタイトル

イギリスにおいては、通常監査報告書の名宛人は会社の株主である。また、APB (2001) によって、タイトルに「独立の (independent)」監査人という表現が加わった。

(b) 監査される財務諸表を識別する序節

この区分の目的は、監査意見が関係する情報に関する曖昧さを排除することである。また、この区分では、財務諸表の作成に当たって採用した会計慣行および会計方針についても言及する (SAS 600, para.19)。

¹³ 厳密にいうと、APB (2001) は、1999 年に APB によって公表された指針 (APB, 1999) に示された監査報告書におけるいくつかの文言を変更するものである。具体的には、イギリスにおける証券取引所上場規制当局がロンドン証券取引所から金融サービス局 (Financial Services Authority) になったことに伴う文言の変更、海外での財務諸表の利用のための財務報告および監査のフレームワークを特定する文言の挿入、および監査人について「独立の」という文言の挿入等が挙げられる。SAS 600 に示された監査報告書から APB (1999) に示された監査報告書にいたるまでの経緯については第 8 章を参照。

**INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF
XYZ PLC**

We have audited the financial statements of (name of entity) for the year ended ... which comprise [state the primary financial statements such as the Profit and Loss Account, the Balance Sheet, the Cash Flow Statement, the Statement of Total Recognised Gains and Losses] and the related notes. These financial statements have been prepared under the historical cost convention [as modified by the revaluation of certain fixed assets] and the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable law and United Kingdom Accounting Standards are set out in the Statement of Directors' Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements, United Kingdom Auditing Standards and the Listing Rules of the Financial Services Authority.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the [Companies Act 1985] [Companies (Northern Ireland) Order 1986]. We also report to you if, in our opinion, the Directors' Report is not consistent with the financial statements, if the company has not kept proper accounting records, if we have not received all the information and explanations we require for our audit, or if information specified by law or the Listing Rules regarding directors' remuneration and transactions with the company [and other members of the group] is not disclosed.

We review whether the Corporate Governance Statement reflects the company's compliance with the seven provisions of the Combined Code specified for our review by the Listing Rules, and we report if it does not. We are not required to consider whether the board's statements on internal control cover all risks and controls, or form an opinion on the effectiveness of the [company's] [group's] corporate governance procedures or its risk and control procedures.

We read other information contained in the Annual Report and consider whether it is consistent with the audited financial statements. This other information comprises only [the Directors' Report, the Chairman's Statement, the Operating and Financial Review and the Corporate Governance Statement]. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We concluded our audit in accordance with United Kingdom Auditing Standards issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements give a true and fair view of the state of the [group's and the] company's affairs as at ... and of [the group's] [its] profit [loss] for the year then ended and have been properly prepared in accordance with the [Companies Act 1985] [Companies (Northern Ireland) Order 1986].

Registered auditors

Address

Date

出所：APB (2001, Appendix 1)

(c) 次のことを扱う、適切な見出しを付した別個の区分

(c) -(i) 取締役（あるいはそれと同等の人物）と監査人の各々の責任

この部分が、監査人によるコーポレート・ガバナンスへの関与が求められるようになったことに伴って大幅に変更されることとなった。SAS 600 に例示されている監査報告書におけるこの区分の内容は次のとおりである（SAS 600, Appendix 2）。これをみると、APB（2001）に例示された監査報告書に比べて、非常に簡潔であることがわかる。

Respective responsibilities of directors and auditors

As described on page ... the company's directors are responsible for the preparation of financial statements. It is our responsibility to form an independent opinion, based on our audit, on those statements and to report our opinion to you.

(c) -(ii) 監査意見の基礎

監査意見の基礎を説明する区分には、次の事項が含まれる（SAS 600.4, para.24）。

- ・ 監査基準への準拠あるいは非準拠についての説明、監査基準からの離脱がある場合にはその理由
- ・ 監査プロセスが次のことを含んでいるとの説明
 - 財務諸表における金額および開示に関連する証拠の試査に基づく検査
 - 財務諸表を作成する際の報告エンティティの取締役による重要な見積りおよび判断の評価
 - 会計方針が報告エンティティの状況に照らして適切であり、継続して適用されており、適切に開示されているかどうかの検討
- ・ 監査人が、財務諸表には重要な虚偽記載はないことの合理的な保証を得るために監査を計画し実施したこと、および財務諸表の全体的表示を評価したことの説明

(c) -(iii) 財務諸表についての監査人の意見

監査報告書には、財務諸表および特定の契約に適用される法令その他の規則によって要求される事柄についての明確に表現された意見が記載されなければならない（SAS 600.5, para.30）。

(d) 手書きのあるいは印刷された監査人の署名

(e) 監査報告書の日付

財務諸表およびそれが一部を構成する報告書に含まれるその他のすべての財務情報が取締役によって承認され、監査人が必要とするすべての入手可能な証拠を検討した後はじめて監査意見が表明される。監査報告書の日付は、監査人が当該財務諸表についての意見を表明するその報告書に署名した日である (SAS 600.9, para.76)。

(2) 取締役報告書

取締役は、毎財務年度に、その財務年度および財務年度末におけるその会社および従属企業の事業の発展の適切なレビューを含み、配当として支払われるべきことを勧める金額があればそれを述べる報告書を作成しなければならない (第 234 条(1))。この報告書は、その財務年度中に取締役であった者の名前およびその年におけるその会社および従属企業の主要な活動とその活動における重要な変化を述べなければならない (同条(2))。取締役報告書に記載されるべき事項はまた、第 7 附表において規定されている (同条(3)(4))。

取締役報告書は、「会社の活動状況や動向に関する記述情報や数値情報によって計算書類における財務情報を補足することを主たる目的に作成、公表される」(山浦, 1993, p.428) ものであり、計算書類に添付されて株主、債権者および株主総会の通知を受け取る権利のある者に送付され (第 238 条(1))、株主総会に提示され (第 241 条(1))、会社登記所に届け出られる (第 242 条(1))。

監査人は、年次計算書類が作成される財務年度の実績報告書における情報がその計算書類と首尾一貫しているかどうかを検討することが要求される。それが首尾一貫しないという意見をもつ場合、監査人はこの事実を監査報告書において述べなければならない。

この問題についての監査基準は、APB が 1999 年に公表した SAS 160 「監査済財務諸表を含む文書におけるその他の情報 (Other information in documents containing audited financial statements)」(以下、SAS 160 とする) において示されている。

SAS 160 においては、まず、法令あるいは慣習によって年次報告書に含まれる財務諸表以外の財務情報および非財務情報を「その他の情報」とする (para.2)。そして、監査人はその他の情報を読み、その結果、監査人がそこにおける明らかな虚偽記載に気づいたとき、あるいは監査済財務諸表と重要な矛盾を識別したとき、監査人はそれを解決しようとしなければならない (SAS 160.1, para.6)。

そして、監査人が財務諸表とその他の情報との間に矛盾を識別した場合あるいはその他

の情報において虚偽記載を識別した場合、監査人は財務諸表あるいはその他の情報に修正が要求されるかどうかを検討し、取締役との議論を通してその問題を解決しようとしなければならない (SAS 160.2, para.9)。

さらに、取締役との議論の後、財務諸表には修正が必要であると監査人が結論したが、そのような修正がなされない場合、監査人は監査報告書へのインプリケーションを検討しなければならない。また、取締役との議論の後、その他の情報は修正が必要であると監査人が結論したが、そのような修正がなされない場合、監査人は適切な行動を検討しなければならない (SAS 160.3, para.12)。

取締役報告書に関して、解決あるいは監査報告書の説明区分での言及が必要とされる事項としては次のものが挙げられている (para.14)。

- ・ 財務諸表上の金額あるいは説明と取締役報告書の間の矛盾
- ・ 数値自体が直接に比較可能ではなく、異なった基礎が開示されていない場合における、財務諸表上の関連項目の作成の基礎と取締役報告書の間の矛盾
- ・ 財務諸表に含まれる数値と取締役報告書におけるその数値の影響の説明的解釈との矛盾

こうした矛盾が存在する場合における監査報告書の記載内容は、次のようになる (SAS 160, Appendix 2)。なお、この記述は、監査意見の限定を意味するものではない点に注意が必要である。

**AUDITORS' REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF XYZ LTD -
EXTRACTS**

Opinion

In our opinion the financial statements give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 19 ... and of its profit [loss] for the year then ended and have been properly prepared in accordance with the Companies act 1985.

Inconsistency between the financial statements and the directors' report

In our opinion the information given in paragraph 7 of the directors' report is not consistent with these financial statements. That paragraph states

without amplification that the company's trading resulted in a profit before tax of £X. The profit and loss account, however, states that the company incurred an operating loss for the year of £Y and a profit from the sale of land of £Z.

(3) 会計記録

すべての会社は、会社の取引を示し説明するのに十分であり、何時でも会社の財政状態を合理的正確性をもって開示し、作成される貸借対照表および損益計算書が会社法規定に準拠することを取締役に可能にするような会計記録を保持しなければならない（第 221 条(1)）。

そして、このような会計記録に対して、監査人は次のように関与する。

第 237 条 監査人の義務

- (1) 監査人は、監査報告書を作成する際、次のことに関して意見を形成することを可能にするような調査を実施しなければならない。
 - (a) 適切な会計記録が会社によって維持されているかどうか、およびその監査にとって適切な回答が、監査人が視察していない支店から得られているかどうか
 - (b) 会社の個別計算書類が会計記録および回答と一致しているかどうか
- (2) 監査人の意見において、適切な会計記録が維持されていない、あるいはその監査に必要な適切な回答が監査人が視察していない支店から得られていない場合、あるいは会社の個別計算書類が会計記録および回答と一致していない場合、監査人はその事実を監査報告書において述べなければならない。

この規定からすると、監査人がこれらの事項について満足した場合には、これを報告する必要はないということになる。また、この規定は、これらの事項について監査範囲の制限のために意見を形成できない状況においては何も報告することを要求していない。しかし、「監査範囲の制限が計算書類の真実性および公正性に関する意見を限定するのに十分なものである場合には、報告することが監査人にとっての通常の実務である」（KPMG,

1998, p.221)。

(4) 取締役の報酬・取締役および役員との取引

取締役の報酬の開示ならびに取締役および役員との取引の開示に関する会社法規定が計算書類において準拠されていない場合、監査人は合理的に可能であるかぎり要求される詳細を与える説明をその報告書に含めることが要求される(第237条(4))。

5. むすび

以上で、イギリス監査制度における監査人の位置づけと役割について概観した。ここでは、監査人に関する会社法規定を取り上げ、監査人の地位、適格性、選任・解任、権限、報酬について検討するとともに、会社法に規定される監査人の役割を、計算書類、取締役報告書、会計記録、取締役の報酬・取締役および役員との取引についてみてきた。本章においては、その実質的側面よりもむしろ形式的側面に焦点を当ててきた。次章以下では、本章で示した監査人の位置づけおよび役割を前提としながら、その実質的側面を、第3章までにおいて示した理論的枠組みのもとで議論していくことにする。

第5章 内部統制の評価と財務諸表の質

1. はじめに

本章では、イギリス監査制度を前提として、内部統制にかかる監査問題を取り上げ、第3章までにおいて展開してきた議論との関係において検討する。すなわち、内部統制にかかる監査問題が、本論文において財務諸表監査が保証する質として措定した財務諸表の目的適合性および信頼性とどのように関係しているのかを明らかにすることが本章の目的である。

まずはじめに、内部統制の定義について、現行の SAS 300「会計システムおよび内部統制システムと監査リスク評価 (Accounting and internal control systems and audit risk assessments)」(以下、SAS 300 とする)における定義を、それ以前の定義と比較・検討する。そして、その変化の意義・原因を明らかにするために、SAS 300 における内部統制に関する手続を概観し、さらに SAS 300 以前の監査基準におけるそれと比較することによって、その特徴を明らかにする。

また、今日の財務諸表監査においては、リスク・アプローチが採用されており、内部統制の評価が統制リスクとしてそこに組み込まれていることを鑑み、リスク・アプローチ自体を検討するとともに、そのなかでの内部統制の位置づけを考察する。

加えて、近年、内部統制に関する監査人の役割が拡大する傾向がみられるが、そうした役割の拡大がいかなるものであり、またどのような原因によるものなのかを示す。

これらの考察を通じて明らかにされる内部統制に関する監査人の役割が、財務諸表監査の基本的機能である財務諸表の質の保証とどのような関係にあるのかを示すことが本章における最大の課題である。

2. 内部統制の定義

まず、現行の SAS 300 における内部統制概念を検討する。SAS 300 においては、内部

統制システム（internal control system）は次のように定義されている（para.8）¹。

「内部統制システム」は、統制環境（control environment）および統制手続（control procedures）からなる。それは、実際的であるかぎりにおいて、内部的方針への準拠を含めたその事業の秩序だった効率的な行為、資産の保全、不正および誤謬の防止と発見、会計記録の正確性と完全性、信頼性のある（reliable）財務諸表の適時の作成を保証する目的を達成するのに役立つ、エンティティの取締役および経営者によって採用されるすべての方針および手続（内部統制）を含む。

ここで、統制環境とは、内部統制および当該エンティティにおける内部統制の重要性に関する、取締役および経営者の全般的態度、意識および行動を意味する。統制環境は、経営者のスタイル、すべての従業員によって共有される企業文化および価値を含む。それは、さまざまな他の統制が運用されるところの背景を提供する。そして、統制環境に反映される要因として次の事項が挙げられている（para.9）。

- ・ 取締役および経営者の哲学および経営スタイル
- ・ 当該エンティティの組織構造および（義務と監視的統制の分化を含めた）権限と責任の割当て方法
- ・ 内部監査機能、取締役会の機能、人事政策および手続を含めた、取締役が統制を課す方法

すなわち、ここでいう統制環境とは、いわゆる経営環境であることがわかる。

一方、統制手続とは、エンティティの個別的な目的を達成するために確立された統制環境に加えての方針および手続である。それは、特に誤謬を防止する、あるいは誤謬を発見

¹ また、会計システムに関連して取締役によって確立された内部統制の目的としては、次のものが挙げられている（para.24）。

- ・ 取引が適切な一般的あるいは個別的な権限にしたがって行われている。
- ・ 適用可能な報告の仕組み（たとえば、関連する法律および適用可能な会計基準）に準拠した財務諸表の作成を可能にするように、すべての取引その他の事象は、適切な勘定に、適切な会計期間に、正確な金額で適切に記録されている。
- ・ 資産への接近が適切な権限にしたがってのみ認められる。
- ・ 記録された資産は、合理的な期間ごとに存在する資産と比較され、差異がある場合には適切な行動がとられる。

し修正することを意図した手続を含む。個別的統制手続としては次のものが挙げられる (para.10)。

- ・ 文書の承認と統制
- ・ コンピュータ化されたアプリケーションおよび情報技術環境に対する統制
- ・ 記録の算術的正確性のチェック
- ・ 統制勘定および試算表の維持とレビュー
- ・ 調整 (reconciliation)
- ・ 現金、有価証券、棚卸商品の物量計算の結果と会計記録との比較
- ・ 内部データと外部源泉の情報との比較
- ・ 資産および記録への直接的な物理的接触の制限

以上が、SAS 300 における内部統制の定義であるが、その特徴を明らかにするために、それ以前の定義と比較する。

SAS 300 が公表されるまでは、監査実務委員会 (Auditing Practices Committee; 以下、APC とする) が 1985 年に公表した監査ガイドライン「内部統制 (Auditing Guideline 204: Internal Controls)」(以下、監査ガイドライン 204 とする) において内部統制に関する指針が提供されていた。そこでは、内部統制システムは次のように定義されていた (para.3)。

内部統制システムは、秩序だったかつ効率的な方法で事業活動を行い、経営方針への準拠を確実にし、資産を保全し、可能なかぎりその記録の完全性と正確性を確保するために、経営者によって確立された財務的統制およびその他の統制のシステム全体と定義される。内部統制システムの構成要素は「統制」あるいは「内部統制」として知られている。

SAS 300 の定義をこの監査ガイドライン 204 の定義と比べてみると、後者が統制手続の観点からのみ内部統制を定義しているのに対して、前者は内部統制に統制手続とともに統制環境をも含めていることがわかる。SAS 300 において、内部統制を定義するに際して、統制手続よりも統制環境を先に挙げていることからすれば、統制手続よりも統制環境を重視した定義であるとも解釈できる。すなわち、このことは、統制手続に加えて統制環境を含めるようになったという意味で内部統制概念が拡張されたといえると同時に、内部

統制概念の重点が統制手続から統制環境に移ったといえる。

Higson (1997, p.208) によれば、このような変化は、1990年代に入って生じたものである。すなわち、1990年代において監査業務の焦点は、統制手続ではなく統制環境へと移った。以前は、情報および文書の流れに重点が置かれており、これは（手続の承認、義務の分化といった）低いレベルの統制に重点を置くものであった。それに対して、今日、重点は情報および文書の流れの概観およびトップ・レベルの統制に置かれるようになってきているのである。

このような変化が意味するものは何か。内部統制概念における重点の変化が具体的にどのような監査業務の変化として現れているのか。そして、この変化の行きつく先はどこか。次に、これらの問題を考える。

3. SAS 300 における内部統制の位置づけ

ここでは、SAS 300 を概観することにより、内部統制に関して監査人が実施する手続を明らかにするとともに、それを監査ガイドライン 204 で要求されている手続と比較することにより、その特徴を明らかにする。

まず、SAS 300 によれば、監査人は、会計システムおよび内部統制システムのうちの、財務諸表上の主張に対して適合的な方針および手続にのみ関心を有する。会計システムおよび内部統制システムの適合的側面の理解によって、監査人には次のことが可能となる (para.11)。

- ・ 財務諸表を作成する基礎としての会計システムの適切性を評価すること
- ・ 財務諸表に起こり得る潜在的な虚偽記載の種類を識別すること
- ・ 適切な監査手続を計画すること

そして、監査を計画する際、監査人はその監査アプローチを決定するのに十分な会計システム²および統制環境についての理解を得て、それを文書化しなければならない。

統制環境を理解することによって、監査人は統制手続の有効性を評価することができる。強度な統制環境、たとえば強度な予算統制および有効な内部監査機能を有した統制環境は、統制手続の有効性を増す (para.18)。この会計システムと統制環境の理解に基づいて、監

² SAS 300 においては、「会計システム」は、財務的記録が維持される手段として取引が処理されるエンティティの一連の作業および記録を意味する。このようなシステムは、取引およびその他の事象を、識別、収集、分析、計算、分類、記録、要約、報告する。

査人は財務諸表作成の基礎としての当該システムの適切性、および統制テスト (tests of control) と実証性手続 (substantive procedures) の適当な組み合わせの予備的評価をなすことができる (para.19) ³。

十分な会計システムおよび統制環境の理解を得ようとする際、監査人はシステムの整備と運用についての知識を得るが、システムの理解を得るために監査人によって実施される手続の性質、時期および範囲は、特に重要性の検討、当該エンティティの規模と複雑性、固有リスクの評価、当該エンティティのコンピュータ・システムの複雑性、関与する内部統制の種類、個々の内部統制についての当該エンティティによる文書化の性質によって多様である (paras.21-22)。

会計システムおよび統制環境の理解を得た後、監査人がその実証性手続の範囲を縮小するために統制リスクの評価に依拠することができることを期待する場合、監査人は、重要な財務諸表上の主張に対する統制リスクの予備的評価を行わなければならない。そして、その評価を裏づける統制テストを計画し実施しなければならない (SAS 300.4, para.27)。

統制リスクの予備的評価は、重要な虚偽記載を防止し修正する際のエンティティの会計システムおよび内部統制システムの有効性を評価するプロセスである。これは、会計システムおよび内部統制システムの有効性を評価するためのその整備状況の検討を含んでいる (para.29)。そして、当該エンティティの会計システムおよび内部統制システムの有効性が高いと評価されれば、それだけ監査人の統制リスクの評価は低くなる (para.30)。

一方、統制テスト⁴は、会計システムおよび内部統制システムの有効な運用についての監査証拠、すなわち予備的評価において識別された適切に整備された統制が実際に存在し、

³ なお、内部統制を構成するもう 1つの要素である統制手続については、次のように述べている。すなわち、「統制手続はしばしば会計システムに組み込まれるので、会計システムの理解を得るための情報収集は、個別的な統制手続の理解をもたらす可能性が高い」(para.20) と。

⁴ その具体的な内容としては、次のものが挙げられている (para.38)。

- ・ 内部統制機能についての補強的な質問およびその観察
- ・ たとえば取引が許可されあるいは調整が承認されていることの検証といった、内部統制が適切に運用されていることの監査証拠を得るために行う統制あるいは事象を裏づける文書の閲覧
- ・ 経営者のレビューの証拠、たとえば財務的結果がレビューされ修正行動が決定される経営者会議の議事録の検討
- ・ 統制手続の再実行、たとえば当該エンティティによって適切に行われていることを確かめるための銀行勘定の調整
- ・ 個別的なコンピュータ化されたアプリケーションあるいは全体的な情報技術機能に基づいて運用されている内部統制のテスト、たとえば接近あるいはプログラム変化の統制

適当な期間を通して有効に運用されていることの監査証拠を得るために実施される (para.35)。

期末以前に実施された統制テストに依拠することを意図する場合において、そのような手続が実施されてからの会計期間内における当該エンティティの会計システムおよび内部統制システムの整備あるいは運用の変化があれば、監査人はその変化の性質および範囲について十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない (SAS 300.6, para.46)。

以上が、SAS 300 に規定されている、内部統制に関して監査人が実施する手続である。簡単にいえば、内部統制に関する監査人の手続は、会計システムおよび統制環境の理解、統制リスクの予備的評価、その評価を裏づける統制テストという 3 段階を経ることになる。

次に、SAS 300 における手続の特徴を明らかにするために、これを監査ガイドライン 204 における手続と比較してみる。

監査ガイドライン 204 では、監査人が内部統制を評価しテストを実施する目的は、会計記録に含まれる情報に依拠する程度を決定することであるという (para.6)。そして、内部統制に関する手続は、予備的評価、準拠性テスト (compliance tests)、統制テストの 3 段階を踏む。まず、内部統制システムの有効性の予備的評価を行い、それへの依拠の範囲を決定するために内部統制システムを確かめ、記録する (para.11)。次に、監査人が依拠しようとする統制が、適切に期間を通して機能していることの合理的な保証を得るために準拠性テストを実施しなければならない (para.14)。そして、統制に依拠する場合には、期間全体を通してのその統制の有効性の証拠があることをレビューによって確かめ、準拠性テストは統制テストによって補完されなければならない (para.17)。

この監査ガイドライン 204 に示された手続を SAS 300 におけるそれと比較すると、SAS 300 における手続の特徴として、まず第 1 に、定義のなかでも示したのと同様に、統制環境の重視という点が挙げられる。監査ガイドライン 204 においては、内部統制の予備的評価がもつばら統制手続の観点から説明され、統制環境に対する言及は一切みられない。それに対して、SAS 300 では、予備的評価にみられるように、統制環境が前面に押し出され、統制手続については会計システムとの関係において扱われるのみである。

また、SAS 300 の第 2 の特徴として、内部統制に関する手続がリスク・アプローチの観点から説明されていることが挙げられる。これは SAS 300 がリスク・アプローチについて規定したものであることを考えると当然であるが、内部統制の評価に関する手続がすべて、最終的には統制リスクの水準の決定ということに集約されるということは重要であ

る。そこで、次節においてはリスク・アプローチ自体を取り上げ、そこでの統制リスクの意義について論じる。

最後に、この点とも関連するが、監査ガイドライン 204 および SAS 300 に共通する特徴として、内部統制の評価が財務諸表の質の保証、より特定していえば、財務諸表が TFV を示しているか否かを述べる監査意見との関係においてのみ位置づけられているという点が挙げられる。もちろん、実証性手続の性質、実施時期、範囲との関係において位置づけるか（監査ガイドライン 204）、統制リスクの評価としてリスク・アプローチのなかで位置づけるか（SAS 300）という違いはあるが、いずれも最終的には財務諸表が TFV を示しているか否かという監査意見を形成する際の証拠収集活動の一環として位置づけられるのである。ただし、監査意見形成のための証拠収集活動として位置づけられるとはいえ、それが、第 3 章において展開した財務諸表監査が保証する財務諸表の質、すなわち目的適合性と信頼性とどのようにかかわっているのかは現時点では明らかではない。この点は、リスク・アプローチにおける統制リスクについて議論した後にあらためて取り上げることにする。

4. SAS におけるリスク・アプローチの構造

今日、イギリスにおいても監査実施に関して、リスク・アプローチが採用されている。リスク・アプローチにおいては、監査人は、財務諸表に対して不適切な監査意見を表明するリスクである監査リスクを、許容されるレベルにまで減じるような監査手続を計画しなければならない。監査リスクは、固有リスク、統制リスクおよび発見リスクという 3 つの構成要素からなり、それぞれを評価することを通じて適切な監査計画を編成する。こうした監査アプローチの目的は、一般に監査の有効性と効率性を達成することであると考えられている。

リスク・アプローチにおいては、「監査リスク」と「監査における重要性」とがその基幹となる基礎概念であるといわれる⁵。そこで、本節における議論の目的との関連で SAS におけるリスク・アプローチを検討するに当たって、SAS 300 に加えて、次の SAS を取り上げることにする。

- ・ SAS 220 「重要性と監査 (Materiality and the audit)」 (以下、SAS 220 とす

⁵ この視点からリスク・アプローチを理論的に考察したものとしては石原 (1998) を参照。

る)

- ・ SAS 400「監査証拠 (Audit evidence)」(以下, SAS 400 とする)

(1) 重要性

監査人は、監査を実施する際、重要性 (materiality) とその監査リスクとの関係を検討しなければならない (SAS 220.1, para.2)。

ここで、重要性は次のように定義される (SAS 220, para.3)。

「重要性」とは、全体としての財務諸表の文脈における特定の事項の相対的な重要度 (significance or importance) である。ある事項は、その脱漏が監査報告書の名宛人の意思決定に合理的に影響するであろう場合に重要である。同様に、虚偽記載は、それが同様の影響を有する場合に重要である。重要性はまた、財務諸表のなかの個々の主要財務表の文脈で、あるいはそれらに含まれる個々の項目の文脈で検討されるかもしれない。重要性は、質的側面および量的側面の両方を有するので、一般的な数学的定義はできない。

この重要性の定義において、注意しなければならない点が2点ある。まず第1点は、監査における重要性と会計における重要性では、ある項目が重要であるか否かを判断する際に考慮すべき対象が異なっているという点である。たとえば、ASB (1999b, para.3.30) では、「情報項目は、その虚偽記載あるいは脱漏が、経営者の受託責任についての評価を含めた財務諸表利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予測される場合に、財務諸表にとって重要である」としている。そして、財務諸表利用者としては、投資家、貸付者、仕入先およびその他の取引業者、従業員、得意先、政府および監督官庁、公衆が挙げられている (para.1.3)。それに対して、SAS における重要性は、監査報告書の名宛人に対する重要性である。ここで、監査報告書の名宛人は、イギリスの場合、先に示した監査報告書の様式からも明らかのように、一般に株主である。すなわち、会計における重要性と監査における重要性では、ある項目が重要であるか否かを判断する際に考慮すべき利用者が異なっているのである。重要性概念が必然的に「誰かに対する」という重要性の対象を内包していることを考えると、このことは、会計と監査とでは、重要性の具体的内容が異なり得ることを示している。

重要性の定義において注意すべき第2点は、重要性に、質的側面と量的側面の両方が含まれていることである。これらのうち、リスク・アプローチで主に考察の対象とするのは量的重要性である。石原（1998, p.40）が指摘するように、質的重要性については、リスク・アプローチにおいて整理することが困難な問題が存在しており、たとえば金額的に重要性のない不正や違法行為に対して監査人が財務諸表監査上いかに対処するのかという問題に対して明確な答えを示せないのである。

これら2点を同時に考えるとき、それは、財務諸表の質（目的適合性と信頼性）の保証という財務諸表監査の基本的機能を監査人が遂行する際に問題が生じ得ることを示唆している。この点については、後に詳説する。

さて、リスク・アプローチのもとで、監査人は、財務諸表に重要な虚偽記載がなく、それがTFVを示していることの合理的な保証を提供することができるように監査を計画し実施する（SAS 220, para.4）。

SAS 220 では、重要性の判断がなされる局面として、監査計画段階と監査手続の評価段階（意見形成段階）とを区別して規定し、さらに重要性は財務諸表全体のレベルと個々の勘定残高、取引種類および開示のレベルの両面で検討されるとしている（para.7）。

監査人は、監査計画時において、監査手続の性質、時期および範囲を決定する際、重要性を検討しなければならないが（SAS 220.2, para.8）、この重要性の予備的評価は効率的かつ有効な監査アプローチの決定に役立つ（para.9）。

さらに、監査人は、財務諸表がTFVを示しているかどうかを評価する際、修正されていない虚偽記載の総計の重要性を評価しなければならない（SAS 220.3, para.12）。

（2）監査リスク

監査人は、監査を計画し有効な監査アプローチを展開するために、会計システムおよび内部統制システムについての十分な理解を得るとともに、監査リスクの構成要素⁶を評価

⁶ 監査リスクは、固有リスク、統制リスクおよび発見リスクの3つの構成要素からなるが、それらはそれぞれ次のように定義される。

- ・ 固有リスク・・・関連する内部統制に関係なく、単独であるいは他の残高ないし種類における虚偽記載と合計した場合における、重要な虚偽記載に対する勘定残高あるいは取引種類の感応性である（SAS 300, para.4）。
- ・ 統制リスク・・・勘定残高あるいは取引種類において生じ得る虚偽記載で、単独であるいは他の残高ないし種類における虚偽記載と合計したときに重要であり得る虚偽記載が、会計システムおよび内部統制システムによって防止され

し、それが受け入れられるほど低い水準に抑えられることを保証するための監査手続を計画するために専門的判断を行使しなければならない（SAS 300.1, para.2）。

まず、監査人は、監査アプローチおよび詳細な手続を展開する際、全体としてのエンティティおよび財務表における個々の主張の両方にとって関連する要因を考慮しながら、重要な勘定残高および取引種類についての財務表における主張に関連する固有リスクを評価しなければならない（SAS 300.2, para.13）。

さらに、統制リスクについては、会計システムおよび統制環境の理解を得、その後に監査人が実証性手続の範囲を狭めるために統制リスクの評価に依拠することができることを期待する場合、監査人は、重要な財務表における主張に対する統制リスクの予備的評価を行わなければならない。そして、その評価を裏づけるために統制テストを計画し実施しなければならない（SAS 300.4, para.27）。監査人がこれらを行う際の具体的手続については前節で説明したとおりである。

そしてこの後、監査人は、評価された固有リスクおよび統制リスクの水準を検討して、監査リスクを受け入れられる水準まで抑えるために要求される実証性手続の性質、時期および範囲を決定する（SAS 300.7, para.49）。

ただし、固有リスクおよび統制リスクの水準の評価にかかわらず、監査人は、重要な勘定残高および取引種類の財務表における主張に対して何らかの実証性手続を実施しなければならない（SAS 300.8, para.53）。

このような監査アプローチは、前述したように監査の効率性と有効性の両立を目指すものであり、そこでは、監査リスクの統制に主眼が置かれているといえる。

（3）監査証拠

監査人は、監査意見が基づくところの合理的な結論を導くことができる十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（SAS 400.1, para.2）。監査証拠は、統制テストと実証性手続の適切な組み合わせを含めた、多くの方法で入手される（para.3）。

ない、すなわち適時に発見され修正されないリスクである（SAS 300, para.5）。

- ・ 発見リスク・・・監査人の実証性手続（取引および残高の詳細テストあるいは分析的手続）によって、単独であるいは他の残高ないし種類における虚偽記載と合計したときに重要であり得る勘定残高あるいは取引種類に存在する虚偽記載が発見されないリスクである（SAS 300, para.6）。

監査証拠の十分性は監査証拠の量の測定である。それに対して、適切性は監査証拠の質すなわち信頼性および特定の主張に対するその適合性の測定である（para.4）。

統制テストから監査証拠を入手しようとする場合、監査人は統制リスクの水準についての評価を裏づける監査証拠の十分性と適切性を検討しなければならない（SAS 400.2, para.8）。

一方、実証性手続から監査証拠を入手しようとする際、監査人はその証拠が統制テストから得られた証拠とともに、関連する財務表における主張を裏づける程度を検討しなければならない（SAS 400.3, para.10）。

財務表における主張とは、財務諸表に具現される取締役の言明である。財務諸表を承認することによって、取締役はそこでの情報について言明をなしている。これらの言明あるいは主張は多くの方法で説明される。その1つとして、SAS 400 では次のものを挙げている（para.11）。

- a) 実在性：資産あるいは負債は特定の日実在している。
- b) 権利および義務：資産あるいは負債は特定の日当該エンティティに帰属している。
- c) 発生性：当該エンティティに帰属する取引あるいは事象は関連する期間において発生している。
- d) 完全性：記録されていない資産、負債、取引あるいは事象はない。あるいは開示されていない項目はない。
- e) 評価：資産あるいは負債は適切な繰越価額で記録されている。
- f) 測定：取引あるいは事象は適切な金額で記録されており、収益あるいは費用は適切な期間に配分されている。
- g) 表示および開示：項目は適切な報告フレームワーク（たとえば関連する法律および適切な会計基準）に準拠して開示され、分類され、記述されている。

これを棚卸資産を例に挙げて説明すると次のとおりである（SAS Glossary of Terms）。

- ・ 実在性：棚卸資産は貸借対照表日に実在する。
- ・ 権利：棚卸資産は貸借対照表日に当該エンティティに帰属する。
- ・ 完全性：記録されていない棚卸資産は存在しない。
- ・ 評価：棚卸資産は適切な繰越価額で記録されている。
- ・ 表示および開示：棚卸資産は、適切な報告フレームワークに準拠して開示、分

類，記述されている。

監査人は、これらの主張に対して「監査要点 (audit objectives)」を設定する。このような監査要点がすべての関連する財務表における主張を包含しているならば、これは監査人にとって計画された手続によって適切な証拠が得られるであろうということを確信できる方法を提供する (SAS 400, para.13)。

5. 内部統制の評価と財務諸表の質との関係

以上において、内部統制に関して監査人が実施する手続の具体的内容およびリスク・アプローチが採用されている今日の監査実施過程における内部統制の位置づけをみてきた。

ここでは、それらの議論を前提として、監査人が行う内部統制の評価が財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係にあるのかを検討する。第3章において議論したように、本論文においては、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として、目的適合性と信頼性を措定している。したがって、ここで明らかにしなければならないのは、監査人の行う内部統制の評価が、財務諸表が目的適合性を有していることおよび信頼性を有していることとどのように関係しているのか、内部統制の評価結果が、財務諸表が目的適合性を有しているあるいは信頼性を有しているという監査人の判断にどのような影響を与えるのか、という点である。

リスク・アプローチのもとでは、内部統制の評価は統制リスクの評価に集約される。そして、評価された固有リスクと統制リスクの水準によって、摘発リスクの水準が決定される。固有リスクの水準を所与とすると、評価された統制リスクが高ければ、監査人は実証性手続から得られる監査証拠により依拠することになり、場合によっては統制テストを実施せず実証性手続のみに依拠するかもしれない。さらにこの場合、摘発リスクを引き下げるために、実証性手続の内容、実施時期を考慮するとともに、試査の範囲を広げたり、実証性手続にかかるサンプリング・リスク⁷の許容度を小さくしたりすることが必要かもしれない。逆に、統制リスクが低ければ、摘発リスクの許容度は大きくなり、試査の範囲を

⁷ 実証性手続にかかるサンプリング・リスクは、サンプルにおける誤謬が母集団全体における誤謬よりも大きいために、実際にはそうでないにもかかわらず、記録された勘定残高あるいは取引種類に著しい虚偽記載があると結論するリスクと、サンプルにおける誤謬が母集団全体における誤謬よりも小さいために、記録された勘定残高あるいは取引種類に実際には重要な虚偽記載が存在するにもかかわらず、認められると結論するリスクで構成される (SAS 430, para.15)。

狭くしたり、実証性手続にかかるサンプリング・リスクの許容度を大きくしたりすることができる。

このように、統制リスクの水準の決定要因である内部統制の評価の結果は、摘発リスクの具体的内容を構成する実証性手続に影響を与えるのであり、そこには一種の代替的な関係が成立しているといえる。この代替的關係が存在していることが認められるとすれば、監査人の行う内部統制の評価が財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係があるのかを議論するに先立ち、実証性手続が財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係があるのかを明らかにすることが、有用でありまた必要であろう。

実証性手続は、前節において説明したように、取締役の言明である財務表における主張に対して設定された監査要点を立証するために実施される。そこでは、財務表における主張として、実在性、権利および義務、発生性、完全性、評価、測定、表示および開示という7点が挙げられていた。そこで、これらの主張に対して監査要点が設定される場合に、各監査要点が第3章で示した「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の目的適合性を有している」という目的適合性に関する命題と「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の信頼性を有している」という信頼性に関する命題の2つの命題との関係においてどのように展開されるのかを明らかにする。

第3章では、目的適合性の問題とは、会計プロセスによって企業活動のどの側面が認識され、またどの側面が認識されないのかということに関する問題であり、信頼性の問題とは、認識された企業活動の側面が会計プロセスを通じてどのように報告されているかに関する問題であると主張したが、ここではそうした理解に基づいて議論を進める。

a) 実在性

監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「資産および負債は特定の日に実在する」という命題を監査要点として設定する。たとえば、貸借対照表に記載された特定の資産項目(あるいは負債項目)がそもそも実在していないとすれば、当該項目に関連して会計プロセスが捕捉すべきいかなる側面も存在していないことは明らかである。したがって、会計プロセスが捕捉すべきではない側面が捕捉されているとすれば、それは目的適合性を有していないことになる。さらに、実在していないものについて、仮に会計プロセスが捕捉すべき側面が存在していると仮定しても、その側面を会計プロセスを通じてどのよ

うに処理し、表現したとしても、表現しようとするものを忠実に表現することは不可能である。その意味では、当該項目は信頼性を有し得ない。このように考えると、実在性にかかる監査要点は、目的適合性に関する命題と信頼性に関する命題の両方の下位に位置づけられるといえる。

b) 権利および義務

監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「資産および負債は特定の日当該エンティティに帰属する」という命題を監査要点として設定する。これも実在性についてと同様に、権利（あるいは義務）が当該エンティティに帰属していない項目について、資産項目（あるいは負債項目）としての側面を捕捉することは認められない。すなわち、こうした項目に対して、資産としての側面を捕捉することは、誤った側面を捕捉していることを意味し、目的適合性を有さないことになる。また、この場合にいかなる側面を捕捉したとしても、その表現しようとするものを忠実に表現することはできない。つまり、当該項目は信頼性を有し得ない。権利および義務に関する命題も、目的適合性に関する命題と信頼性に関する命題の両方の下位に位置づけられることがわかる。

c) 発生性

監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「当該エンティティに帰属する取引あるいは事象は関連する期間において発生している」という命題を監査要点として設定する。この命題も、実在性に関する命題、権利および義務に関する命題と同じ根拠により、目的適合性に関する命題と信頼性に関する命題の両方の下位に位置づけられる。

d) 完全性

監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「記録されていない資産、負債、取引あるいは事象はなく、開示されていない項目はない」という命題を監査要点として設定する。この命題は、本来、会計プロセスによって捕捉されるべきであった企業活動の側面が捕捉されず不可視のままにされていないかどうかを確かめることを内容とする。これは目的適合性にかかる問題であり、したがって、この命題は目的適合性に関する命題の下位に位置づけられる。認識された側面が会計プロセスを通じてどのように処理され表示されているかは、当然その側面が認識された後の問題であり、その意味において、この命題は

信頼性とは結びつかない。

e) 評価

監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「資産および負債は、適切な価額で記録されている」という命題を監査要点として設定する。この命題に含まれる「適切な価額」には2つの意味が考えられる。1つは、特定の資産項目を評価する際にそれについてのいかなる側面を評価することが適切なのかという意味であり、もう1つは、表現することを決定した側面が、適切に表現されているかという意味である。いくぶん乱暴ではあるが具体的に説明するならば、前者は、特定の資産項目を評価するに当たって原価を採用するのか時価を採用するのかといった問題であり、後者は、たとえば原価を採用すると決定した場合に、原価として正確な価額で評価されているかどうかに関する問題である。前者は目的適合性に関する問題であり、後者は信頼性に関する問題である。したがって、この命題は、目的適合性に関する命題と信頼性に関する命題の両方の下位に位置づけられる。

f) 測定

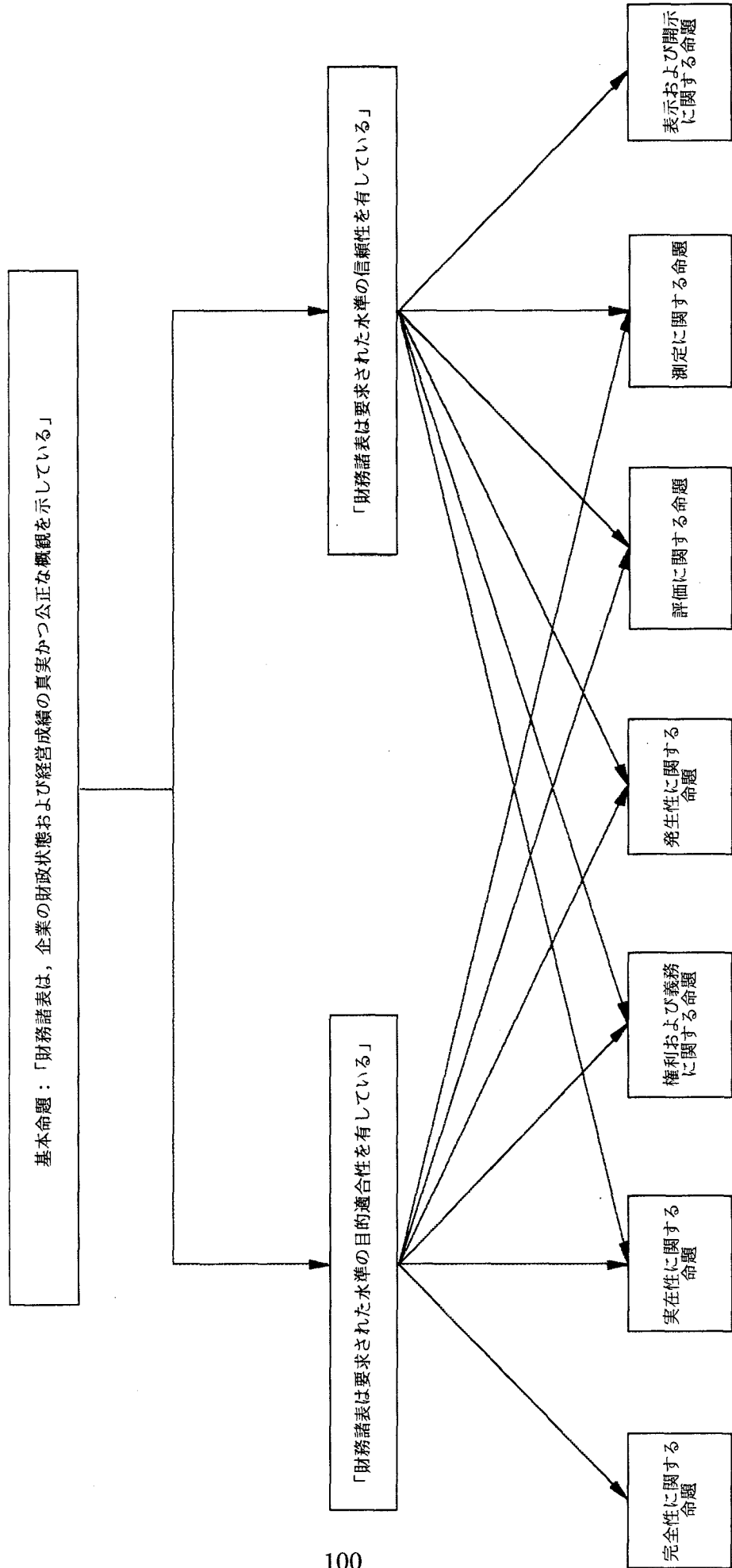
監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「取引あるいは事象は適切な金額で記録されており、収益あるいは費用は適切な期間に配分されている」という命題を監査要点として設定する。この命題も、評価に関する命題と同じ論理により、目的適合性に関する命題と信頼性に関する命題の両方の下位に位置づけられる。

g) 表示および開示

監査人は、財務表における取締役の主張に対応して「項目は適切な報告フレームワークに準拠して開示され、分類され、記述されている」という命題を監査要点として設定する。この命題は、財務諸表における各項目が、適切に表示あるいは開示されているかどうかを確かめることを内容とする。これは会計プロセスによって捕捉された側面が、どのように報告されているかを問題とするものであり、信頼性のみと関係を有する。したがって、この命題は、信頼性に関する命題の下位に位置づけられる。

ここでの議論を第3章の内容とあわせて図示すると、次頁の図表5-1のとおりである。

図表5-1 基本命題の翻訳と監査要点の設定



以上の7つの監査要点は、さらに特定の各項目ごとに展開（翻訳）されることになる。しかし、ここで注意を要する点が1つある。それは、すべての財務諸表項目について展開された監査要点が、ここでの議論および図表5-1で示された財務諸表の質との関係、特に目的適合性との関係を明示的に意識するわけではないということである。

第3章の目的適合性と信頼性についての議論のなかで、ある取引あるいは事象が生じたときに、それについての目的適合性が問題となる程度を3つのレベルにわけて説明した。そこでは、第1のレベルは、法令あるいは会計基準により当該取引あるいは事象についての目的適合的な側面が一意的に定められており、さらにそれについて社会的な合意が成立しているものである。この部類に含まれるものについては、目的適合性の問題はほとんど生じない。第2のレベルは、特定の条件によって、取引あるいは事象について目的適合的な側面が変化するものである。これについても、そこでの特定の条件が定量的なものであるかぎり、問題となることは少ない。そして、第3のレベルは、取引あるいは事象についての目的適合的な側面を決定するのに質的な判断を必要とするものであり、この場合において、目的適合性の問題が最も表面化する。

この説明からも明らかなように、第1のレベルおよび第2のレベルに属する項目については、監査人が展開した各命題を立証する際、目的適合性との関係を意識することは少ない。その場合には、表現の忠実性を中心的構成要素とする信頼性との関係のみを意識すればよいことになる。

さて、ここで監査人によって行われる内部統制の評価に議論を戻して、それと財務諸表監査によって保証される財務諸表の質との関係に目を向けたい。前述したように、リスク・アプローチのもとでは、統制リスクの水準の決定要因である内部統制の評価の結果は、摘発リスクの具体的内容を構成する実証性手続に影響し、そこには一種の代替的な関係が成立している。すなわち、内部統制の有効性が高いと監査人が判断した場合には、内部統制に依拠し、実証性手続から得られる監査証拠の証拠力がそれほど強くなくとも許容される。逆に、内部統制が有効ではないと判断した場合には、監査人は実証性手続から証拠力の強い監査証拠を入手することが要求される。

このことは、内部統制の評価が、図表5-1で示した実証性手続に関して設定された監査要点の立証と代替的であることを意味していると解釈できる。この場合、すでに議論したような実証性手続と財務諸表の質との間に存在する関係が、内部統制の評価と財務諸表の質の間にも存在していると解釈することが妥当であろう。すなわち、内部統制の評価も、

これまでの議論で示したような目的適合性と信頼性の両方との関係を有していると考えられるのである。

ただし、ここで、内部統制が目的適合性と関係する範囲には限定を付さざるを得ない。取引あるいは事象が生じた場合に、その目的適合的な側面を識別するとともにその側面を捕捉し、適切な処理を経て財務諸表において開示するためには、会計システムおよび内部統制システムに、いかなる側面が目的適合的なのかということが前もって組み込まれていなければならない⁸。高田（1979）は、監査の立場からみた内部統制の信頼性の定義のなかで「確立されている規程ないし一定の慣行が企業会計原則や社会的な基準に適合し」（p.150）ていることを挙げている。このことは目的適合性についての判断基準が内部統制に組み込まれていなければならないことを意味している。

このように考えると、第3章で示した目的適合性と信頼性の保証の具体的説明における①目的適合性についての判断が必要とされない場合と②目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合に含まれる取引あるいは事象については、目的適合性の問題が生じることは少なく、この場合には内部統制を通じて適切に処理され得る。しかしながら、③目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合に属する取引あるいは事象については、目的適合性に関する質的な判断が要求されるため、これを内部統制に組み込むことは困難である。この場合には、監査人は内部統制に依拠することはできず、その他の何らかの手続により、当該取引あるいは事象について目的適合性および信頼性を有する財務諸表をもたらすような取り扱いがなされていることを確かめなければならない。

前述したように、リスク・アプローチにおける基礎的概念である重要性には量的側面と質的側面があるが、リスク・アプローチにおいて取り扱うのはもっぱら量的側面である。このことは、質的な判断を要するものについては、リスク・アプローチとは別のところで扱う必要があることを意味しており、そして SAS において規定されている内部統制の評価は統制リスクに集約されることを勘案すると、内部統制の評価は、財務諸表の信頼性と強く結びつくものであり、目的適合性とはそれが問題とならないかぎりにおいて暗に関係

⁸ この点に関連して、SAS 300 では、内部統制の固有の限界の1つとして、ほとんどの体系的内部統制は、日常的取引（routine transactions）を対象とし、非日常的取引については対象としない傾向があることを挙げている（para.25）。わが国においても、監査基準委員会報告書第四号「内部統制」（日本公認会計士協会、1994, para.9）では、監査人の観点からみた内部統制の問題点として、「内部統制組織を設定した当初は想定していない取引が生じること」が挙げられている。

しているにすぎないと結論できる⁹。目的適合性に関して質的な判断が求められる場合には、まさに第3章で挙げた問題に直面するのである。

以上において、SASにおける内部統制の評価が、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係を有しているのかを明らかにした。そして、そこでの問題として、目的適合性に関して質的な判断が求められる場合には内部統制の評価の枠内では扱えないという点が識別された。

本章でこれまで説明してきたように、現行のSASにおいては、内部統制の評価はリスク・アプローチにおける統制リスクの水準に集約される。すなわち、この枠組みにおけるかぎり監査人による内部統制の評価の結果自体は、監査人以外の者にとってまったく不明である。他方、1990年代以降、内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆しが現れている。こうした変化は、先に述べた問題に対処する方策の1つとして興味深い。次にこの点について考察する。

6. 内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆し

現行のSASでは、内部統制の評価は統制リスクの水準に影響を与えるのみであって、その評価結果は監査人以外にはわからない。他方、1990年代に入って、こうした監査人による内部統制の評価の位置づけに変化の兆しが見られるようになった。

そうした変化を求める動きには大きく2つある。1つは、監査人による内部統制の有効性についての評価自体の報告を求める動きであり、いま1つは、取締役が内部統制の有効性についての言明を求め、その言明に対して監査人が報告することを求める動きである。後者は、コーポレート・ガバナンスをめぐる議論のなかから出てきたもので、1992年に公表されたキャドベリー委員会報告書(Cadbury Report, 1992)に端を発する。これについては第8章で詳説するので、ここでは前者、すなわち監査人による内部統制の有効性についての評価自体についての報告を求める動きのみを扱うこととする。

たとえば、McInnes (1993, p.33) は、監査人の業務は現在実施されているよりも、手続的なものを少なくし、判断を必要とするものを多くすることを勧める。そして、監査人は、(i) TFVを示す財務諸表の作成のために必要な情報と(ii) 不正およびその他の違法行為の機会が最小化されていることの再保証(reassurance)を取締役会に提供するた

⁹ 財務諸表監査が保証する財務諸表の質として目的適合性と信頼性を挙げているLee (1993) は、内部統制の問題を主として財務諸表の信頼性の問題として捉えている(pp.150-151)。

めに十分な信頼性と目的適合性を有した経営情報システムと内部統制システムを取締役会が確立し維持しているかどうかについて報告する責任を負うことを提言している。

また、APB (1994b, paras.4.21-4.22) では、幅広く定義される内部統制システムの有効性についての取締役の報告を監査人はレビューすべきであるというキャドベリー委員会報告書の勧告 (Cadbury Report, 1992, para.5.16) を実施すべきことを提案するとともに、企業の特定の状況において、財務内部統制およびその他の内部統制が適切であり妥当であるかどうかを決定するのに関連する事項についての観察を述べた、取締役会および監査委員会への報告をなすことによってそうすべきことが勧告されている。ただし、ここでは株主その他のステークホルダーに対する公の報告に関しては、内部統制の有効性を判断する際に考慮すべき事項が特定されておりそれについて監査人が報告する枠組みがすでに存在するアメリカにおいて、そのような公の報告をなす企業および監査人が相対的に少ないことから、その価値に関しては幾分の疑問があるとしている (para.4.36)。

いずれにしても、以上からわかるように、内部統制の評価に関する近年の動向として、内部統制そのものについての報告が求められるようになりつつあるといえる。

このことは、不正の防止・発見にかかる監査人の役割・責任と深くかかわっている。第6章で詳しく議論するように、今日、監査人は不正の防止・発見に関してはきわめて限られた範囲でしか責任を負っていない。すなわち、監査人は、不正の防止についてはまったく責任を負っておらず、不正の発見についてはそれが財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす場合にその発見責任が課せられているのみである。

監査人が不正の防止・発見に関して、このように限られた責任しか負っていないことの原因の1つは、外部監査としてのその性質に関係している。つまり、1985年会社法では不正の発見義務についてまったく言及していないこと、有効な監査を実施するに当たっては経営者の協力とその誠実性 (integrity) がきわめて重要であることがその理由として挙げられるのである (Porter, 1997, pp.44-47)。

内部統制に関する報告が求められるのは、まさにこの不正の防止・発見に関する監査上の限界を補うためであるといえる。本章の最初に述べた内部統制概念の重点の変化、すなわち、統制手続から統制環境への重点の変化、低いレベルの統制からトップ・レベルの統制への重点の変化も同じ文脈で理解できる。不正の直接的な防止・発見には監査上困難が伴うため、その責任は経営者に求める。そして、監査人は経営者が不正の防止・発見を目的として設定した内部統制の有効性の評価を行い、それについて報告することによって、

間接的に不正がないことを保証する。したがって、その際には、低いレベルでの統制手続ではなく、取締役および経営者の哲学および経営スタイル等の統制環境が重要な意味をもつのである¹⁰。

このように、監査人による内部統制に関する報告は、不正の防止・発見と密接に関係しているが、こうした報告はまた、本章において明らかにした財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能にかかる問題に対処する有効な方策となり得る。すなわち、財務諸表監査は財務諸表が目的適合性と信頼性を有していることを保証するものであるが、ある取引あるいは事象が生起したときにその目的適合的な側面が何かを決定するのに質的な判断を必要とする場合においては、監査人は内部統制の有効性を評価することによって、当該取引あるいは事象にかかる財務諸表（項目）が目的適合的であることを確かめることはできない。この場合に、内部統制の有効性について報告を行うことにより、経営者は内部統制の限界をあらためて確認するとともに、もしこうした報告が財務諸表の利用者に対してなされるならば、利用者は内部統制についての理解を得ることにより目的適合性についての問題を把握することができるのである。

ここで説明した監査人による内部統制の有効性の評価自体についての報告に関しては制度化されているわけではない。それに対して、本節のはじめに述べたもう1つの動き、すなわち取締役に内部統制の有効性についての言明を求め、その言明に対して監査人が報告することを求める動きについては、今日、証券取引所上場規則を通じて制度化されている。これについては、第8章において議論することにする。

7. むすび

本章では、イギリス監査制度における内部統制の問題を取り上げて、それが、本論文において財務諸表監査が保証する質として措定した財務諸表の目的適合性および信頼性とのように関係しているのかを明らかにしようと試みた。

まず、内部統制の定義について、SAS 300における定義を、それ以前の定義と比較しながら検討した。その結果、SAS 300における定義は、統制手続よりも統制環境を重視した定義であることが示された。このことは、統制手続に加えて統制環境を含めるようになったという意味で内部統制概念が拡張されたといえると同時に、内部統制概念の重点が

¹⁰ なお、アメリカにおける内部統制概念の変容と経営者不正の摘発の関係に関しては、千代田（1990）を参照。

統制手続から統制環境に移ったことを意味している。このことは SAS 300 が規定する内部統制に関して監査人が実施する手続についての説明からもみてとれる。

次に、今日イギリスでも監査実施に関してリスク・アプローチが採用されていることから、その内容を概観した。そこでは、内部統制の評価は統制リスクの水準に反映される。そして、監査人の評価した固有リスクの水準と統制リスクの水準によって摘発リスクの水準が決定される。リスク・アプローチにおいては、統制リスクの水準の決定要因である内部統制の評価の結果は、摘発リスクの具体的内容を構成する実証性手続に影響を与え、そこには一種の代替的な関係が成立していることから、実証性手続に焦点を当ててそれが立証する監査要点が財務諸表の目的適合性と信頼性とにどのように関係しているかを検討した。ただし、その立証に当たって、すべての場合に目的適合性との関係が問題となるわけではなく、むしろそれを意識することは少ないことを指摘した。

そして、内部統制の評価が、実証性手続に関して設定された監査要点の立証と代替的であると解釈できることから、内部統制の評価も、目的適合性と信頼性の両方と同様の関係を有していると考えた。しかし、ある取引あるいは事象が生起した場合に、その目的適合的な側面を識別するとともにその側面を捕捉し、適切な処理を経て財務諸表において開示するためには、会計システムおよび内部統制システムに、いかなる側面が目的適合的なかということが前もって組み込まれていなければならない。その観点からは、第 3 章で示した目的適合性と信頼性の保証の具体的説明における③目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合に属する取引あるいは事象については、目的適合性に関する質的な判断が要求されるため、これを内部統制に組み込むことは困難であると結論づけた。

そして、こうした困難に対処するための方策と解釈できる内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆し、特に、本章では、監査人による内部統制の有効性についての評価自体の報告を求める動きを取り上げて検討した。そのなかで、内部統制に関する監査人の報告が求められることが、次章で扱う不正の防止および発見と深くかかわっていることが明らかにされた。内部統制概念の変化もこの文脈で理解できるのである。なお、こうした内部統制の評価の位置づけに関する変化の兆しが、どのような意味において内部統制に伴う上述の困難を克服する方策として機能し得るのかという点については、第 8 章において扱う、取締役が内部統制の有効性についての言明を求め、その言明に対して監査人が報告することを求める動きを検討するなかで再度検討する。

第6章 不正に関する監査人の役割・責任

1. はじめに

イギリスにおいては、1990年代以降、企業不正に関する監査人の役割および責任について活発な議論が行われている。当然のことながら、このことの背景には、多発する企業不正の存在がある。1989年から1994年の間に報告された不正金額は、22億ポンドに達しており、それでも報告された不正は発生している不正合計の10%にみえないといわれている (Porter, 1997)。

このような状況において、監査人と社会の間には、この問題についての期待のギャップが認識されてきた。そして、この期待のギャップを縮小するため、監査人側もさまざまな対応をとってきた。その対応の1つとして、APBによって設定されたSASが挙げられる。すなわち、1995年に公表されたSAS 110「不正と誤謬 (Fraud and error)」(以下、SAS 110とする)とSAS 120「法および規則の検討 (Consideration of law and regulations)」(以下、SAS 120とする)がそれである。

本章は、こうした不正にかかる監査問題を取り上げ、第3章において示した理論的枠組みとの関係においてそれを考察することを目的としている。すなわち、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証することが財務諸表監査の基本的機能であるとの立場から、監査人の不正に関する役割および責任が財務諸表の質の保証とどのように関係しているのかを検討する。

本章では、まずはじめに、上に挙げた2つのSASの内容を検討することによって、そこで認識されている監査人の役割および責任を明らかにする。次に、SASにおける不正に関する監査人の役割および責任の特徴とその方向性を明確にするために、それ以前の監査基準との比較を行う。そして、そこで明らかにされた役割および責任が、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係を有しているのかを検討する。さらに、これらの不正に関する監査人の役割および責任のうち、財務諸表の質の保証とは直接に関係しないものがあるとするれば、それを特定するとともにその意義を探る。

2. SAS 110「不正と誤謬」

SAS 110 では、不正と同様に誤謬に言及している。これは、監査人が財務諸表における虚偽記載を引き起こすかもしれない事象を識別した場合に、その事象を生ぜしめた状況を確認し、そのような虚偽記載が誤謬であるのか不正行為によって引き起こされたものであるのかに関心を有するためである（para.1）とされているが、本章の文脈においては、主として不正に関する監査人の役割および責任に焦点を当てているので、以下においては、もっぱら不正のみについてみていくことにする。

（1）不正の定義

SAS 110 は、その目的を財務諸表監査における不正および誤謬を検討する監査人の責任について基準を確立し指針を提供することであるとし（para.1）、監査人は不正あるいは誤謬が財務諸表に重要な影響を与えるかもしれないということを認識して監査手続を計画し実施しその結果を報告しなければならない（SAS 110.1, para.2）とした上で、不正を次のように説明している。

すなわち、「不正」は、経営者、従業員あるいは第三者のうちの 1 人あるいは複数の者によって行われる、不当なあるいは不法な財務的利益を得るための詐欺（deception）の利用および財務諸表に影響する意図的な虚偽記載（misrepresentation）の両者を含み、具体的には次のものが含まれる（para.4）。

- ・ 会計記録あるいはその他の文書の偽造あるいは改竄
- ・ 資産の横領あるいは窃盗
- ・ 記録あるいは文書からの、取引の影響の隠蔽あるいは遺漏
- ・ 実体のない取引の記録
- ・ 会計方針の意図的な誤適用
- ・ 取引あるいはエンティティの状態についての故意の虚偽記載

（2）監査人の責任

SAS 110 では、不正の防止・発見責任は取締役にあることを明示している（para.10）。そして、不正の防止・発見に関する監査人の責任については、財務諸表によって示されている概観について意見を表明するために実施される監査は、エンティティのシステムの適切性あるいは不正の実際の発生に対して何らかのさらなる保証を提供するものとはみな

され得ないという立場をとっている (para.14)。

すなわち、不正の防止責任については、それは監査人の役割ではないとし (para.17)、また、発見責任については次のように述べる。監査人は、誤謬あるいは不正から生じる財務諸表における重要な虚偽記載を発見する合理的な期待を得るため、その監査業務を計画し実施し評価するが、監査人はすべての不正行為を発見することを期待され得ない。ここで、不正の文脈における「合理的な期待」は、不正の性質、特に共謀の程度、関与している者の立場 (seniority of those involved) および当該詐欺のレベルを考慮して解釈されなければならない (para.18) ¹。

(3) 不正に関する監査手続

監査を計画する際、監査人は不正が財務諸表に特定の重要な虚偽記載を引き起こしているかもしれないリスクを評価しなければならず (SAS 110.2, para.24)、リスク評価に基づいて、監査人は、不正から生じる財務諸表にとっての重要な虚偽記載を発見する合理的な期待を得られるように、監査手続を計画しなければならない (SAS 110.3, para.25)。

監査人は、その監査によって逆のことを示す証拠が明らかにならなければ、言明を真実のものとして受け入れ、記録および文書を本物であるとして受け入れる。しかしながら、監査人は職業的専門家としての懐疑的態度 (attitude of professional scepticism) をもって監査を計画し実施する (para.27)。

監査人は、不正の兆候に気づいたとき、当該事象の性質およびそれが発生している状況についての理解を得、財務諸表に対する可能性のある影響を評価するために十分なその他の情報を入手しなければならない。指し示された不正が財務諸表に重大な影響を与え得ると監査人が信じるならば、修正された手続あるいは追加的な手続を実施しなければならない (SAS 110.4, para.29)。

監査人は、不正行為の事例に気づいた場合あるいはそれが存在するかもしれないという疑念を抱いた場合、その発見事項を文書化し、それを直接第三者に報告する必要性を検討した上で、それについて適切なレベルの経営者と議論しなければならない (SAS 110.5, para.33)。

¹ Porter (1997, p.49) は、ここでの「合理的な期待」に関して、何を監査人に期待することが合理的であり、何が合理的ではないのかについての境界線に関する意見が異なり、これが期待のギャップの一因であることを指摘している。

(4) 不正の報告

SAS 110 では、不正の報告に関して、経営者への報告、監査報告書の名宛人（イギリスにおいては通常は株主）への報告、第三者への報告の3つにわけて規定している。

まず、経営者への報告については、財務諸表に対する影響が重要でないとしても、不正の疑いを持ちあるいは不正を発見した場合には、監査人は実際的な範囲内でできるだけ早急にその発見事項を適切なレベルの経営者、取締役、監査委員会に伝達しなければならないと規定する（SAS 110.7, para.41）。

また、株主への報告については、財務諸表によって与えられる概観が、不正の結果に関するあるレベルの未確定事項で監査人の意見において重要なものによって影響されると監査人が結論づける場合、監査報告書に当該問題に言及する説明区分を設けなければならない（SAS 110.8, para.44）。また、不正の事例が財務諸表に対して重要な影響をもたらしており、その事例もしくはその結果の会計上の取り扱いまたは財務諸表における開示の範囲もしくは開示がないことに同意しない場合、監査人は否定意見あるいは限定意見を表明しなければならない。その手続範囲における制限のために不正あるいは誤謬が発生しているかどうか決定できないときは、監査人は意見を差し控えるか、限定意見を表明しなければならないとしている（SAS 110.9, para.45）。

これらについての判断をなす際、監査人は、主として財務諸表によって示される全体的概観の適切性に基づいて意思決定し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうか、株主が会社の業績およびその将来の営業あるいは状態に対する潜在的なインプリケーションを評価することを可能にする情報を要求するかどうかを検討する（paras.46-47）。

最後に、第三者への報告については、監査人は、不正の事例に気づいたとき、当該問題が公益において（in the public interest）適切な関係当局（proper authority）に報告されるべきものかどうかを検討し、その場合において、それが取締役の高潔性に疑いを生じさせるものでなければ、当該問題を監査委員会を含めた取締役会と議論しなければならないと規定する（SAS 110.10, para.50）。

監査人は、当該問題が公益において適切な関係当局に報告されるべきであると結論する場合には、それを取締役に通告し、当該エンティティが自発的に報告しない場合には、監査人は自らそれを報告しなければならない（SAS 110.11, para.51）。さらに、当該問題に取締役が関与していることが疑われる場合には、監査人は事前に取締役に知らせることな

く公益において適切な関係当局に直接に報告をしなければならない (SAS 110.12, para.52)。

ここで、「公益 (public interest)」とは、一般に定義できない概念であり、各々の状況は個々に検討されなければならないとされる。開示が公益において正当化されるかどうかを検討するときに考慮される事項として次のものが挙げられている (para.56)。

- ・ 不正が公衆に影響を与えるであろう程度
- ・ 取締役が当該問題を修正したか、あるいは有効な修正行動をとりつつあるか、またはとろうとしているか
- ・ 開示しないことによって、不正が繰り返されることが可能となる程度
- ・ 問題の重大さ (gravity)
- ・ 不正の事実が存在しているという証拠の重要性 (weight) および監査人の疑いの程度

3. SAS 120 「法および規則の検討」

SAS 120 は、財務諸表の監査において、法および規則を検討する監査人の責任について基準を確立し、指針を提供するものであるが (para.1)、その内容は SAS 110 のそれと非常に類似したものとなっている。したがって、ここでは、簡潔にそれを概観することにする。

(1) 「法あるいは規則への非準拠」の定義

まず、SAS 120 では、監査人は、当該エンティティによる法あるいは規則への非準拠が財務諸表に重要な影響を与えるかもしれないということを認識して、監査手続を実施し評価し、その結果を報告しなければならないと規定する (SAS 120.1, para.2)。

ここで、「法あるいは規則への非準拠」とは、意図的であろうと意図的ではなからうと、被監査エンティティによる法あるいは規則に反する作為あるいは不作為を指す (para.3)。

(2) 監査人の責任

SAS 110 と同様に、エンティティがその活動に適用される法および規則に準拠していることの合理的な保証を提供するために適切な処置をとり、法あるいは規則への非準拠を防止し、発生しているものを発見するための取り決めを確立し、会社あるいはグループの財

政状態とその財務年度の損益の TFV を示す財務諸表を作成することは取締役の責任であるとされる (para.11)。そして、法あるいは規則への非準拠を防止することは監査人の役割ではなく (para.16)、財務諸表における重要な虚偽記載を発見するという合理的な期待を得るために監査業務を計画し実施し評価する際、監査人は重要な虚偽記載が法あるいは規則への非準拠から生じているかもしれないことを認識するが、監査は法および規則への非準拠を発見することを期待され得ないという (para.17)。

(3) 法あるいは規則への準拠にかかる監査手続

監査人は、財務諸表の作成、あるいは財務諸表における特定項目の包含あるいは開示に直接関係する法および規則への準拠に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない (SAS 120.2, para.22)。さらに、財務諸表に対する意見を形成する目的でその手続を実施する際、監査人は加えて財務諸表に影響を与えるかもしれない法あるいは規則への非準拠の事例について、それが可能性のあるものであれ現実のものであれ、それに警戒しなければならない (SAS 120.4, para.33)。

そして、法あるいは規則への非準拠が存在するかもしれないということを示す情報に気づいたときは、監査人はその行為とそれが発生している状況の性質を理解し、財務諸表に対して与える可能性のある影響を評価するための、十分なその他の情報を入手する (SAS 120.5, para.37) とともに、その発見事項を文書化し、第三者へそれを直接に報告する必要性を考慮した上で、適切なレベルの経営者とそれについて議論しなければならない (SAS 120.6, para.40)。

特に監査人は、法あるいは規則への非準拠の、監査のその他の側面に対するインプリケーションを検討しなければならない (SAS 120.7, para.45)。すなわち、この場合には、監査人の監査リスクの評価と経営者の言明の妥当性を再検討することが必要である (para.46)。

(4) 法あるいは規則への非準拠の報告

法あるいは規則への非準拠の報告に関して、SAS 120 では、SAS 110 とまったく同様に、経営者への報告、監査報告書の名宛人 (株主) への報告、第三者への報告の 3 つにわけて規定している。その内容については、SAS 110 を法あるいは規則への非準拠の文脈で読み替えればそのまま当てはまるものであるため、ここでは説明を省略する。

4. 不正に関する監査人の役割および責任

以上において、不正²に関する SAS の規定を概観してきた。次にここでは、明らかにされた SAS の内容を前提として、不正に関する監査人の役割および責任をより詳細に考察していく。

この考察に際しては、不正の防止および発見に関する役割および責任と、不正の報告に関する役割および責任にわけて論じる必要がある。というのも、以下で明らかにされるように、今日の不正に関する監査問題およびそれに対する対応について、不正の防止および発見に関する役割および責任と、不正の報告に関するそれとの間には重要な違いが存在しているからである。ここでは、まずはじめに不正の防止および発見に関する役割および責任を論じ、続いて不正の報告に関する役割および責任を検討する。

(1) 不正の防止および発見に関する役割および責任

SAS 110 および SAS 120 の検討から明らかとなったように、不正の防止および発見に関する監査人の役割は非常に限定されたものである。

まず、その防止については、監査人の役割ではないという。また、発見責任についても、すべての不正の発見を監査には期待し得ないとする。すなわち、財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす原因となる不正については、これを発見する合理的な期待を得るために、監査業務を計画、実施、評価する必要性を認めているが、それ以外の不正についての発見責任は認めていない。

このような立場は、今日の不正に関する監査問題を生じさせた、1980 年代以降における多くの企業不正の発覚以前にも共通するものである³。

² 以下の議論においては、不正と法あるいは規則への非準拠を区別せず、両者をあわせて不正と呼ぶことにする。

³ Porter (1997) は、不正の発見と報告の義務についての歴史的発展を、次の 4 つの時期に区分して論じている。

- ・ 不正の発見が主要な監査目的として認識されていた 1920 年代以前の時期
- ・ 不正の発見が監査目的ではないとされた 1920 年代から 1960 年代までの時期
- ・ 不正の発見にかかる監査人の義務が一部強化された 1960 年代から 1980 年代までの時期
- ・ 不正を発見し、特に報告する監査人の義務がより強固に確立され拡大された 1980 年代以降の時期

そして、不正の発見責任に関しては、それが強化された 1960 年代から 1980 年代までの時期以降、変化がない（少ない）ことを指摘している。

たとえば、1980年にAPBの前身であるAPCによって公表された監査基準前文(Explanatory Foreword to Auditing Standards and Guidelines)においては、不正の防止と発見の責任は経営者にあり(para.8)、特に不正を探すことは監査人の義務ではない(para.9)が、適切に開示されなければ、財務諸表によって示される業績および財政状態を歪めるかもしれない重要な不正の可能性を監査人は認識しなければならない。それゆえ、監査人は、不正から生じる財務諸表の重要な虚偽記載を発見する合理的な期待をもてるように監査を計画しなければならない(para.10)と述べられている。

また、1990年にAPCが公表した監査ガイドライン418「不正および誤謬に関する監査人の責任(Auditing Guideline: The Auditor's Responsibility in Relation to Fraud, Other Irregularities and Errors)」(以下、監査ガイドライン418とする)においては、不正の防止責任および発見責任について次のように述べられている。

まず、不正の防止に対するエンティティ内の責任は経営者にある。その事業責任の一部として、経営者は資産を保全する受託者的役割(fiduciary role)を有している。なぜならば、会社の取締役はそのコントロール下にある財産に関する受託者としての立場において行動するものと法においてみなされているからである(para.4)。

不正の発見責任については、その主たる責任は取締役であり、発見におけるその役割は、防止におけるその役割を拡張したものである(para.8)とし、監査人の責任は、不正によるものであれ誤謬によるものであれ、財務諸表における重要な虚偽記載を発見する合理的な期待を得るために監査業務を計画し、実施し、評価することであると述べている(para.9)。

これらの不正の防止および発見の責任に関する説明をみると、それが現行の監査基準であるSAS 110およびSAS 120におけるそれと実質的に同一であることがわかる。つまり、監査人は、不正が財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす場合においてのみ、それを発見することが求められているのである。言い換えると、このことは、不正の発見が財務諸表監査の文脈においてのみ、より特定して今日的に言えば、前章で取り上げたリスク・アプローチとの関係においてのみ求められていることを意味している。

(2) 不正の報告に関する役割および責任

不正の防止および発見については、1980年以降、監査人の役割および責任に大きな変化はみられず、したがって、その拡張もみられないことが明らかにされたが、それでは、

不正の報告に関する役割および責任についてはどうであろうか。以下において、同様に検討していくことにする。

すでにみたように、SAS 110 および SAS 120 においては、不正の報告責任について、経営者への報告、監査報告書の名宛人への報告、第三者への報告にわけて規定されている。これらのうち、近年の不正に関する監査問題に対する関心の高まりとの関係において特に重要なのは、第三者への報告である。以下においては、不正の報告責任の拡張に焦点を当てながらみていく。

まず、不正の第三者への報告が、はじめて公式の文書に現れるのは、1985年にAPCによって公表された監査ガイドライン草案「不正およびその他の異常事項 (Draft Auditing Guideline: Fraud and Other Irregularities)」においてである⁴。ここでは、第三者への報告に関して次のように規定されている。

監査人は監査の過程において、クライアントが犯している不正その他の異常事項を発見するかもしれない。通常、監査人は機密性の義務によって、クライアントの許可なく何らかの事項を第三者へ報告することは認められていない (para.33)。しかし、開示をなす「公的義務 (public duty)」がある場合、監査人は情報を自発的に開示することを選択するかもしれない。公衆に対する義務は、監査人が意図された犯罪の情報を有する場合、あるいは重大な犯罪がすでに発生していたとしても、それが個人に重大な害を及ぼす場合あるいは多数の人に影響する場合に生じる。

また、株主および経営者への報告に関しては、次のように規定する。監査人は、何らかの不正を明らかにした場合、その企業の経営者に報告しなければならない。監査人は、経営者が適切に知らされ、会社の場合には、取締役会あるいは適切な場合には監査委員会に対して報告がなされるようにしなければならない (para.30)。不正が財務諸表によって示されている概観に重要な影響を与えている場合には、監査人は財務諸表に対する意見を限定しなければならない。しかしながら、不正の発生にもかかわらず財務諸表がTFVを示しているならば、監査報告書において不正を報告する特定の責任はない (para.32)。

この草案における特徴として、経営者への報告が無条件に要求されること、財務諸表に対する意見に影響する場合を除いて不正は監査報告書では報告されないこと、第三者への

⁴ これ以前にも、職業専門団体の研究報告等においては、不正の第三者への報告を要求する主張がみられる。一方、この時期に第三者への報告が要求されるようになった背景には、政治的な圧力があつたといわれる (Porter, 1997, pp.38-40)。

自発的な報告を認めていること、が挙げられる。

これに対して、1988年に同じくAPCが公表した監査ガイドライン公開草案「不正およびその他の違法行為の発見および報告に関する監査人の責任 (Exposure Draft of an Auditing Guideline: The Auditor's Responsibility for Detecting and Reporting Fraud and Other Illegal Acts)」においては、経営者への報告、株主への報告に関して若干の変化がみられ、また第三者への報告については、内容的には同じものであるが、その説明は非常に詳しいものになっている。

まず、経営者への報告に関しては、1985年草案と同様の規定を置いているものの、さらに監査人が経営者へ知らせることなくあるいはその同意なく、直接に第三者へ報告することがより適切である場合があるかもしれないとしている (para.40)。

また、不正の発生にもかかわらず財務諸表がTFVを示しているならば、監査報告書において不正を報告する特定の責任はないとしながら (para.47)、その場合にも、たとえば不正の発生によって適切な会計記録が維持されていないと結論づける場合には、監査人はその報告書を限定しなければならないことを明示している (para.43)⁵。

そして、1990年に公表された監査ガイドライン418においては、特に第三者への報告に関して、次のように規定している。

ある特定の状況においては、監査人は、機密性の義務に縛られずに、公益において (in the public interest) 適切な当局に対して不正を報告するかもしれない (para.31)。開示が公益におけるものであり、情報が適切な者に開示され、開示を動機づける悪意がない場合、監査人は機密性違反あるいは名誉毀損のリスクから保護される (para.34)。

そして、これに続くのが、前に検討したSAS 110およびSAS 120であるが、そこでは、不正の報告に関して、特に株主への報告および第三者への報告に関して、次のような変化がみられる。

まず、株主に対する報告に関しては、前述したように、監査報告書での対応として、財務諸表によって示される概観が、重要な不正の結果に関する未確定事項によって影響されると監査人が結論づける場合に、監査報告書に説明区分を設け、そこで当該問題に言及しなければならないとされている。

また、第三者への報告については、監査人が不正の事例に気づいたとき、当該問題が公

⁵ これは、1985年会社法第237条によって要求される監査人の役割である。

益において適切な関係当局に報告されるべきものであるかどうかを検討し、当該問題が公益において適切な関係当局に報告されるべきであると結論する場合にはそれを取締役に通告し、当該エンティティが自発的に報告しない場合には、監査人は自らそれを報告しなければならないとされている。

以上をまとめると、不正の報告に関する監査人の責任については、一貫して拡張傾向がみられることがわかる。つまり、経営者への報告に関しては、無条件の報告から、経営者の不正への関与が疑われる場合には経営者に報告することなく第三者への報告へ、株主への報告については、不正が財務諸表によって示される概観に影響を与える場合における監査報告書での意見の限定のみから、それが未確定事項に該当する場合には監査報告書に説明区分を設けることへ、第三者への報告に関しては、適切な状況において適切な当局へ報告する自発的な権利から、それを行う義務へ、とそれぞれ拡張されているのである⁶。

5. 財務諸表の質との関係

本節では、前節までにおいて明らかにしてきた不正にかかる監査人の役割と、第3章において示した財務諸表監査が保証する財務諸表の質との関係を考察する。第3章では、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として目的適合性と信頼性とを措定した。したがって、不正にかかる監査人の役割が、財務諸表の目的適合性および信頼性とどのように関係しているのかを明らかにすることがここでの考察の目的である。さらに、不正にかかる監査人の役割のうち、財務諸表のこれらの質に関係を有さない役割があるとすれば、それはいかなるものであり、またそれがどのように位置づけられるものかも明らかにする。

前節では、不正にかかる監査人の役割・責任を、不正の防止・発見にかかる役割・責任とその報告にかかる役割・責任とにわけて検討した。不正にかかる監査人の役割と財務諸表監査が保証する財務諸表の質との関係を考えようとする際に重要なのは、これらのうちの前者である。なぜならば、監査人による不正の報告の問題は、その前提として監査人による不正の発見（もしくは不正が生じているとの疑念）がなければならず、その上で、その結果を誰にどのように報告するかという問題であるからである。もちろん、不正の問題にかぎらず特定の問題が、財務諸表はTFVを示しているという監査意見に最終的に集約されるのであれば、それは当該監査意見によって保証している財務諸表の質との関係が問

⁶ なお、第三者への報告に関して、加藤（1998a）においては特に監査人の守秘義務との関係においてその概要が示されている。

われなければならないが、そうでないならば、それは別に議論する必要がある。

(1) 監査人の不正の防止・発見責任とリスク・アプローチ

これまでの検討から明らかなように、現行の SAS 110 および SAS 120 は、不正の防止および発見に関する監査人の役割を非常に限定している。すなわち、不正の防止については経営者の責任であって監査人の責任ではないとし、不正の発見については当該不正が財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす場合にのみ、その発見が監査人に求められているのである。

このことは、財務諸表監査による財務諸表の質の保証の観点からみるならば、不正の防止は財務諸表の質の保証とは関係を有さず、一方、不正の発見はリスク・アプローチとの関係においてのみ要求されることを意味している。

不正の発見がリスク・アプローチとの関係においてのみ要求されるということは、不正の発見についてもまた第5章で述べたリスク・アプローチについての議論がそのまま当てはまるということである。重要な虚偽記載は、それが不正によってもたらされたものであれそれ以外の何らかの原因によってもたらされたものであれ、監査実施のプロセスを通じて発見されなければならない。目的適合性と信頼性という財務諸表監査が保証する財務諸表の質の観点からいえば、図表 5-1 で示している関係が成立する。極論すれば、ここではもはや不正そのものが問題なのではなく、不正によってもたらされる重要な虚偽記載が問題となるのである。

一方、このことは、不正の発見についても、リスク・アプローチの制約を受けるということを意味している。リスク・アプローチにおいては重要性概念が非常に重要な意味を有することを前章では指摘したが、そこでいう重要性とは、金額的な重要性である。すなわち、質的な重要性についてはリスク・アプローチにおいては扱えないのである。

このリスク・アプローチの制約は、不正の問題においてはより大きな意味をもつ。なぜならば、金額的に重要な不正以外の不正については、リスク・アプローチでは扱えないからである。ここでは特に、質的に重要であるが金額的には重要ではない不正についての取り扱いが問題となる。このような不正に対しては、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能とは別のところで対応せざるを得ないのである。確かに、監査人はこうした不正についての発見責任は負っていないが、さりとてそれらが発見した場合に放置することは認められない。

(2) 問題に対処するための2つの方策

監査人は不正の防止責任を負っていない。また、財務諸表の質の保証との関係で、リスク・アプローチにおいて扱うことのできる不正は金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正だけである。すなわち、最終的に監査意見に集約されるという意味での監査実施プロセスにおいて、監査人に求められるのは金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正の発見だけである。しかし、これだけでは、近年多発している不正への対処としては十分ではないことはいうまでもない。

そこで、こうした不正問題に対処するために、一定の制度的な対応が監査人に求められている。監査人による不正の報告責任の拡充および前章で論じた内部統制概念の拡大と第8章で検討する取締役による内部統制についての報告への監査人の関与を求める動きは、この制度的な対応として位置づけることができるのである。

まず、不正の報告責任について、それが一貫して拡張される傾向がみられることはすでに指摘した。これは、金額的に重要な不正以外の不正に対する監査人の対応として有効な手立てとなり得る。金額的に重要な不正については、最終的に監査意見に反映される。それ以外の不正については、監査人に発見責任はないが、それでも発見した場合に適切な報告がなされることを求めることによって、そうした不正に対して適当な者による適切な対応がなされることを確かなものにしようとしていると考えられるのである。

内部統制概念の拡大についても、同様に不正の問題に対処するための1つの方策と考えられる。有効な内部統制の存在は、不正によって財務諸表上に虚偽記載が生じる可能性を減少させるが、経営者が不正に関与している場合には監査人が当該不正を発見することは非常に困難となる(SAS 110, paras.21, 22)。今日、内部統制概念を拡大して統制環境⁷を内部統制に含めるとともに、統制環境を重視するという考え方がとられているが、このことは、内部統制のなかに、経営者の哲学や経営スタイルを取り込むとともに、それを重視しようとするものである。すなわち、内部統制を評価するということは統制環境を評価するということを含んでいるのであるが、それは「基本的には、『経営者の品定め』を監査人に求めたものに他ならない」(鳥羽, 1994, p.287)のである。このように、経営者の評価を内部統制の評価という形で取り込むことにより、監査人は不正の防止および発見に間

⁷ 統制環境とは、取締役および経営者の、内部統制および当該エンティティにおけるその重要性に関する全般的態度、意識および行為を意味している(SAS 300, para.9)

接的に関与していると考えられるのである。

さらに、イギリスにおいては、取締役に対して内部統制についての一定の報告を求め、監査人もこの取締役による報告に関与することが求められている。こうした動きもまた、不正問題に対する対応策の1つとして位置づけられるのである。この点については、第8章において詳しく検討する。

6. むすび

本章では、財務諸表の目的適合性と信頼性を保証することが財務諸表監査の基本的機能であるとの立場から、監査人の不正に関する役割および責任が財務諸表の質の保証とどのように関係しているのかを明らかにしようとしてきた。

まず、イギリスにおいて不正問題を扱っている現行の SAS の内容を検討し、それ以前の監査基準との比較を行うことによって、そこで認識されている監査人の役割および責任を検討した。監査人は、不正の防止については責任を負わず、不正の発見についてはそれが重要な虚偽記載を財務諸表にもたらす場合にのみ責任を負うということ、すなわち、監査人の不正発見は、リスク・アプローチの枠組みにおいてのみ求められるということが明らかにされた。

このことは、不正の発見についても、前章で検討したリスク・アプローチの制約を受けることを意味している。すなわち、ここで財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能において扱われるのは、金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正のみであり、その他の不正についてはこの基本的機能とは別のところで扱われていることを指摘した。

そして、財務諸表監査の基本的機能では対象とされない、金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正以外の不正については、監査人による不正の報告責任を拡充するとともに、内部統制概念を拡大し、さらに取締役に対して内部統制についての一定の報告を求め、監査人もこの取締役による報告に関与することを要求するといった制度的な対応がなされていることを指摘した。

第7章 ゴーイング・コンサーン問題と

財務諸表の目的適合性

1. はじめに

第4章において説明したように、イギリス会社法（1985年，1989年会社法）においては、TFVを示す計算書類の作成が取締役に求められる（第226条(1)(2)）。そして、監査人は監査報告書において計算書類がTFVを示しているか否かについて意見を述べることを求められている（第235条）。このTFVの規定は最優先規定として位置づけられ、法への準拠がTFVを示すのに十分ではない場合には計算書類において追加的情報を提供することが求められ、さらに、会社法規定に準拠して作成された計算書類がTFVの規定をみたさない場合には、TFVを示す範囲で特定の規定からの離脱を要求している（第226条(4)(5)）¹。しかしながら、会社法においては、TFVの意味および具体的内容について何ら規定がなされておらず、また、それらについての確立された見解も存在しない。

それにもかかわらず、監査人には、財務諸表がTFVを示しているかどうかについての意見を表明することが求められており、現実には監査人はそうした意見表明を行っている。とするならば、「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という意見によって、監査人は財務諸表がいかなる質を有していることを保証しているのかを明らかにしなければならない。

本論文では、こうした問題意識から「財務諸表は、財政状態および経営成績のTFVを示している」という監査意見を、目的適合性と信頼性という2つの財務諸表の特質の観点から捉えようとしている。

本章では、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を題材として、この点をさらに考察することを目的としている。すなわち、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題が、

¹ この場合には、計算書類において、その離脱の明細、理由および影響が開示されなければならない。なお、ここでは、個別会社の計算書類に議論を限定しているが、同様のことがグループ計算書類についても当てはまる。

財務諸表が TFV を示しているかどうかについての監査意見とどのような関係を有するのか、より具体的には、財務諸表監査が保証する目的適合性と信頼性という 2 つの質とどのような関係を有するのかを検討する。さらに、これと同時に、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題においてしばしば議論となる、監査人による情報提供の問題もあわせて考察する。監査人による情報提供は、一般に財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能とは独立した別の機能として位置づけられる。しかし、監査人がなぜそうした情報提供を行わなければならないのかという点については明らかにされていない。この点を明らかにし、監査人による情報提供の論理を示すことも本章の目的である。

イギリスにおいても、近年、財務諸表監査についての期待のギャップへの対応から、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を扱った SAS が公表されている。この SAS を手がかりとして議論を進めていく。

具体的には、まず、現行のイギリス監査基準におけるゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱いについて、実施される監査手続および監査報告書における監査人の対応の観点から検討する。そして、これをイギリスにおける以前の監査基準と比較することによって、現行のゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱いの特徴を明らかにする。その後、財務諸表の目的適合性および信頼性との関係を検討して、上述の論点について論じることとする。

2. SAS 130 にみるゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱い

(1) ゴーイング・コンサーンにかかる手続および報告の目的

ゴーイング・コンサーンにかかる監査上の問題を扱う監査基準として、イギリスでは 1994 年に SAS 130 「財務諸表におけるゴーイング・コンサーン基準 (The going concern basis in financial statements)」(以下、SAS 130 とする) が公表されている。

SAS 130 では、財務諸表が TFV を示しているかどうかについての意見を形成する際に、監査人は、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力および財務諸表における開示の適切性を検討しなければならないとされている (SAS 130.1, para.2)。

財務諸表は、一般に、エンティティは予見し得る将来にわたって営業を行う存在 (operating existence) として存続するという前提に立って作成される。イギリス会社法第 4 附則では、「会社はゴーイング・コンサーンとして事業を営むものと推認されなければならない」(para.10) とされ、さらに、ASB が 2000 年に公表した FRS 18 号では、「エ

ンティティは、(a)清算中であるか、営業をやめてしまっている場合、あるいは(b)その取締役には、当該エンティティを清算するか、営業をやめてしまうしか現実的な選択肢がない場合を除いて、ゴーイング・コンサーン基準で財務諸表を作成しなければならない。(a)、(b)に該当する場合には、当該エンティティは、適切ならば財務諸表をゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成するかもしれない」(para.21)としている。さらに、取締役には、このゴーイング・コンサーンについての評価に加えて、(a)取締役がその評価を行う際に気づいた、当該エンティティのゴーイング・コンサーンとして存続する能力に重大な疑義を生ぜしめ得る事象あるいは条件と関連した重要な未確定事項、(b)取締役によって検討された予見可能な将来が、財務諸表の承認日から1年よりも短い場合にはその事実、(c)財務諸表がゴーイング・コンサーン基準で作成されていない場合には、その事実、財務諸表が作成されている基準および当該エンティティがゴーイング・コンサーンとはみなされない理由、を財務諸表において開示することが求められている (para.61)。

以上から、SAS 130 に準拠した監査人の手続は、財務諸表の作成においてゴーイング・コンサーン基準を採用することが全体として適切であり、財務諸表がTFVを示すために必要なその基準に関する適切な開示があるということの確信 (assurance) を監査人が得ることを意図している (para.7)。このことは、ゴーイング・コンサーン問題がTFVとの関係において位置づけられていることを示唆している。

(2) ゴーイング・コンサーンに関して監査人の実施する手続

取締役は、財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準を採用することが適切であり、財務諸表がTFVを示すために必要なゴーイング・コンサーンに関する開示を含んでいることを確かめなければならないが²、監査人は、取締役がこれらを確認した手続の適切性を評価することが必要である。そしてこのために、監査人は取締役に質問し、適切な財務情報を検討するとともに、取締役がエンティティのゴーイング・コンサーン性を評価する際に特に注意を払った将来の期間に考慮して、ゴーイング・コンサーンとして存続する当該エンティティの能力についての疑義 (concern) を示し得る何らかの重大な問題を識別することを特に意図した手続を計画し、実施しなければならない (SAS 130.2, para.21)。

² 取締役がこのような評価を行うに当たっての指針については、Working Group (1994a) を参照。

ここで注意しなければならないことは、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力についての疑義を示し得る問題を識別することを特に意図した手続を計画し、実施しなければならないとされていることである。すなわち、他の監査手続を実施するなかで、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力についての疑義を示し得る問題に気づいた場合にどう対処するかということではなく、より積極的にこの問題を識別するための手続を捉えているといえる³。

さて、SAS 130 においては、監査人が具体的に検討すべき事項として、次のものが挙げられている。すなわち、エンティティがゴーイング・コンサーンであるかどうかを評価する際に取締役が特に注意を払った期間の合理性、当該エンティティの直面する将来のリスクおよび不確実性のタイムリーな警告のためのシステム、当該エンティティが作成する予算情報および予測情報に関するシステムならびにその前提の適切性、借入ファシリティ (borrowing facility) の存在、適切性、条件⁴およびサプライヤーズ・クレジット、ゴーイング・コンサーン基準の適切性についての疑義を生じさせる問題がある場合はそれを解決するための取締役による計画等を検討しなければならない (para.23)。

そして、監査人は、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力についての疑義がある場合には、その範囲を決定し文書化しなければならない。その疑義の範囲を決定する際には、監査人はその監査において知ることとなったすべての関連する情報を考慮しなければならない (SAS 130.3, para.29)。

さらに、監査人は、エンティティがゴーイング・コンサーンであるという取締役の評価および財務諸表における関連する開示に関して、取締役の言明の確認書を入手する必要性

³ この点について、たとえば、アメリカでは、1988年に公表された SAS 第 59 号「ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に関する監査人の検討」(以下、SAS 第 59 号とする)において、ゴーイング・コンサーン問題の取り扱いが規定されているが、これによれば、監査人は、当該エンティティがゴーイング・コンサーンとして存続する能力に重大な疑義があるかどうかを評価する際、まず、監査計画時、監査証拠の入手時および監査終了時において実施される監査手続の結果、全体として考察するとき、合理的な期間にわたってゴーイング・コンサーンとして存続する当該エンティティの能力に重大な疑義があることを指し示す状況および事象が識別されていないかどうかを検討しなければならないとされている (para.3)。しかし、この場合、SAS 第 59 号は、このことのみを目的とした監査手続を計画する必要はなく、他の監査目的を達成するために計画され実施された監査手続の結果を通じて、重大な疑義を発見するという目的は十分達成されるとしている (para.5)。

⁴ 借入ファシリティの検討については、特に、銀行ファシリティの存在と条件についての確認書を入手し、それと関連して銀行の意図について監査人自身の評価をなすことが求められる (para.25)。

を検討しなければならない (SAS 130.4, para.33)。

このような文書による確認は、財務諸表にとって重要な問題に関して、そのような言明が十分かつ適切な監査証拠を入手することによって重要 (material) であるとき必要とされる (para.34)。監査人が取締役から入手することが必要であるとするそのような言明の確認書を入手できない場合、監査人は限定意見 ('except for'⁵あるいは 'disclaimer') を要求するその手続の範囲に対する制限があるかどうか、取締役が確認書を提供できないことが疑義の存在を示している可能性があるかどうかを検討しなければならない。

(3) 監査報告書における監査人の対応

これらの手続の結果として、監査人は、監査報告書において次に挙げる対応をとることが必要となる。

まず第1に、財務諸表がTFVを示すためにゴーイング・コンサーンに関する開示を含むことが要求されるかどうかを検討した結果、それが必要であると監査人が判断したにもかかわらず、その開示がない場合あるいは不十分な場合、監査人は、財務諸表がTFVを示しているかどうか、財務諸表におけるこの問題の開示についての見解の相違 (disagreement) に関して監査意見を限定する必要があるかどうかを検討しなければならない (para.37)。すなわち、この場合には限定意見 (except for disagreement) もしくは否定意見 (adverse opinion) が表明される。

第2に、監査人が、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に関して重大なレベルの疑義があると考え、ゴーイング・コンサーン基準での財務諸表の作成に反対しない場合には、監査人は、監査意見の基礎を述べる際に説明区分 (explanatory paragraph) を含めなければならない。ただし、その疑義を生じさせる問題についての財務諸表における開示が、財務諸表がTFVを示すのに適切であるならば、この理由だけで監査意見は限定されない (SAS 130.6, para.42)。この説明区分は、監査人の疑義を生ぜしめた問題の性質を明確に説明し、財務諸表における関連する開示に言及するものである。

第3に、取締役がエンティティのゴーイング・コンサーン性を評価する際に特に注意を

⁵ 監査意見および監査報告書について規定する現行のSAS 600においては、監査範囲に制限がある場合における限定意見についても、'except for' opinion を規定している。すなわち、この意見は、「その制限が存在しなければ必要となることが決定されていたかもしれない財務諸表に対する可能性のある調整に関して限定されていることを示す」(SAS 600, para.68)。この点に関しては後述する。

払った期間が財務諸表の承認日から1年よりも短く⁶、取締役がその事実を開示していない場合、監査人は、その事実が監査報告書の他の記載事項から明らかでないならば、監査意見の基礎を述べる区分でその事実を明らかにしなければならない（SAS 130.7, para.45）。

第4に、財務諸表はゴーイング・コンサーン基準に基づいて作成されているが、監査人がゴーイング・コンサーン基準での財務諸表の作成に同意しない場合、監査人は否定意見を表明する（SAS 130.8, para.49）。

第5に、取締役が、TFVを示すためにゴーイング・コンサーン基準以外の基準に基づいて財務諸表を作成している場合、監査人が特定の状況において当該他の基準を適切であると考え、財務諸表が必要な開示を含んでいるならば、監査人はこの点において監査意見を限定すべきでない（SAS 130.9, para.54）。この場合には、監査報告書の序節（introductory paragraph）⁷において、監査人は財務諸表が作成されている基準に言及する。

第6に、これは、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を取り扱ったSAS 130ではなく、監査報告について規定したSAS 600において示されている対応であるが、著しく重要な固有の未確定事項（inherent uncertainties）⁸が存在し、監査手続の範囲に対す

⁶ SAS 130においては、エンティティのゴーイング・コンサーンとして存続する能力を検討する期間として「予見し得る将来（foreseeable future）」を規定しているが、これは、具体的内容を有するものではなく、特定の状況において判断されるものである。しかし、公開草案（APB, 1993b）の段階では、この期間として、財務諸表の承認日から1年という期間が規定されていた。これがSAS 130において削除された背景には、この問題についてのAPBとキャドベリー・コードのもとで取締役の報告に関する指針を作成する委員会との間での論争があった。公開草案からSAS 130の公表までに約1年を要しているが、その主たる原因が、このエンティティのゴーイング・コンサーンとして存続する能力を検討する期間に関する論争のためであった（Hopkins, 1995, p.187）。

⁷ SAS 600によれば、監査報告書の構成は次のようになる（SAS 600.2, para.14）。

- a) 監査報告書の名宛人を識別するタイトル
- b) 監査される財務諸表を識別する序節
- c) 次のことを扱う、適切な見出しを付した別個の区分
 - i) 取締役（あるいはそれと同等の人物）と監査人の各々の責任
 - ii) 監査意見の基礎
 - iii) 財務諸表についての監査人の意見
- d) 手書きのあるいは印刷された監査人の署名
- e) 監査報告書の日付

なお、監査報告書の具体的な様式については、第4章を参照。

⁸ 固有の未確定事項は、「財務諸表が承認された日において、報告エンティティの取締役の統制外にある未確定の将来事象にその解決が依存する未確定事項」（SAS 600, para.12）と定義

る制限がその会計上の処理および開示の適切性の評価に直接影響する場合には、その結果として意見を差し控える（SAS 600, para.67）⁹。

このなかで重要なのは、まず SAS 130 における第 2 の対応である。これは、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力に重大な疑義がある場合に監査報告書に説明区分を設け、そこでその疑義を生じさせた問題の性質を明確に説明し、財務諸表における関連する開示に言及することを規定したものである。この対応は、それ自体、財務諸表に対する監査意見とは切り離された情報提供として位置づけられるという点で、SAS 130 および SAS 600 にみられる他の 5 つの対応とはまったく異質なものといえる。すなわち、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能とは別ものと考えられるのである。この対応を他の 5 つの対応とは独立させて単独で考えた場合、その対象は財務諸表ではなく、むしろ

され、それがゴーイング・コンサーン基準の妥当性についての重大なレベルの疑義を伴っており、その財務諸表に与える潜在的影響が非常に大きい場合に、著しく重要である（fundamental）とみなされる（SAS 600, para.64）。

⁹ SAS 130 では、これらの 6 つの場合における監査報告書での監査人の対応を規定しているのに対して、アメリカにおける SAS 第 59 号においては、これらの対応のうち、第 3、第 4、第 5 の対応に該当する規定がない。すなわち、ゴーイング・コンサーン評価に関連する期間についての開示がない場合の監査人の対応、ゴーイング・コンサーン基準が適切ではなく否定意見が表明される場合、ゴーイング・コンサーン基準以外の基準で財務諸表が作成されている場合の監査人の対応については、アメリカ SAS 第 59 号においては言及されていない。この関係について表にまとめると次のとおりである。

SAS 130 とアメリカ SAS 第 59 号との対応関係

SAS 130	アメリカ SAS 第 59 号
①財務諸表における開示が不十分であるため、監査意見が限定される場合	○
②ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に重大な疑義があるため、監査報告書に説明区分が設けられる場合	○
③取締役によるゴーイング・コンサーン性の評価に関連する期間についての開示がない場合	規定なし
④ゴーイング・コンサーン基準が適切ではなく、否定意見が表明される場合	規定なし
⑤ゴーイング・コンサーン基準以外の基準で財務諸表が作成されている場合	規定なし
⑥重要な未確定事項に該当し、監査範囲の制限があるために意見差控となる場合	○

このなかで、SAS 130 における第 3 の対応は、本章脚注 6 で述べたように、イギリスの特殊事情の結果として現れたものであり、したがって、これに相当する対応がアメリカ SAS 第 59 号においてみられないのは当然である。

企業の存続可能性そのものであると解釈できるかもしれない。しかし、この対応をこのように捉えると、なぜ監査人が財務諸表の質の保証という役割とは別の情報提供を行わなければならないのかという問題が生じる。この問題については後に議論する。

もう 1 点注意すべきは、SAS 130 における第 4 および第 5 の対応である。すなわち、監査人がゴーイング・コンサーン基準での財務諸表の作成に同意しない場合の取り扱いと、財務諸表が TFV を示すためにゴーイング・コンサーン基準以外の基準に基づいて作成されている場合の取り扱いである。これらの対応は、企業の存続可能性そのものに対する評価の結果が、財務諸表に対する監査意見にどのような影響を与えるかを示すものである。すなわち、これらは、ゴーイング・コンサーンとしての存続可能性の評価の結果が財務諸表の質の保証という財務諸表監査のなかに組み込まれていることを意味しており、財務諸表監査が保証する財務諸表の質を目的適合性と信頼性の 2 つであると考えている本論文の立場からすると、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力の評価が目的適合性と信頼性という 2 つの財務諸表の質とどのような関係を有しているのかを検討しなければならないことを示唆している。この問題についても後に詳述する。

SAS 130 の附録 4 では、これらの手続と監査報告書における対応をフローチャートにまとめている。これを示すと、次頁の図表 7-1 のとおりである。

監査人は、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題について、以上で述べたような対応をとる。これらの取り扱いの特徴を明らかにするため、次節においては、SAS 130 以前の監査基準の内容を検討し、SAS 130 と比較する。

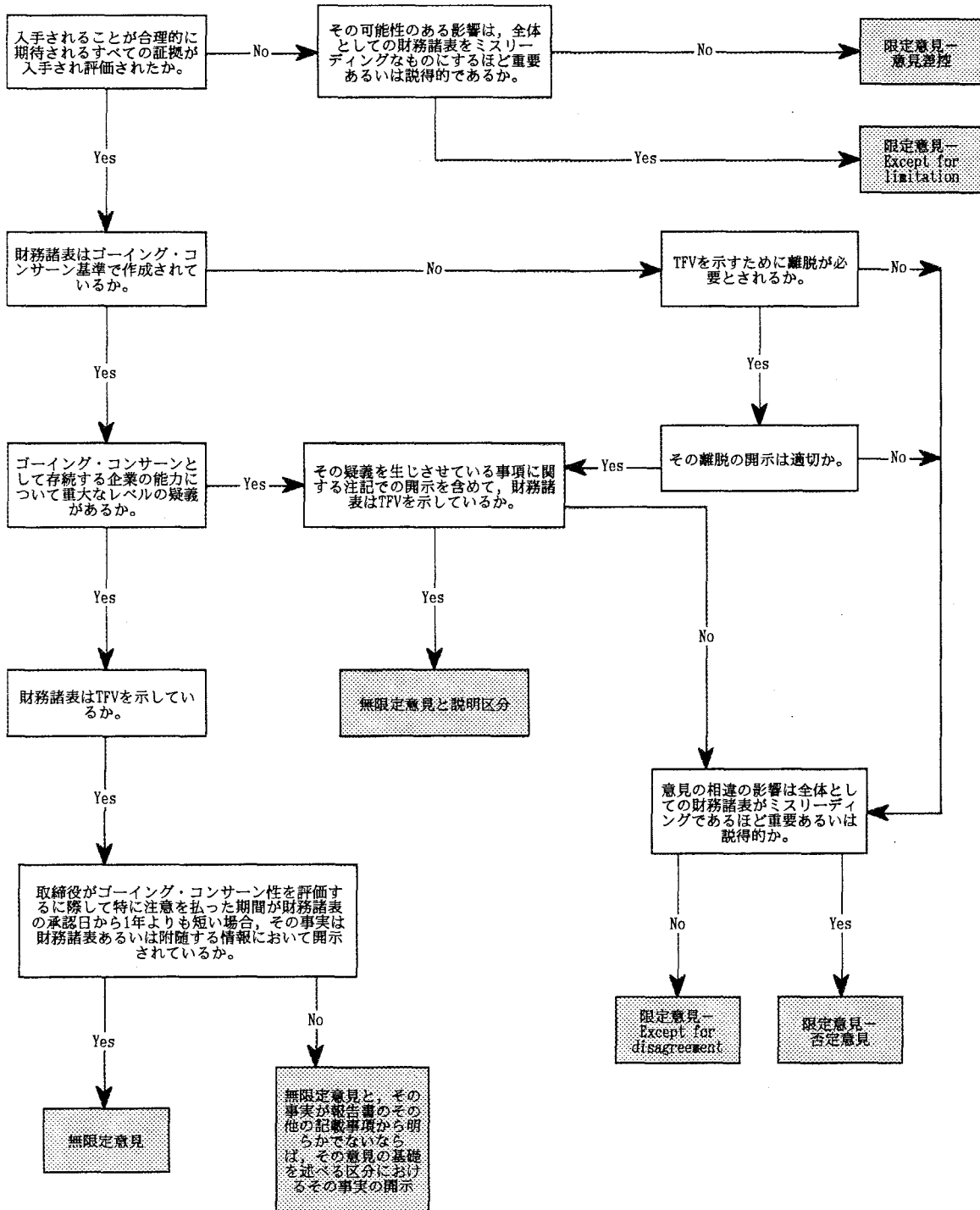
3. SAS 130 以前の監査基準の概要と SAS 130 との比較

(1) APC 監査ガイドラインの概要

SAS 130 が 1994 年に APB によって公表される以前においては、1985 年に APC が公表した監査ガイドライン 410「ゴーイング・コンサーンに関する監査人の検討 (Auditing Guideline 410: The Auditor's Consideration in respect of Going Concern)」(以下、監査ガイドライン 410 とする) によってゴーイング・コンサーン問題は規定されていた。また、監査報告書に関しては、1993 年に SAS 600 が公表されるまでは、APC によって 1980 年に公表され 1989 年に改訂された監査基準 102「監査報告書 (Auditing Standard 102: The Audit Report)」(以下、APC 監査基準 102 とする) が置かれていた。

ここでは、これらの監査ガイドライン 410 と APC 監査基準 102 の内容を概観し、SAS

図 7-1 ゴーイング・コンサーンと財務諸表に対する報告



出所：SAS 130, Appendix 4.

130 および SAS 600 との違いを明らかにすることによって、SAS 130 および SAS 600 が公表されたことによってゴーイング・コンサーン問題の取り扱いにどのような変化がもたらされたのかを浮き彫りにすることを目的とする。

まず、この監査ガイドライン 410 は、企業がゴーイング・コンサーン基準で財務諸表を作成することが適切であるかどうかに関する監査人の検討に対して指針を適用するものである (preface)。

そして、監査人が実施すべき手続については、次のように述べる。すなわち、監査人は、その意見を形成するとき、財務諸表がゴーイング・コンサーン基準で作成されるべきであることを受け入れる合理的な理由があるかどうかを検討する必要がある。それゆえ、監査人は、その監査手続を計画し、実施し、その結果を評価するときに、ゴーイング・コンサーン基準が適切であることを確信しなければならない。その監査の過程において、ゴーイング・コンサーン基準がもはや妥当ではないかもしれないことの兆候に気づいたときは、監査人はこの指針において概説されているような追加的手続を実施しなければならない。監査手続によってそのような兆候が明らかとならなければ、監査人はゴーイング・コンサーンの仮定が適切であると受け入れることが合理的である (para.6)。

ここでは、SAS 130 ほど詳細ではないにしても、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力についての疑義を生ぜしめる兆候を例示しており (paras.9-13)、監査人は、準備的手続を実施するときから監査報告書の日付まで、継続的にこれらの兆候が存在しないかどうかを検討しなければならない (paras.14,16)。しかし、これらの手続は一般に特別な追加的手続を含むものではない (para.15)。

その手続の結果として、企業が事業を継続することができないかもしれないということを示す証拠が得られた場合、監査人はこの証拠を相殺する要因をレビューしなければならない (para.17)。また、取締役がその問題に対処するための計画を設定している場合には、その計画の適切性を評価し、銀行あるいは第三者からの資金が提供される場合にはそれらから文書での確認を入手し、その問題の範囲とそれに対処する実行可能性に関して取締役が入手した専門家の助言を検討し、当該企業がグループの一員であればその企業と他のグループ構成企業との間に存在する責務、事業あるいは保証の意味するところを検討しなければならない (paras.18-21)。

さらに、これらの手続の結果、監査人は財務諸表がゴーイング・コンサーン基準によって作成されることが適切であるかどうかに関する意思決定に達する十分な証拠を入手し

たかどうか検討する。

以上が、監査ガイドライン 410 に規定されるゴーイング・コンサーン問題に関して実施される手続であるが、これらを SAS 130 における手続と比べると、両者の間に重大な差異があることがわかる。すなわち、監査ガイドライン 410 のもとでは、ゴーイング・コンサーン基準が妥当ではないかもしれないことの兆候を発見するために、このことを目的とする手続を実施する必要はない。兆候が発見されたときに追加的な手続が必要とされるだけである。それに対して、SAS 130 では、この兆候を識別することを特に意図した手続の計画および実施が求められている。このことは、ゴーイング・コンサーンの評価に関する手続がより積極的に求められるようになったといえる¹⁰。

一方、これらの手続の結果として、監査報告書および監査意見については、次の4つの場合にわけて規定している。

まず第1に、財務諸表がゴーイング・コンサーン基準に基づいて作成されることが適切であることを監査人が確信した場合には、通常、監査報告書においてゴーイング・コンサーン基準についての言及は含まれない (para.23)。しかし、財務諸表とその作成の基礎の適切性のよりよい理解を読者が得るために重要な事項は、強調事項 (an emphasis of matter) として監査報告書において言及するかもしれない (para.24)。

次に、ゴーイング・コンサーン基準の適切性について未確定事項がある場合、監査人は、その未確定事項が財務諸表によって示される概観に対して与える影響を検討しなければならない (para.25)。そして、ゴーイング・コンサーンの仮定の適切性に関する未確定事項が財務諸表によって示される概観に重要な影響を与えていると考える場合、監査人は限定意見 ('subject to' opinion ; 条件付意見) を表明しなければならない。そして、監査報告書においては、財務諸表が基づくところのゴーイング・コンサーンの仮定、関連する未確定事項の性質、財務諸表になされなければならないかもしれない調整の性質について言及する (para.27)。

さらに、ゴーイング・コンサーンの仮定についての未確定事項が、監査人が財務諸表についての意見を形成するのを妨げるほどに著しく重要 (fundamental) である場合には、監査意見を差し控える (para.29)。

最後に、企業が事業を継続できないということを示す非常に重大な証拠があるため、監

¹⁰ 監査ガイドライン 410 におけるその手続の位置づけは、前述したアメリカの SAS 第 59 号のそれに類似したものといえるであろう。

査人が見解の相違（disagreement）を理由として意見を限定する場合には、監査人は限定意見（‘except for’ opinion）もしくは否定意見を表明する（para.30）。

（２）APC 監査基準・ガイドラインと SAS 130・SAS 600 における監査報告書での対応
以上で、監査ガイドライン 410 の概要をみてきた。それらのうち、ここでは、監査報告書における対応に焦点を当てて、APC 監査基準 102 をあわせて取り上げながら、それを SAS 130 および SAS 600 の内容と比較・検討する。

上述のとおり、監査ガイドライン 410 では、監査報告書における対応として４つの場合を規定していた。

まず第１の対応として、財務諸表の作成に当たってのゴーイング・コンサーン基準の採用の適切性を監査人が確信した場合および財務諸表とその作成の基礎の適切性のよりよい理解を読者が得るために監査報告書に強調事項を含める場合について言及している。そして第２の対応として、ゴーイング・コンサーン基準の適切性について未確定事項がある場合には限定意見（‘subject to’ opinion）が表明されることを規定している。

これらの対応のうち、第１の対応は、SAS 130 における第２の対応、すなわちゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に重大な疑義があるため、監査報告書に説明区分を設ける場合に相当する¹¹。しかしながら、監査報告書に含まれる強調事項は、現行の監査報告書における説明区分とは、その意味合いが異なるものと思われる。また、監査ガイドライン 410 における第２の対応において示されている限定意見（‘subject to’ opinion）は、現行の SAS においては存在しない。これらの変化の意味を理解するためには、APC 監査基準 102 における監査意見、監査意見の限定、強調事項の関係を明らかにする必要がある。

APC 監査基準 102 では、財務諸表に対する意見の限定を生ぜしめる状況の性質として次の２つを識別している（para.13）。

- (a)ある問題について監査人が意見を形成するのを妨げる未確定事項が存在している場合（未確定事項）
- (b)監査人はある事項について意見を形成することができるが、これが財務諸表によって示される概観と対立する場合（見解の相違）

¹¹ なお、ゴーイング・コンサーン基準が適切であり、無限定意見のみが表明される場合については、SAS 130 においては明示されていない。

そして、未確定事項を生ぜしめる状況として、次の2つを挙げている (para.14)。

- (a) 監査人が、何らかの理由で、その監査のために必要であるとするすべての情報および説明を得ることができない場合、たとえば、必要と考えられる監査手続を実施できない場合、あるいは適切な会計記録が存在しない場合における範囲の制限
- (b) 監査人が当該状況自体のためにある事態の結果に関して客観的な結論に達することができない場合の固有の未確定事項。たとえば、この種の未確定事項は、訴訟、長期契約の結果、ゴーイング・コンサーンとして存続する企業の能力に関する疑義 (doubts) に関連する。

こうした限定事項の重要性を考慮したうえで監査意見が表明されるが、その関係を表に示すと次のとおりである (para.18)。

図表 7-2 APC 監査基準 102 における、限定を生ぜしめる状況の性質と監査意見

状況の性質	重要だが著しく重要ではない	著しく重要
未確定事項	'subject to' opinion	意見差控
見解の相違	'except for' opinion	否定意見

これらからわかるとおり、APC 監査基準 102 では、ゴーイング・コンサーンに関する監査人の評価の結果は監査範囲の制限がある場合と同様に扱われ、ゴーイング・コンサーンとして存続する企業の能力に関する疑義がある場合には、範囲区分の限定となり、限定意見 ('subject to' opinion) が表明されるかもしくは意見差控となる。

一方、強調事項は次のように説明される。稀な状況においては、財務諸表に適切な開示があるとしても、財務諸表における重要な事項を見落とすことがないように監査人はそれに対して読者の注意を促すことを望むかもしれない。監査意見の限定であるとの誤解を避けるために、強調事項としての言及は、監査人が特に注意を促す財務諸表上の事項に制限され、監査報告書の意見区分ではなくその後の別の区分でなされなければならない (para.30) ¹²。

¹² なお、APC 監査基準 102 においても、説明区分 (explanatory paragraph) という用語はみられる。しかし、APC 監査基準 102 においては、説明区分は限定の理由を開示する区分とされており、現行の SAS 130 でいうところの説明区分ではないことに注意が必要である (para.23)。

すなわち、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力に関する疑義は、監査報告書の範囲区分で扱われるのが原則であり、「稀な状況において」のみ強調事項が監査報告書に含まれるのである。

なお、ゴーイング・コンサーン基準の適切性について未確定事項がある場合に監査人に表明することが求められている限定意見（‘subject to’ opinion）は、現行の SAS においては存在しない。すなわち、この subject to’ opinion は、現行の SAS においては‘except for’ opinion に置き換えられている。現行の SAS における、限定を生ぜしめる状況の性質と監査意見の関係について表にまとめると次のとおりである。

図表 7-3 現行 SAS における、限定を生ぜしめる状況の性質と監査意見

状況の性質	重要だが著しく重要ではない	著しく重要
範囲の制限	‘except for’ opinion	意見差控
見解の相違	‘except for’ opinion	否定意見

この限定意見（‘subject to’ opinion）という対応の廃止について、Hodgkinson（1993, p.88）によれば、これは APB によって擁護された明瞭性を推し進めるものである。すなわち、未確定事項は、限定意見（‘subject to’ opinion）あるいは意見差控の理由にはならない。SAS 600 は、未確定事項が適切に説明され開示されていれば、それは TFV の表示を妨げないという APB の信念を反映したものと見える。これは、TFV はいかなる場合においても示し得るという会社法的前提と首尾一貫するものである。APC 監査基準 102 および監査ガイドライン 410 は、特定の領域において TFV を害する未確定事項もあれば、全体としての TFV を妨げる未確定事項もあるという逆の立場を採っていた。これは、利用者が期待する困難な問題への率直な対応を避けることを容易にするものであった。

また、限定意見（‘subject to’ opinion）は、多くの監査人にとっての「安易な選択（soft option）」であった。というのも会計基準への非準拠を扱う場合のような不適切な状況においてのその利用がよくみられたのである。より慎重なアプローチを要求し、限定意見（‘subject to’ opinion）を禁止し、限定の重要性を高めることによって、APB は限定の数をかなり減少させることに成功した（Hopkins, 1995, p.92）。

アメリカにおいても、SAS 第 58 号および第 59 号が公表される前においては、ゴーイング・コンサーンを含めた未確定事項の問題は‘subject to’ opinion で扱われていた。そし

て、この‘subject to’ opinion については、さまざまな観点からその賛否について論じられていた。Pany and Smith (1979) に基づいて、‘subject to’ opinion についての賛否を要約すると次のとおりである。

まず、‘subject to’ opinion に反対する論拠としては、以下の5点が挙げられる。まず第1に、‘subject to’ opinion は監査人の主たる責任と一貫せず、冗長なもの (redundant) である。この考え方は、1978年に公表されたコーエン委員会報告書の立場と同一のものである。第2に、すべての企業は未確定事項に直面しており、そうした未確定事項を評価することは読者の責任である。第3に、‘subject to’ opinion は、不当な自己達成的予言 (self-fulfilling prophecy) かもしれない。第4に、監査人は‘subject to’ opinion を表明すべき状況を有効に区別できていない。そして第5に、‘subject to’ opinion は読者を混乱させている。

他方、‘subject to’ opinion を支持する論拠は次の4点にまとめることができる。第1に、‘subject to’ opinion は、読者の注意を異常な未確定事項に向けるものである。第2に、監査人による内部情報へのアクセスは、未確定事項の評価に役立つはずである。第3に、‘subject to’ opinion は、必ずしも読者を混乱させるものではない。第4に、‘subject to’ opinion は、監査人の責任を限定するのに役立つかもしれない。

こうした賛否があるなか、アメリカではSAS第58号において‘subject to’ opinion に反対する見解をとり、それを廃止するとともに、説明区分を導入して‘subject to’ opinion での対応を支持する第1の論拠すなわち未確定事項への注意喚起をも採用した¹³。こうしたアメリカでの議論および監査基準の設定がイギリスにも影響したことは想像に難くない。

さらに、イギリスにおける説明区分の導入について、Hodgkinson (1993, p.88) は、著しく重要な未確定事項の説明が監査意見の限定ではないという考えをより徹底させる必要性を指摘している。APC 監査基準 102 でも、強調事項が監査意見の限定ではないことを示している (para.29)。しかし、この点をより徹底するために、SAS 600 では、監査報告書における監査意見の基礎を述べる区分に著しく重要な未確定事項に言及する説

¹³ アメリカにおいて導入された説明区分の目的については、「財務諸表利用者に適切に情報を提供するのに役立つ」(SAS No.58, footnote 11; SAS No.59, footnote 4) と説明されているとおりである。すなわち、「この新 SAS (第 58 号—福川) は、‘subject to’ opinion を廃止するものであるが、財務諸表に影響するかもしれない重要な未確定事項がある場合には監査報告書において(意見区分の後に)説明区分を設けることを監査人に要求することによって『警報(red flag)』概念を残している」(Roussey *et al.*, 1998, p.46) のである。

明区分を設け、その際には、その内容の点において財務諸表についての監査意見は限定されていないことを明確に示す文言を用いなければならないとしているのである (para.54)。しかしながら、監査人の役割という観点からみた場合に、なぜ監査人が監査報告書に説明区分を設け、そこで未確定事項に言及しなければならないのかという点は明らかではない。この点については後の節で議論する。

これまでの検討から、監査ガイドライン 410 における第 3 の対応、すなわちゴーイング・コンサーンの仮定についての未確定事項が著しく重要である場合の監査意見は、現行の SAS に示された第 6 の対応とはその意味が異なることがわかるであろう。監査ガイドライン 410 においては、ゴーイング・コンサーンに関する未確定事項は範囲区分において扱われ、その結果、著しく重要な未確定事項がある場合には意見差控となる。それに対して、現行の SAS においては単に著しく重要な未確定事項が存在するだけでは意見差控とはならない。意見差控となるのは、その業務の範囲に対する制限がその会計上の処理と開示の適切性の評価に直接に影響する場合である。未確定事項を解決する証拠が現時点では存在しないが将来の時点で入手可能となる場合には、それは単なる未確定事項であるのに対して、未確定事項を解決したであろう証拠が存在するあるいは存在したが監査人がそれを入手できない場合、それが範囲の制限である (Hopkins, 1995, p.106)。

監査ガイドライン 410 における第 4 の対応、すなわちゴーイング・コンサーン基準に基づいて財務諸表を作成することが適切ではないために限定意見 ('except for' opinion) もしくは否定意見を表明する場合は、SAS 130 における第 4 の対応に相当する。ただし、監査ガイドライン 410 では、ゴーイング・コンサーン基準以外の基準で財務諸表が作成されている場合に関する監査人の対応については説明されていない。

(3) 監査ガイドライン 410 から SAS 130 への変化

以上において概観した監査ガイドライン 410 から SAS 130 への変化は、全体としてどのように解釈されるであろうか。

まず、監査報告書における対応に関してみれば、監査ガイドライン 410 では、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力に関する疑義が存在する場合に、限定意見 ('subject to' opinion) もしくは意見差控での対応と監査報告書における強調事項での対応が規定されていた。この対応は、財務諸表は未確定事項の存在、不存在にかかわらず TFV を示し得るとする立場からは、監査人の役割および責任に関して理論的に問題があり、実務指針

としても不備であった。さらに、ゴーイング・コンサーン基準が適切ではない場合の対応については規定するものの、一歩進んで、ゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成されている場合については規定していなかった。

それに対して、SAS 130 では、限定意見（‘subject to’ opinion）および意見差控での対応を廃し（未確定事項に対する監査範囲の制限がある場合の意見差控を除く）、説明区分での対応に一本化している。また、ゴーイング・コンサーン基準が適切ではない場合において、ゴーイング・コンサーン基準以外の基準で財務諸表が作成されている場合の対応についても明示的に規定している。これらは、監査ガイドライン 410 を TFV と未確定事項の観点から理論的により精緻化するとともに、より詳細にしたものと評価できる。

また、実施される手続に関しては、前述したように、SAS 130 では監査ガイドライン 410 に比して監査人のより積極的な関与を求めるようになっているといえる。

4. ゴーイング・コンサーン問題と財務諸表の質の関係

前節までにおいて、SAS 130 におけるゴーイング・コンサーン問題の取り扱いについて明らかにするとともに、それを SAS 130 以前のゴーイング・コンサーン問題の取り扱いを定めた監査ガイドライン 410 と比較することにより、SAS 130 における取り扱いの特徴を明確にした。こうして明らかにされた現行のゴーイング・コンサーン問題の取り扱いが、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能とどのような関係があるのかを論じることが本節の目的である。

SAS 130 が規定している、ゴーイング・コンサーン問題に関して監査人がとるべき監査報告書上の対応のうち、現行のゴーイング・コンサーン問題の取り扱いが財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能とどのような関係にあるのかという本節の議論と特に重要な関連を有している対応は次に挙げる 3 つである。すなわち、①ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に重大な疑義がある場合の「説明区分＋無限定意見」、②財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準を採用することが適切ではないと監査人が判断したにもかかわらずゴーイング・コンサーン基準で財務諸表が作成されている場合の「否定意見」、③財務諸表がゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成されており監査人が当該他の基準を適切であると判断した場合の「無限定意見」、という 3 つの対応である。

これらのうち、説明区分については財務諸表に対する監査意見とは切り離された情報提

供の枠組みにおいて論じられるべきものであるという点で、財務諸表の質の保証を目的として表明される監査意見での対応を指示した他の対応とは異質なものである。すなわち、説明区分での対応それ自体は、エンティティのゴーイング・コンサーンとして存続する能力そのものの評価の段階にとどまるものであり、その結果が財務諸表に対する監査意見にまで及ばないことを意味している。説明区分での対応と財務諸表に対する監査意見での対応をあわせて考えると、このことは、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力の評価が、情報提供の枠組みにおいて位置づけられる一方、その結果が、財務諸表がTFVを示していることの保証に関係していることを意味している。

説明区分での対応が情報提供の枠組みのなかでどのような意味をもち、またなぜ監査人は監査報告書のなかに説明区分を含めるといった役割を求められるのかという問題は、本節の議論と密接な関係を有しており、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能との関係においてそれと矛盾しない説明がなされることが必要である。この点については次節で詳細に論じることとして、本節では、特に監査意見での対応に焦点を当てることにする。

財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準を採用することが適切ではないと監査人が判断したにもかかわらずゴーイング・コンサーン基準で財務諸表が作成されている場合には、監査人は当該財務諸表がTFVを示していないという否定意見を表明する。また、財務諸表がゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成されており監査人が当該他の基準を適切であると判断した場合には、当該財務諸表はTFVを示しているという無限定意見が表明される。このことは、「財務諸表は、・・・TFVを示している」という監査意見が、特定の状況において財務諸表がゴーイング・コンサーン基準において作成されていようが、それ以外の何らかの基準で作成されていようが、そこで採用されている財務諸表作成の前提が当該状況のもとで適切であることを含意していることを意味している。

そもそも、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力の評価が監査人に求められるのは、一般に財務諸表がゴーイング・コンサーンの前提に立って作成されるためであると考えられる¹⁴。

¹⁴ 前述したように、イギリスにおいては、会社法第4附則およびFRS 18号で、ゴーイング・コンサーンの前提について規定されている。一方、アメリカにおいては、ゴーイング・コンサーンを前提として財務諸表を作成する旨の明文規定はない。アメリカにおけるゴーイング・コンサーンの前提の欠落・消滅については安藤（1997）を参照。

この考え方が受け入れられるならば、監査人によるゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力の評価は、財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーンの前提が成立するか否かを問うものであるということになる。そこで必要とされる判断は、財務諸表の前提が成立するか否かの判断であり、成立しない場合にはいかなる前提を採用することが適切かということにかかる判断である。問題は、こうした意味を有するゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力の評価が財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能といかなる関係にあるのかということである。

第3章での議論において、本論文では財務諸表監査が保証する財務諸表の質として目的適合性と信頼性とを措定することを示した。すなわち、「財務諸表は、・・・TFVを示している」という基本命題が、「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の目的適合性を有している」という命題と「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の信頼性を有している」という2つの命題に翻訳されるのである。その際、「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の目的適合性を有している」という命題は、会計プロセスによって企業活動のどの側面が認識され、またどの側面が認識されないのかということに関係しており、「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の信頼性を有している」という命題は、認識された企業活動の側面が会計プロセスを通じてどのように報告されているかに関係していることを述べた。

この議論に当てはめて考えると、監査人によるゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力の評価は、認識された(認識すべきとされた)企業活動の側面が会計プロセスにおいて適切に処理・報告されているかという信頼性に関するものというよりも企業活動のどの側面が認識されるべきかという目的適合性に関するものといえる。すなわち、ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性を問うことは、財務諸表が目的適合性を有しているか否かに関する判断の一部を構成するものであるといえるであろう。このことは、イギリスにおける概念フレームワーク(ASB, 1999b)でゴーイング・コンサーン概念が目的適合性の説明のなかに現れていることからみてもとれる。そこでは、次のように説明されている。

エンティティの財務的パフォーマンスおよび財政状態をみる際には多くの異なった観点(perspectives)がある。そして、採用される観点は、認識される資産および負債そしてその金額に重大な影響を与え得る。財務諸表の目

的に照らすと、通常最も目的適合的な観点は、当該エンティティは予見可能な将来において営業を行う存在として継続するという仮定に基づいている。この観点は通常ゴーイング・コンサーンの仮定といわれる (para.3.6)。

この説明からわかるように、通常ゴーイング・コンサーンの前提に立って財務諸表が作成されるのは、企業活動のゴーイング・コンサーンとしての側面をとり、その側面を財務諸表に反映することが最も目的適合的であると考えられるからである。しかしながら、この説明を裏返すと、ゴーイング・コンサーンとしての側面をとることが目的適合的ではない状況が存在し得ることになる。監査人によるゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力の評価は、まさに企業活動のゴーイング・コンサーンとしての側面をとることが目的適合的か否かを問うていると考えられるのである。

この場合、目的適合性に関する命題（「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の目的適合性を有している」）の翻訳命題の1つとして、ゴーイング・コンサーンに関する要証命題、すなわち「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」という命題が設定されることになる。そしてさらに、この命題は直接に立証可能な諸命題に翻訳される。たとえば、SAS 130 (para.23) において要求されている手続に即してこの命題を翻訳するとすれば、そのようにして導かれる諸命題のいくつかは次のようなものとなる。

- ・ 取締役がゴーイング・コンサーンを評価する際に特に注意を払った期間は合理的である。
- ・ 当該エンティティが直面している将来のリスクおよび未確定事項の警告のタイムリーな識別のためのシステムその他の手段が存在している。
- ・ 予算および予測の背後にある仮定は当該状況において適切である。
- ・ 十分かつ適切な借入ファシリティが存在している。

ゴーイング・コンサーンに関する要証命題を設定する必要性は、石原（1998）においてすでに指摘されている。そこでは、「ゴーイング・コンサーンに関する監査人の判断は、被監査事業体が継続企業としての存続能力を具備しているかどうかに関する究極的要証命題を設定するところから形成されなければならない」(p.191) として、①究極的要証命題の設定、②究極的要証命題から監査人が直接に立証可能な要証命題への演繹、③立証可能な要証命題を立証するための監査意見形成の基本構造、という3つの論点に区分して分

析することが可能であるとしている。さらに、ゴーイング・コンサーンに関する究極的要証命題を、適正性命題（本論文の文脈でいえば、「財務諸表は、・・・TFVを示している」という基本命題）を翻訳する最初のステップに位置する第1次の下位命題として位置づけている（p.192）。しかしながら、こうした主張に対しては、「なぜゴーイング・コンサーン監査問題を命題として明示的に翻訳しなければならないか」が明らかにされていないという批判があった（鳥羽, 2000, p.100）。ゴーイング・コンサーンに関する命題、すなわち「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」という命題を明示的に設定する必然性が生じるのは、まさに財務諸表監査によって保証される財務諸表の質に目的適合性を含めて考える場合においてであり、その場合にゴーイング・コンサーンに関する命題は目的適合性に関する命題の翻訳命題の1つとして位置づけられると考えられるのである。

次に、ゴーイング・コンサーンに関する命題を、目的適合性に関する命題の翻訳命題の1つであると捉える立場から、監査人の監査報告書における対応について考える。当然のことながら、監査人は、ゴーイング・コンサーンに関する命題を立証するために証拠を収集し評価する。それらの手続の結果、この命題が肯定されれば何の問題もない。問題となるのは、監査人が証拠を収集し評価した結果として、この命題が否定された場合である。

財務諸表がゴーイング・コンサーンの前提に基づいて作成されている場合において、監査人がその立証プロセスにおいてゴーイング・コンサーンに関する命題を否定したとする。この場合、その上位命題である「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に)要求される水準の目的適合性を有している」という命題が否定されることになる。さらに、この場合には「財務諸表は、・・・TFVを示している」という基本命題が否定されることになる。したがって、この場合には監査人は「財務諸表は、・・・TFVを示していない」という否定意見が表明されることになる。一方、財務諸表がゴーイング・コンサーンの前提以外の前提に基づいて作成されている場合、監査人は上述のゴーイング・コンサーンに関する命題に代えて「当該エンティティは、当該他の前提を採用することが適切な状況にある」という命題を設定する。そして、この命題が肯定された場合には、監査人は無限定意見を表明することになる。こうした監査報告書での対応は、イギリスにおけるSASで指示されているところと基本的に一致する（SAS 130, paras.49, 54）。

しかしながら、監査人がこうした対応を実際にとることは、第3章で議論した目的適合性の保証に伴う問題点が存在しているために、著しく困難であると思われる。まず、利用

者の意思決定モデルが明らかにされていないという問題のために、監査人は、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に関する疑義があると判断した場合に、どのレベルの疑義まではゴーイング・コンサーンの前提を採用することが支持され、どのレベルからゴーイング・コンサーンの前提以外の前提を採用することが要求されるのか、言い換えると、財務諸表の作成に当たってどの前提を採用することが目的適合性を有した財務諸表をもたらすのかについて判断することは監査人にとって容易ではない。さらに、目的適合性を実現するための会計基準の欠如の問題もある。すなわち、監査人がゴーイング・コンサーンの前提以外の前提が適切であると判断したとしても、その前提のもとで適用すべき会計基準が存在していないのである¹⁵。

これらの問題は、ともに監査の領域の問題ではなく、会計の領域に属する問題である。したがって、財務諸表監査の立場からすれば、これらの問題をいかに解決するかではなく、その問題の存在を前提とした場合に、監査人はいかなる対応をとるべきであり、またとることが可能なかが論じられなければならない。

5. 監査人による財務諸表の目的適合性に対する警報の提供 —情報提供の論理—

前節においては、イギリスにおいて SAS が規定している、ゴーイング・コンサーン問題に関して監査人がとるべき監査報告書上の対応のうちの2つ、すなわち財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準をとることが適切ではないと監査人が判断したにもかかわらずゴーイング・コンサーン基準で財務諸表が作成されている場合に否定意見を表明するという対応と財務諸表がゴーイング・コンサーン基準以外の基準で作成されており監査人が当該他の基準を適切であると判断した場合に無限定意見を表明するという対応を理論的に説明するためには、監査人の立証プロセスにおいてゴーイング・コンサーンに関する命題を認識することが必要であること、その命題は目的適合性に関する命題の翻訳命題の1つとして位置づけられることを論じた。そして、ゴーイング・コンサーンに関する命題を立証するに当たって監査人が直面する問題についても指摘した。

ここでは、監査人がゴーイング・コンサーンに関する命題を立証する際に直面する前述

¹⁵ 鳥羽・秋月（2000）は、こうした会計基準の不備の問題が存在していることから、「当該公準（ゴーイング・コンサーンの公準—福川）の成立に関する反証がない場合は、これに何ら言及することなく無限定意見を表明し、また反対に、反証主義的な証拠形成を通じて当該公準の成立を認めることができなかつた場合には、意見差控とすべきである」（p.74）と述べている。

の問題点を前提とした場合に、監査人がとるべき対応として、いかなる方策があるのかという観点から監査報告書に含まれる説明区分を捉えて、その意義を論じるとともに、説明区分をそのように捉える際のあるべき姿を提示する。

(1) SAS に規定する説明区分

SAS 130 の規定によれば、ゴーイング・コンサーン問題に関して監査報告書に説明区分が含まれるのは、監査人が、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力についての重大なレベルの疑義があると考え、ゴーイング・コンサーン基準での財務諸表の作成には反対しない場合である (SAS 130.6, para.42)。

この場合の説明区分は、監査人の疑義を生ぜしめている事項の性質を明確に説明し、財務諸表における関連した開示に言及するものである (SAS 130, para.43)。そして、SAS 130 では、次のような 2 つの説明区分の記載例を挙げている (SAS 130, Appendix 2)。

Going Concern

In forming our opinion, we have considered the adequacy of the disclosures made in note 1 of the financial statements concerning the uncertainty as to the continuation and renewal of the company's bank overdraft facility. In view of the significance of this uncertainty we consider that it should be drawn to your attention but our opinion is not qualified in this respect.

Going Concern

In forming our opinion, we have considered the adequacy of the disclosures made in note 2 of the financial statements concerning the uncertainty over the possible outcome of a tender for a two-year contract placed by the company with a current major customer. In view of the significance of this uncertainty we consider that it should be drawn to your attention but our opinion is not qualified in this respect.

これらの記載例からわかるように、説明区分では、ゴーイング・コンサーンに関する監査人の疑義を生じさせている事項を指摘し、当該事項の財務諸表における開示の適切性を検討した旨を述べる。そして、当該事項に読者の注意を喚起するものではあるが、監査意見を限定するものではないことを指摘する。

(2) 説明区分に関する問題点

上述した説明区分の目的が、財務諸表利用者への注意喚起にあることは明らかであろう。しかし、1点注意しなければならないことがある。それは、説明区分における記載事項が、財務諸表およびそれへの注記における開示を前提としていることである。この点について SAS 130 では、監査人は、監査報告書における説明のために、財務諸表から得られる情報を繰り返し述べる (repeat) ことが必要である範囲を決定するのに判断を用いなければならないとしている (para.43)。すなわち、説明区分で述べられることは、情報としてはすでに財務諸表のなかで提供されており、監査人はそれを繰り返す形で監査報告書に記載するのである。

本来、財務諸表利用者にとって有用な情報は、経営者によって提供されるべきであり、監査人は経営者によって提供された情報の質を保証するという役割を担っているはずである。ゴーイング・コンサーン問題に関しても、経営者が十分な開示を行っていれば、監査人があらためてそれについて監査報告書において言及する必要はないはずである。それにもかかわらず、財務諸表利用者への注意喚起という形で、監査報告書においてそれに言及するのはなぜだろうか。また、それはいかなる意味における情報提供なのであろうか。

アメリカにおいては、1995年にSAS第58号を改訂するSAS第79号が公表され、これによって、未確定事項にかかる説明区分が廃止された。すなわち、監査人は、未確定事項に関する必要な開示が経営者によってなされているかどうかを確かめ、それがなされていれば、監査人は監査報告書における説明区分でそれに言及しないという立場をとったのである¹⁶。こうした改訂が行われた理由について、Birdzell (1996) は次のように説明している。すなわち、財務諸表が重要な未確定事項によって影響を受けている場合に、財務諸表利用者は監査報告書において説明区分を見出すことに慣れていた。したがって、利用者のなかには、未確定事項にかかる説明区分が注記において開示されている情報に追加的な情報を伝達していると信じる者もいた。しかし、説明区分が財務諸表に開示されていない情報を開示すべきではないことは明らかである。未確定事項に関連する開示規定が整備されるにつれて、監査報告書に説明区分が含まれていない場合には未確定事項に関する財務諸表での開示は重要ではないと財務諸表利用者が誤って信じることに対する懸念が高

¹⁶ ただし、SAS 第 79 号は、未確定事項にかかる説明区分は廃止したものの、ゴーイング・コンサーンに関する説明区分については何ら変更を加えていない。

まった、と。

この説明区分廃止の理由は、一言でいえば、説明区分では何ら追加的な情報は提供されず unnecessary なものであるということになろう。果たして、説明区分では何らの情報も提供されていないのであろうか。そもそも説明区分で提供される情報とはいかなるものなのだろうか。

野口(1974, pp.14-20)はいくつかの情報概念を比較した上でそれらを整理しているが、そのうち本論文に關係する範囲でそれらを図示すると次のとおりである。

図表 7-4 情報概念の整理

		不確実性を減らすか	
		減らす	減らさない
価値があるか	あり	①	③
	なし	②	④

出所：野口(1974, p.19)の図をもとに作成

まず、①は、不確実性を減らす働きをするとともに、価値がある情報を表している。たとえば、企業が作成し公表する財務諸表はこの範疇に入る。

②は、不確実性を減らす働きをしているが、価値がないような情報を表す。野口(1974)は、この例として、「昨日のボストンの天気」を挙げている。

③は、不確実性を減らす働きをしていないが、価値があるような情報を表している。たとえば、一度みたことのある映画をあらためてみたり、聴いたことのある音楽をもう一度聴いたりする場合に受けるのが、この範疇に入る情報である。

④は、不確実性を減らさず、しかも価値がないような情報を表している。周囲の雑音等がこの範疇に入る。

このように整理された情報概念をもとに、説明区分において提供される情報を考えることにしたい。まず、説明区分では、すでに財務諸表およびそれに対する注記での開示がなされていることが前提となっていることは前述したとおりである。その意味では、当該エンティティの状態についての不確実性を減らすものではない。また、監査報告書を含む財

務報告を念頭におく場合に、エンティティの状態についての不確実性を減じない情報は、情報利用者にとって価値がないと一般に考えられている。とすると、説明区分において提供されている情報は④の範疇に入るといえる。さらに、アメリカにおける未確定事項に関する説明区分の廃止の理由として Birdzell (1996) が述べているように、説明区分での対応が制度的に準備されているがゆえに、監査報告書に説明区分が含まれていない場合には未確定事項に関する財務諸表での開示は重要ではないと財務諸表利用者が誤って信じるのであれば、このことは、本来①に含まれるべき情報が②の情報であると利用者に解釈されることを意味しており、説明区分はマイナスの価値すらもち得ることを示唆している。

しかし、たとえば、Bamber and Stratton (1997) の実証結果は、未確定事項にかかる説明区分は、その内容がすでに開示されている場合においても特定の利用者（銀行の融資担当者）のリスク評価等に影響を与えており、さらにその監査報告書の情報内容は、利用者の注意を特定の財務諸表項目に向けるというよりも、監査報告書によって提供される独立の「第2の意見」に由来するものであることを示している。さらに、最近のアメリカにおける新聞報道でも、監査人が監査報告書においてゴーイング・コンサーンに言及したことにより株価が下落したことが報じられている¹⁷。これらのことは、説明区分における記載事項がすでに財務諸表およびそれに対する注記において開示されている場合にそれが追加的な情報を提供するものではないという主張が妥当性を有さないことを示している。すなわち、図表 7-4 に当てはめていえば、説明区分における記載事項が①の範疇に入る情報であることを示している。

とすると、次に、説明区分がその目的としている注意喚起における注意とは、何に対するどのような注意なのか、そして監査人がなぜそうした注意喚起をしなければならないのかを考えねばならない。

(3) 説明区分の意義とそこで提供される情報内容

Boritz (1991) では、ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性についての疑義の程度を、疑義不存在 (no doubt) から全体的否定 (total disbelief) の6段階に区分している (p.31)。

¹⁷ 2001年8月21日付のウォールストリート・ジャーナル誌の記事では、アーンスト・アンド・ヤング会計事務所がエキサイト・アット・ホーム社に対する監査報告書においてゴーイング・コンサーンとして存続する能力に関する疑義を表明し、そのニュースを受けてエキサイト・アット・ホーム社の株価は40セント(46%)下がり、47セントになったと報じられている。

ここで、疑義不存在あるいは全体的否定の場合においては、「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」という命題は、高い蓋然性をもって肯定あるいは否定されることになる。疑義が存在しない場合は、ここでは問題にはならない。財務諸表がゴーイング・コンサーンの前提で作成されている状況において、ゴーイング・コンサーンに関する命題が高い蓋然性をもって否定された場合、その上位命題である目的適合性に関する命題、さらに「財務諸表は、・・・TFVを示している」という基本命題は否定される。したがって、この場合、本来ならば監査人は否定意見を表明しなければならない。しかしながら、ここで監査人は、ゴーイング・コンサーンの前提が成立しない場合に適用すべき会計基準の体系を有さないという問題に直面する。このことは、監査人が、当該財務諸表を無限定意見の表明できるものにする手段を有していないことを意味している。したがって、この場合には監査人は意見を差し控えるという対応をとらざるを得ないかもしれない。

さらに問題となるのは、ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性についての疑義の程度が上述の2つのケースの間のグレーゾーンにある場合である。こうした場合、監査人は、目的適合性の保証に関して前述した問題のうち、財務諸表利用者の意思決定モデルが明示されていないという問題に直面する。このことは、監査人は、「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」という命題について何らかの結論に達することができたとしても、その結論に基づいていかなる前提を採用することが適切なのかについて判断できないことを意味している。

説明区分は、この問題に対処するための有効な方策として位置づけ得る。監査人がゴーイング・コンサーンに関する命題について何らかの結論に達したが、その結論に基づいていかなる前提を採用することが適切なのかについて判断できない場合には、監査人はその意見表明を行うに当たって、ある種の仮定を置くことが必要とならざるを得ない。すなわち、ゴーイング・コンサーンの前提で作成されている財務諸表は、その利用者にとって目的適合的ではないかもしれないが、どのような前提に立って作成された財務諸表が目的適合的なのかを監査人には判明しないため、とりあえず財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーンの前提を採用することが目的適合的であると仮定するのである。ただし、この場合には当然、こうした仮定を置いていることを利用者に明示する必要性が生じる。ここに、ゴーイング・コンサーンに関する説明区分を監査報告書に含める意義が生じると考える。すなわち、説明区分において、監査人は財務諸表の目的適合性についての保証を

行うに当たって、その実施上の問題に直面し、その結果、特定の仮定を置かざるを得ないというメッセージを注意喚起という形でその利用者に発信するのである。

ゴーイング・コンサーンに関する説明区分をこのように位置づける際に、説明区分におけるメッセージのあり方について若干の考察をしたい。前述したように、現行の実務では、説明区分において、ゴーイング・コンサーンに関する監査人の疑義を生じさせている事項を指摘し、当該事項の財務諸表における開示の適切性を検討した旨を述べるとともに、当該事項に読者の注意を喚起するものではあるが、監査意見を限定するものではないことを指摘するという形になっている。しかし、このメッセージでは、監査人が財務諸表およびそれに対する注記における開示事項の相対的重要性を指摘しているとの印象を与えかねない。開示事項のウェイトづけを行うのは、経営者の役割であり、またそれを利用する利用者の役割である。監査人がこれを行うとすれば、それはいわゆる二重責任の原則に抵触し、財務諸表の質の保証という本来の役割とは相容れない。監査人の役割としての情報提供は、これまで述べてきたように、「財務諸表の目的適合性についての仮定」についての注意喚起と捉えるかぎりにおいて正当化される。とするならば、このことを明示する形でのメッセージがとられなければならない。

6. むすび

本章では、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を題材として、それが、財務諸表がTFVを示しているかどうかについての監査意見とどのような関係を有するのか、より具体的には、財務諸表監査が保証する目的適合性と信頼性という2つの質とどのような関係を有するのかを検討してきた。

まず、SAS 130におけるゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱いについて、実施される監査手続および監査報告書における監査人の対応の観点から検討し、これをイギリスにおける以前の監査基準と比較することによって、現行のゴーイング・コンサーンにかかる監査問題の取り扱いの特徴を明らかにした。

そして、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題に対する監査人の対応のうち、①ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に重大な疑義がある場合の「説明区分+無限定意見」、②財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準を採用することが適切ではないと監査人が判断したにもかかわらずゴーイング・コンサーン基準で財務諸表が作成されている場合の「否定意見」、③財務諸表がゴーイング・コンサーン基

準以外の基準で作成されており監査人が当該他の基準を適切であると判断した場合の「無限定意見」、という3つの対応に着目した。

これらのうち、②の場合の「否定意見」および③の場合の「無限定意見」という対応を財務諸表監査の立証プロセスにおいて考えると、「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」というゴーイング・コンサーンに関する命題が設定されなければならないことを主張した上で、このゴーイング・コンサーンに関する命題は、「財務諸表は、・・・TFVを示している」という基本命題の翻訳命題の1つである目的適合性に関する命題の下位に位置づけられることを示した。ゴーイング・コンサーンに関する命題を設定する必要性を主張する議論はすでに存在しているが、それに対しては、なぜそのような命題を明示的に認識しなければならないのかという批判があった。本章の議論は、ゴーイング・コンサーンに関する命題を目的適合性命題の下位に展開することで、そうした批判に対する1つの答えを提示した。

さらに、①の場合の「説明区分+無限定意見」という対応を、監査人が財務諸表の目的適合性を保証する際に直面する問題の点から説明しようとして試みた。すなわち、説明区分が利用者に対する注意喚起を目的とするものであることを確認し、それが何に対するどのような注意喚起であり、また監査人がなぜそれを行わなければならないのかを明らかにしようとした。そこでは、まず、ゴーイング・コンサーンに関する命題が高い蓋然性をもって肯定あるいは否定された場合以外の場合、すなわちこの2つのケースの間のグレーゾーンにある場合に、監査人は、財務諸表利用者の意思決定モデルが明示されていないという問題に直面し、ゴーイング・コンサーンに関する命題について何らかの結論に達しても、その結論に基づいていかなる前提を採用すべきなのかを判断できないことを主張した。そして、こうした問題に対処する手段として、説明区分を説明しようとした。つまり、監査人がゴーイング・コンサーンに関する命題について何らかの結論に達したが、その結論に基づいていかなる前提を採用することが適切なのかについて判断できない場合には、監査人は財務諸表の目的適合性についての仮定を置かざるを得ない。そして、こうした仮定を置いていることを利用者に伝える場として、監査報告書における説明区分を意味づけたのである。確かに、そのような観点からみた場合には、現行のSASで例示されている説明区分の記載内容はメッセージとしての問題を含んでいるが、監査人による情報提供がその基本的役割である財務諸表の質の保証と矛盾しない形で正当化されるのは、そのように考える場合だけであるように思われる。

最後に、本章では、財務諸表の質（特にここでは目的適合性）の保証に伴う問題への対処のための方策の1つとして、監査人による情報提供を説明しようとしてきたが、そうした問題に対処する方策は、何も情報提供だけによらざるを得ないというわけではない。近年、イギリスにおいては、監査人はコーポレート・ガバナンスへの一定の関与が求められるようになっている。その関与の仕方に、財務諸表の質の保証に伴う問題に対処する有効な手立てが示されている。この点については次章において詳説するが、そのなかであらためてゴーイング・コンサーンに関する監査問題も取り上げることとする。